

N^o 6952 / XVII

135
1610

大日本

六法全書

金櫻堂藏版

新完堂石印

031031-001-6

CZ-5-0163

大日本六法全書

金樓堂

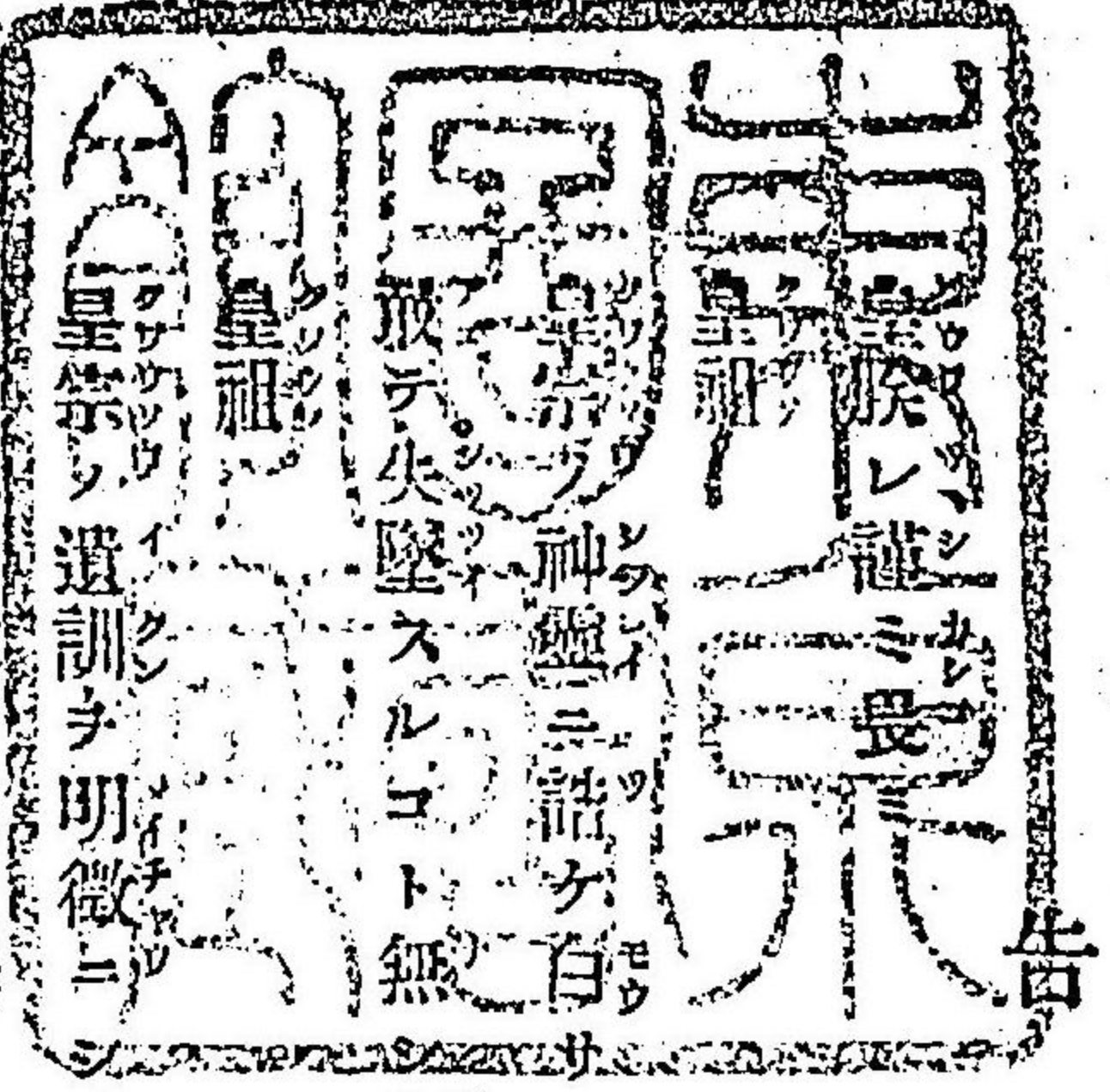
上

M23

BBC-0521



C2
5
0163



文

皇祖ノ神靈ニ誥ケテ
朕ヲ失墜スルコト無
ク皇朕レ天壤無究ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ
願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

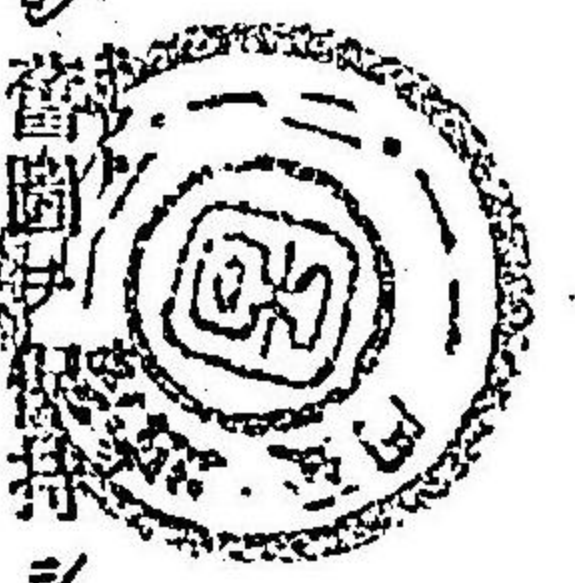
皇祖ノ遺訓ヲ明徴ニ
典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以
テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ不基ヲ鞏固ニシ八洲民臣ノ慶福ヲ増進
スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スル

コトヲ得ルハ洵ニ

皇祖



皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併シテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レテ鑒ミタマヘ

憲法發布敕語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗よ承くるの大權よ依り現在及將來の臣民よ對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふよ我か祖我か宗い我か臣民祖先の協力輔翼よ倚り我か帝國を肇造し以て無窮よ垂れたる此れ我か神聖なる祖宗の威徳と並よ臣民の忠實勇武よして國を愛し公よ殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我か臣民の即ち祖宗の忠良ある臣民の子孫あるを回想し其朕か意を奉體し朕か事を獎勵し相與よ和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外よ宣揚し祖宗の遺業を永久よ鞏固あらしむるの希望を同くし此の負擔を分つよ堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け万世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民の即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民あるを念ひ其康福を増進し其懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其翼賛よ依り與よ俱よ國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲よ大憲を制定し朕か率由する所を示す朕か後嗣及臣民及臣民の子孫ふる者をし

て永遠に循環する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所あり朕及朕か子孫に將來此の憲法の條章を循ひ之を行ふことを懲らざるへし

朕に我か臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内は於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要ある時宜を見るに至ては朕及朕か繼承の子孫の發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民の敢て之を紛更を試みることを得ざるへし

朕が在庭の大臣に朕が爲す此の憲法を施行するの責を任すべく朕が現在及將來の臣民に此の憲法を對し永遠に從順の義務を負ふへし

大日本帝國憲法注解

第一章 天皇

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す
(解) 本章は於ては皇帝陛下の權利を定めたるものなり

百四十九年一系の日本國皇帝陛下は日本を統治して他の者又は日本國を統治せしめざるなり言葉を換て云へば日本の日本國の皇帝か治めて此の他の者には之を容るること能はずと云ふことあり

第二條 皇位は皇室典範の定むる所より皇男子孫之を繼承す
(解) 皇位とは天皇の御位あり皇室典範とは天子の御家の規則なり

(解) 本條は天子の御位に天子の御家の規則に依りて其男の子や孫が承け繼ぐと云ふこと

特々
110

なり故も若女子のみなるとき御位は付かせ玉ふことを得ず其時の皇族より養子とし之跡を繼かするより仕方なきなり

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

(解)神聖とい極く尊き人と云ふ義なり 天子の此上もなき極く尊き人あれば國民より彼是云ふこと能はざるものあり故も天皇の國民に對しては無責任にして如何のことも爲すも國民よりして天皇を廢立することを得ず

第四條 天皇の國の元首として統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

(解)元首とは民の頭と云ふことあり天皇陛下の日本民人の頭なれば國を治むる權利を總攬せり故も如何の政事と雖も天皇一人にて執行するあり然れ共天皇一人の意見のみよ任する非らざるあり必ず此の憲法の規則に従ひ此の範圍内にて執行し範圍外は互らさらしむるあり言葉を換て之を云へば天皇の國民の司なれば天皇一人にて總ての政をなすも然れども天皇一人の意見のみよ因らずして必ず天皇の憲法に依て國民の同意を経て政を行ひ同意を経れば政を行ふこと能はすと云ふなり

第五條 天皇の帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

(解)協賛とい力を合せて同意すと云ふ義あり
(解)天皇の帝國議會の協力 賛成を以て法律を立る權利を行ふものあり即ち法律を立つるときは必ず帝國議會の議案を下し之を議せしめ其會議の賛成を得て其法律を立つる處の權利を行ひ賛成を経るときは其權利を行ふことを得ざるものあり

第六條 天皇の法律を裁可し其の公布及執行を命す

(解)裁可は許可あり天皇の帝國議會に於て議したる法律を許可し其許可したる法律を國中に布告することを命令し已に命令したるときは其命令したる法律を執り行ひしむるなり故も假令ひ帝國議會に於て議したるも天皇が裁可せざるるときは之を執行せしむることを得ざるなり之れ天皇の裁可權ある所以にして又止を得ざるなり

第七條 天皇の帝國議會を召集し其開會閉會停會及衆議院の解散を命す

(解)天皇の國會の議員を召集したり又國會を開きたり閉ちたりする處の權利を有す又

他は場合よ因りての衆議院の解散を命じ之れと同時に貴族院の會議を停會せしむる處の大權を有せり

第八條 天皇の公共の安全を保持し又其災厄を避くる爲緊急の必要よ由り帝國議會閉會の場合よ於て法律よ代るへき敕令と發す

(解)公共との公の者共と云ふこと安全との大丈夫と云ふこと保持との持ち保つと云ふこと災厄との災いいと云ふこと緊急とは肝心の急ぎと云ふこと

(解)天皇の多くの者共の大丈夫あることを保ち又其災を避くる爲め肝心の急ぎの事柄のあるも其時丁度帝國議會の開きて居らざる時の帝國議會を待つこと能はざるものなれば此時の帝國議會よ於て定めたと同一の力ある處の法律を敕を以て發布し人民よ服従せしむるなり何となれば若し議會の開會を待つとき遂に災厄を避け安全を保つこと能はざればなり

第二項 此敕令の次の會期よ於て帝國議會よ提出すべし若議會よ於て承諾せざる時は政府の將來よ向て其効力を失ふことと公布すべし

前項の法律の帝國議會の會議を経ざる變則の法律なれば必ず次きの國會の開けたる時は其法律を差出し會議を経ざるべからず若又其會議よ於て該法律を不可なりとして承知せざるべき政府の后ち后ちよ向て其法律の力なきことを布告せざるべからず何となれば元と之れ議會の決議を経ざる變則の法律なれば此變則の法律を永く遵守せしむることを得ざるなり若永く遵守せしむるとき此憲法の大權を犯すものありなり

第九條 天皇は法律を執行する爲よ又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めよ必要ある命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

(解)安寧との社會の平穩無事ある有様あり秩序とは社會よて構造したる各人の自由を合併したる者なり故よ自己の自由と伸張する爲めよ他人の權利を害するとき即ち秩序を害したるものと云ふ幸福とは福と云ふこと天皇は法律を執り行ふ爲めと又は多くの者の平穩無事社會各人の自由を保護する爲めと又は國民の福を増し進める爲めよは其要用ある處の命令を發布し又發布せしむるなり尤も此命令よては已よ定めたる處

の法律を變へ改むることを得ざるものなり

十

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此憲法又は他の法律と特例を掲げたるものは各々其條項に依る

(解) 行政とは立法司法を除きたる總ての官衙にして即ち今の各省より府縣に至るまでの官衙なり官制とは官衙の規則あり

(解) 天皇の行政に干する凡ての官衙の規則を定めたり又文官や武官の給料などを定めたり又其文官や武官を任じたり免じたりすることを得るあり尤も此憲法とか文の外の法律と特別規則を定めて置くもの其特別規則に依りて處分するあり

第十一條 天皇の陸海軍を統帥す

(解) 統帥といつて帥めると云ふことなり

(解) 天皇陛下の陸軍や海軍を統べ帥ひて敢て他人に任せざるあり即ち陛下一人の管轄に屬すると云ふことなり

第十二條 天皇の陸海軍の編制及常備兵額を定む

(解) 編制といつて組立方あり

(解) 天皇陛下の海軍陸軍の組立方と其常備たる兵隊の人員を定むるなり

第十三條 天皇の戦を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

(解) 締結といつて結ぶと云ふ義あり天皇陛下の戦争を命令したり又の和睦をしたり其他の色々の條約を結ぶとを得るの權利を有す故に此事に付ては皇帝一人勝手にあして帝國議會と雖とも之を是非するを得ざるなり

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力の法律を以て之を定む

(解) 天皇陛下は戒嚴令と云ふものを布告する特權を有せり戒嚴といふ嚴重に戒むると云ふ字義にして戦争あるとき其近邊に此令を布き其區内の人民に此令を遵奉せしむるなり然るときは其區内の官吏も人民も此令に服従して如何の職務外の事でもあざしむるものなり

第二項 効力とは効能なり其戒嚴の條要件又は其効能等は外の法律規則にて之を定

むるあり

第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す

(解)爵位といは華族に與ふる公侯伯子男あり勳章といは功勞あるものより與ふる章なり榮典といは孝子節婦を旌表し又は貧民を救助し獻金をなす者等に與ふるものなり天子は此等の爵位勳章其他の榮譽の賞典を授け與ふる處の權利を有す此等も帝國議會に於て非難する事を得ざるものあり

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ず

(解)大赦とは刑を受けたるものと刑を受けざる者とを問はず又事件の大小を干せず其犯罪の性質及時勢の變遷によりて其人を罰するの社會に必用なしと云ふとき其人に對して大赦を與るなり故に大赦は國事犯に與ふるものにして常事犯に與ふる事なきものとす如何とあれば常事犯に社會に於て罰するの必用なしと云ふとあらざればなり又大赦は其罪を免すものあれば初めより犯罪をしたるときも同一の人となる故に自然と權利も元の如く復するなり

(解)特赦といは其刑を免じ又は減等する等のものより其罪を免さす即ち特赦の犯人を目的として事件を目的とせざるなり之を以て別は復權を得るの事柄あらざれば權利の元の如くよからざるなり減刑といは刑罰を減するとなり復權といは既に失ひたる權利を復すと云ふとかり即ち重罪に處せられて公權を剝奪せられたるものが大赦に逢ふ時の直ちに元の如く又自分の權利を復することを得ると云ふ如き之なり

(解)皇帝以上の如き權利あるを以て此等の事に必用の場合より方て行ふことを得るなり之も皇帝一人の特有なれば國民より催促しあさしむることを得ざるなり

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる處に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

(解)攝政といは政事を執り行ふ者なり之は皇室典範と云ふ天子の家の規則より由りて定め置くものあり

第二項 其攝政たるものは凡て天皇の名義を以て憲法規定上の大なる權利を執り行ふものなり

第二章 臣民權利義務

本章は於ての國民の權利義務を定めたるものなり

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

(解)臣民との國民と云ふ意なり日本國民たるの緊要の條件は他の法律を以て之を定む即ち日本の人民とあるより如何なる條件を要するかは他の法律即ち日本の身分法は規定せらるべきものなり

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格は應じ均く文武官は任せられ及其他の公務は就くことを得

(解)日本の國民たるものは如何の人と雖も法律規則の定めたる處の資格は合ひたる時同様に文官なり又の武官なり其官吏とある事を得るものなり又其他の公務は就く事も出来得るあり故は百姓も町人も職多も規則は合ひたる人なれば官吏も又の縣會議員國會議員の如き公務は就くとも得るものなり

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

(解)日本臣民は法律の定則は從ひて兵隊とあるの義務あるものとす之れ國家の爲めなれば仕方なきものなり若し兵士となりて國家を守る事を嫌ふ人の國を愛する氣力をなきと云はざるべからざるあり

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す

(解)日本の人民は法律の定則は從ひ諸般の租税を納むる處の義務あるものなり之亦國家の爲めは止を得ざるなり若し諸般の租税を出さざるもよきとする時一日も國家を維持する事能はざるものなり吾人一日も安心して營業すると能はず租税は即ち吾人の安心して營業する處の代價なりと云はざるべからざるあり

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内は於て住居及移轉の自由を有す

(解)日本の人民は法律の定めたる法律の範圍内は於て何れも居住し何れも移るも自由勝手なりとす

第二十三條 日本臣民は法律に依るは非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

(解)日本の人民は法律でなければ他より捕へられたり拘留せられたり官吏又は他人の調

を受けたり刑罰を受くる事なきものなり然れども法律の命令あるとき其仕方なし捕へられ拘留せられ調を受けざるべからざるなり之れ國民の法律の従ひたるべからざる義務あればあり逮捕とは捕へられ監禁とは閉込らるゝあり處刑との罰せらるゝとあり。

第二十四條 日本臣民の法律よ定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝとあり

(解) 日本人民の法律よ定めたる裁判官の裁判を受くる處の權利を有す故よ之を奪はれ他國の裁判官よ裁判せらるゝとを拒む事を得べし即ち外國の裁判官よ裁判せらるゝと云ふ事をも之を拒みて其裁判を受けずと云ふをも得へし又内國よ於ても法律よ定めたる裁判官よあらさるとき之を拒みて正當の裁判官よよりて裁判せられんとを乞ふとを得るあり

第二十五條 日本臣民の法律よ定めたる場合を除く外其許諾なくして住所よ侵入せられ及搜索せらるゝとなし

(解) 侵入とい侵入るあり搜索とは「さがす」と云ふとあり日本人民の自分の承諾なくして自己の住所を侵かされたり「さがされ」たりするとなし乍然法律よ定めたる場合は由

る時の住所も侵されさがされするなり之れ國益の爲め止を得ざるなり若し之をもなし能はずとする時の國の法律の無用よ歸するあり

第二十六條 日本臣民の法律よ定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝとなし

(解) 信書とい通信往來する書物手紙の事あり秘密とい内所と云ふが如し日本の人民の法律よ定めたる場合を除きて其他の場合よ於ては常よ通信往復する手紙の秘密たる内所の事を發かるゝとなし手紙の封等を切らるゝとあきの類あり

第二十七條 日本の臣民の其所有權を侵さるゝとあり

公益の爲必要なる處分の法律の定むる所よ依る

(解) 所有權とい無形物よして二の原素より成立す一附與よして或る物件より生ずる利益を收得するの收利あり一排斥よして其物件より生ずる者よ觸るべからず且其所有者の權利を害すべき所爲をなすべからずと云ふの義務之なり

日本の人民の此等の權利を害さるゝとなし即ち自分の所有する財産を侵害さるゝことなき如き之なり

第二項 尤も公の利益の爲め緊要の所分の法律の定めたる處よりて所分せらるる故も此場合よ於て其財産を取りあげらる、事をも得るなり例之公用買上げの如き公用の爲め一時占領の如き之あり

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背かざる限り於て信教の自由を有す

(解) 日本人民の日本國の平穩無事なる事又日本國の各人の自由を侵害せず又國民の義務たる本分を背かざる限り於て佛敎を信するも耶蘇敎を信するも神道を信するも自由勝手ありとす尤も其奉敎の爲め社會の安寧秩序を害する時の其自由を任せざるあり

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内よ於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

(解) 言論とい講談演説の如きなり著作とい書物を著す事印行とい印刷する事集會とい集り會をあす事結社とい社を結ぶ事日本の人民の法律の定めたる内よ於ていんあことを云ふもごんを著述をするもごんを印刷をなし又集會をなし社を結ぶも凡て自由なり

とす故も之等の事をなすよ必ず法律を従はざるべからざるなり

第三十條 日本臣民の相當の敬禮を守り別よ定むる所の規程を従ひ請願を爲すことを得

(解) 敬禮とは敬み禮義をあす事請願とは願ひ事をあす事規程の規則なり

(解) 日本の人民の當り前の禮義を守り又別よ定めたる處の規則を従ふたる時の如何の願をもなす事を得るなり

第三十一條 本章よ掲けたる條規の戰時又國家事變の場合よ於て天皇大權の施行を妨ぐるとなし

(解) 條規の文條なり戰時の戰爭のある時第二章の規則の戰爭のある時又國家の變災事變のある場合よ於て天皇の權利を行ふ事を妨ぐるとききものとす故も天皇の此等の場合よ於ては國民の權利を關せず如何の事もあし得るあり

第三十二條 本章よ掲けたる條規は陸海軍の法令又は記律を抵觸せざるもの限り軍人よ準行す

(解) 記律は尙ほ規則と云ふか如し第二章の規則の陸軍海軍の法令又規則を觸れざる限

りの軍人も適用するあり例之軍人も日本人民たるの資格を有すると雖も然れとも第二十九條の如きは軍人の他は軍規のあるれば此等の権利を行ふ事を得すと云ふ如き之あり其他は於ては軍人も日本の他の人民と同一の権利義務を有するものとす

第三章 帝國議會

本章は帝國議會の組立方を定めたるものなり

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

(解)帝國議會と云ふものハ貴族院と衆議院との二つ以て成立つあり

第三十四條 貴族院ハ貴族院令の定むる處に依り公選せられたる議院を以て組織す

(解)貴族院と云ふものハ貴族院令(附則もあり)と云ふものハ因て皇族又ハ貴族又ハ勅任

ハ撰任せられたるものを以て組立るなり其他の者の議員となることを得す

第三十五條 衆議院ハ選舉法の定むる處に依り公選せられたる議員を以て組織す

(解)衆議院ハ撰擧法の定むる處に由り(附則もあり)公ハ撰れたる議員を以て組立るあり

第三十六條 何人も同時ハ兩議院の議員たることを得す

(解)如何の人も雖も同時ハ貴族院と衆議院との議員となることを得ざるあり之れ同時ハ開會するものあればなり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

(解)協賛との協力賛成と云ふこと

(解)凡て今后發布する處の法律と云ふものハ必ず帝國議會の決議を経協力賛成を得たるものハ非らされハ發布することを得ざるあり

第三十八條 兩議員ハ政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出することを得

(解)貴族院衆議院の兩院ハ政府より差出す處の法律議案を評議し又ハ各自法律議案を差出し議決せしむるを得るものとす

第三十九條 兩議院の一ハ於て否決したる法律案ハ同會期中ハ於て再び提出することを得

(解)貴族院ハ於て否決したるものハ仮令ハ衆議院ハ於て議決したるものと雖も其法律議案ハ同會の期限内ハ於て二度差出し議決せしむることを得ざるものなり又衆議院ハ於

て否決したるものも同一なりとす

第四十條 兩議院の法律又の其他の事件は付各々其の意見を政府に建議することを得但し其採納を得ざるもの同會期中は於て再び建議することを得ず

(解)意見との思ふ處と云ふこと採納との用ひらるしと云ふこと建議との申立ること貴族衆議兩院は法律とか又の其外の事柄につき各自其思ふ處を政府に申立ることを得るなり尤も政府に於て其申立を採用せざるべき其申立たる事件の同會の期限中より再び申立ることを得ざるなり

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

(解)帝國議會は毎年之を召集集めるものなり

第四十二條 帝國議會の三箇月を以て會期とす必要ある場合は於ては勅命を以て之を延長一することあるべし

(解)帝國議會の開會して居る間は三月とす尤も必用あるときは之れを延すことを得るものとす尤も延すときは必ず天子の命令に由るものあり

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるの勅命に依る

(解)臨時とは時より由ると云ふこと緊急とは肝要と云ふこと時は臨み肝心の急ぎの事柄あるとき常に開く會議の外議員を召集することあるべし

第二項 時より依て開く處の議會は別天皇の命令に依るものとす

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時之を行ふべし衆議院解散を命せられたるときは貴族院の同時に停會せらるべし

(解)帝國議會を開く期限又の閉つる期限を延したり又の停めたりするとき何れも兩院共一所より敢て前後あることなきものとす

第一項 衆議院の若し天子より解散を命せられたるときは貴族院の其解散と一所に停會せらるものとす

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集す

(解)衆議院の解散を命ぜられたるときは新天皇の命令ありて議員を擧げるあり尤も其召集の解散より五ヶ月以内になすものとす

第四十六條 兩議院の各々其の總議員三分の一以上出席するは非らざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

(解)貴族衆議兩院共各々其總人員の三分の一以上出席せざれば會議を開きたり又ハ議して決議することを得ざるあり假令三百人の議員あれば必ず百人の出席を要すると云ふことあり

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す可否同數ある時は議長の決する所依る

(解)貴族衆議兩院の議決する事柄は總て其出席人員の半は過ぎて以て可とか否とかを定むるなり若し可と云ひ否と云ふもの同數あるときは議長の決する處は從ふものとす

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議は依り秘密會と爲すことを得

(解)公會とは公けは開く要求とは求むること秘密とは内所と云ふことなり

(解)貴族衆議の會議と云ふものは公に開きて誰までも傍聴を許すことを以て原則とす然し政府の求めありたるるとき又ハ兩院の議決あるときは秘密會議と爲すことを得るものあり

第四十九條 兩議院の各天皇に上奏することを得

(解)上奏の奏問なり即ち天子に申し上るあり

(解)族貴衆議兩院共天皇陛下に如何の事柄と雖も奏問することを得るあり

第五十條 兩議院の臣民より呈出する請願書と受くることを得

(解)請願とい願ひごとあり貴族衆議兩院の全國人民より差出す處の願事の如何あることと雖も受くる事を得るものとす

第五十一條 兩議院の此の憲法及議院法に掲ぐるもの外内部の整理に必要ある諸規則を定むることを得

(解)整理とい整ふることあり貴族衆議兩院の此の憲法又ハ議院法に定めたるもの、外院内の事務を整理する爲め必要なる處の色々な規則を定むることを得るものあり

第五十二條 兩議院の議員の議院に於て發言したる意見及表決は付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又の其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

(解)發言とい言葉を發すること演説とい口頭を以て述ふること刊行とい印行すること表決とい決議したること

(解)貴族衆議兩院の議員の議院内に於て言ひたる事柄又の決議したることより院外に於て責を負ふことなし故に如何なることを云ふも行政權よりて壓せらるゝとあし然れども其事柄を自分より院外に在て演舌したり又の刊行したり新聞に投書して公に布きたるときは一般の法律を以て處分せらるゝなり

第五十三條 兩議院の議員の現行犯罪又の内乱外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

(解)現行犯罪とい現に行ひたる場合又の現に行ひ終りたる際に於て發したるものを云ふあり

(解)此の兩院に於て議會開會中の其議員の如何の犯罪あるも其院の承諾なきときは捕ふることを得ざるあり尤も現行犯とか國內の亂とか又の外國戰爭に關係のある犯罪人あるときは議院の承諾なきも之を捕ふることを得るものとす又刑法上の準現行犯も同一に處分せらるべきものとす

第五十四條 國務大臣及政府委員の何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

(解)國務大臣とい宮内省を除く他の各省の大臣あり政府委員とい政府の事務の委任を受けたる官吏なり之れらの人の何時たりとも議會に出席し又の議會に向つて發言することを得るものとす

第四章 國務大臣及樞密顧問

(解)本章に於ての國務大臣と樞密顧問との職務權限を定めたるものあり

第五十五條 國務大臣の天皇を輔弼し其責を任す

凡て法律勅令その他國務に關する詔勅の國務大臣の副署を要す

(解)輔弼とい助くると云ふ義なり詔勅といみことのり副署とい名を副て記すなり

(解)國務は當る各省大臣の政治は付きて天皇陛下を輔け其行ひたる事柄は付ての自分の責めは任じて天皇は責を負ひせざるあり故は若國民は對して失策の有るときは其職を辭せざるべからざるあり

第二項 凡て法律を以て發布し又の勅令を以て發布する諸々の規則又の國事は干す天子の命令等の各省大臣の署名を副ふることを要するなり

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制の定むる所は依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

(解)諮詢と下問と云ふ如し重要と重き肝要の事柄と云ふこと審議との審かよ評議することなり

(解)樞密顧問との其官制は由て之を定むるあり其職務は天皇陛下の諮詢に應へ最も重き緊要の國事を審かよ議するものなり

第五章 司法

(解)本章は於ても司法權は干すすることを記するものあり

第五十七條 司法權は天皇の名は於て法律は依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

(解)司法權とは法律を司る權なり之は天皇の名義を以て法律の定めたる處は由りて裁判所か之を執り行ふなり

第二項 構成は組立あり裁判所の組立は別の法律を以て之を定むるものとする

第五十八條 裁判官の法律は定めたる資格を具ふる者を以て之は任す

裁判官の刑法の宣告又は懲戒の處分は由るの外其職を免せらるることなし
懲戒の條規は法律を以て之を定む

(解)裁判官と云ふものは法律の定めたる處の資格を備へたる者非らざれば任ずることを得ざるあり

第二項 裁判官は刑事の犯罪人とありたるとき又の懲戒令は由り處分せられたるときの外は其職務を免せらるることなきものとする

第三項 懲戒と云ふ規則は別な法律を以て之を定むるあり

第五十九條 裁判の對審判決の之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときハ法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

(解)對審との相對して調ぶること風俗ハ風儀と云ふことなり

(解)裁判ハ凡て之を公けよするを以て原則とす故ハ對審よても判決よても社會の安寧秩序とか風俗とかを害する心配のなきときハ公よす尤も之らの心配ありたるときハ裁判所の評議を以て其公開と停むることを得るあり

第六十條 特別裁判所の管轄ハ屬すべきもの別ハ法律を以て之を定む

(解)特別々段の裁判所の管轄ハ從屬すべきもの別ハ法律規則を以て之を定むるあり

第六十一條 行政官廳の違法處分よ由リ權利を傷害せられたりとするの訴訟よして別ハ法律を以て定めたる行政裁判所の裁判ハ屬すべきもの司法裁判所よ於て受理するの限りハ在らず

(解)行政官廳と司法官廳を除きたるを云ふ違法處分とハ法律に違ひたること傷害とハ傷害せられたること

(解)裁判所を除きたる他の官廳よ於て法律に違ひたる處分を爲し其れがため權利を傷けられたるとの訴あるとき其訴の行政裁判所の裁判ハ從屬すべきものたるとき司法裁判所よ於てハ決して受け理めることを得ざるあり

第六章 會計

(解)本章よ於てハ會計事務よ干する一切の事を記定せり會計とハ國家の勘定あり

第六十二條 新よ租税を課し及税率を變更するハ法律を以て之を定むべし

但し報償ハ屬する行政上の手数料及其他の收納金ハ前項の限ハ在らず

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔とあるべき契約を爲すハ帝國議會の協賛を経べし

(解)租税とハ年貢あり税率とハ年貢の目安あり新しく年貢を科したり又租税の目安を更へたるときハ別段の法律を以て之を定むるなり

第二項 報償とハ償ひ報ゆなり收納金とハ收むる金此租税よあらざる報償の性質ある行政上の手数料其他之よ類する收納金ハ前の如き法律を以て定めずして別ハ定むる

をり

第三項 國債と國の負債なり國債を起したり又い豫め勘定して定めたる者を除くの外國の負ひ目となるべき約束をなすかどの凡て帝國議會の協議翼賛を経て行ふものとす

第六十三條 現行の租税は更ニ法律を以て之を改めざる限は舊ニ依り之を徵收す

(解) 現行の年費の別ニ法律を以て改更せざるべき元の通りニ由て徵收するなり

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項ニ超過し又い豫算の外ニ生じたる支出あるときニ後日帝國議會の承諾を求むるを要す

(解) 國家とは日本中の事あり其國家の年々拂ひ出すもの又年々國庫ニ入るものニ毎年之を豫め定めて帝國議會ニ差出し其協議を経るものとす

第二項 豫め定めたりと雖も其定めた項目ニ過ぎ越し又は豫め勘定したる外ニ出たる支拂のある時ニ後日帝國議會の承諾を得る事を要するものとす

第六十五條 豫算の前ニ衆議院ニ提出すへし

(解) 豫め勘定したるものニ開會前ニ衆議院ニ差出すものとす

第六十六條 皇室經費くわうしつけいの現在の定額ニ依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

(解) 皇室とハ天皇の家なり 天子の家の年々の費用ハ今定めたる額より年々國庫より拂ひ出し帝國議會の協賛を経るを必用とせざるあり尤も后ち々々増額を要するときニ必ず其増額ニ付て該會議の協賛を経べきものとす

第六十七條 憲法上の大權ニ基つける既定きていの歳出及法律の結果けつこニ由り又い法律上政府の義務ニ屬する歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又い削減さくげんすることを得ず

(解) 既定とハ已ニ定めたる事廢除の廢し除くなり削減とハ削り減すなり憲法上の權利ニ依り既ニ定めたる處の年々拂ひ出すもの又い法律のあるニ由り自然ニ生ずる年々の拂ひ出し又い法律上政府の義務として生ずる年々の拂ひものニ政府と意見の合はざる時ニ議會のみよて之を廢し又削ることを得ざるなり

第六十八條 特別の須要は因り政府の豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むるを得

(解)須要といふ肝心の要用と云ふと繼續費といふ繼きたす費用を云ふ事何よか別段の要用ありて繼きたす費用の入る時の政府の豫め年限を定め其費用を議會に差出し決議せしむるを得るなり

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲め又の豫算の外に生じたる必要の費用を充つる爲め豫備費を設くへし

(解)止を得ず避くるとの出来ざる豫め定めたる不足を補ふ爲めとか又の豫め勘定外に生じたる肝心の入費を充る爲め豫備費と云ふものを設けざるへからざるなり

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合は於て内外の情形は因り政府の帝國議會を召集すると能はざる時の勅令より財政上必用の所分をあすとを得
前項の場合に於て次の會期に於て帝國議會を提出し其承諾を求むるとを得

(解)緊急といふ緊要急速と云ふと需用といふ需用用ゆる事あり情形といふ様子と云ふと公の多

の者其の安全を保たんが爲め肝要急速の入用ある時の内と外との様子は因り政府に於て帝國議會を召集するとの出来ざる場合は 陛下の命令は因り財政上肝要の所分をなすとを得るなり

第二項 前の如く帝國議會の決議を経ざる時の次の國會の期日又は於て該會議を差出し承諾を求むるを要するなり何となれば之れ議決を経ざる變則のものされなり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又の豫算成立に至らざる時の政府の前年度の豫算を施行すへし

(解)帝國議會に於て豫算を議定せず又の豫めの勘定の立たざる時の政府に於て其前年よ於て執行したる豫めの勘定より施行するあり之れ止を得ざるあり若し之をせざる時の費用の出どこなければなり

第七十二條 國家の歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府の其検査報告を俱に之を帝國議會に提出すへし

會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

(解)確定との確かよ定むるなり報告との告げしらせるあり國家の年々拂出するもの年々
収入するもの、決算の會計検査院に於て検査し確よ定めりして政府の其検査したる報
告と共に之を帝國議會に差出すへし

第二項 會計検査院の組立職權の前の法律に於て之を定むるなり

第七章 補則ほそく

(解)本章に於ての憲法全体を補ふ處の規則あり

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會
の議よ付すべし

此の場合に於て兩議院は各々其の総員三分の二以上出席するよ非らざれば議事を開くこ
とを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るよ非らざれば改正の議決を爲すことを得ず
(解)后ち后ちよ於て此の憲法の箇條項目を改むるの必用があるとき、皇帝の命令を以て
議案を帝國會議の議よ付するものとす

第二項 前の場合よ於ての貴族衆議兩院の議員總体の三分の二以上出席するとあけれ

ば議事を開くこと能はざるあり又其出席員の三分の二以上の多數を得るよ非らざれ
ば改正するの議決を爲すことを得ざるなり

第七十四條 皇室典範くわうしつてんはんの改正は帝國議會の議よ經るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規じょうぎを變更へんかうすることを得ず

(解)皇室の典範とい天子の家の規則なりこれらの改正は帝國議會の決議を必要とせざる
なり即ち議會を經るよ及ばざるなり

第二項 皇室典範を以ても亦此の憲法を變ずることを得ざるあり

第七十五條 憲法及皇室典範の攝政はつせいを置くの間之と變更することを得ず

(解)憲法及皇室典範の攝政と云ふものを置くの間之を改め變ずることを得ざるあり攝
政の出て后ち初めて變更改良するを得るものなり

第七十六條 法律規則命令又の何等の名稱を用いたるよ拘らす此の憲法よ矛盾むじゆんせざる現行
の法令の總て遵守の効力を有す

歳出上政府の義務よ係る現在の契約又の命令の總て第六十七條の例よ依る

(解)矛盾との抵觸差合と云ふが如し法律規則又の命令の如何の名稱を用いたるより干せず
 此憲法の抵觸せざる限の現今用いたる規則の總て遵守する丈の効力あるものとす
 第二項 歳々拂ひ出す政府の義務に係る只今の約束又の命令等の總て第六十七條の例
 よりて政府の同意なきときは議會の之を廢除したり又の削除することを得ざるなり

◎ 法 例

第一條 法律の公布ありたる日より滿二十日の後の之を遵守すべきものとす
 但法律に特別の規定あるもの此限を在らず

第二條 法律の既往は遡る効力を有せず

第三條 人の身分及び能力の其本法に従ふ

親屬の關係及び其關係より生ずる權利義務は付ても亦同じ

第四條 動産不動産の其所在地の法律に従ふ

然れども相続及び遺贈は付ては被相続人及び遺贈者の本法に従ふ

第五條 外國に於て爲したる合意は付ては當事者の明示又の默示の意思に従ひて何れの國
 の法律を適用すべきやを定む

當事者の意思分明ならざる場合は於ては同國人なるときは其本法を適用し又同國人は
 非ざるときは事實上合意は最大の關係を有する地の法律を適用す

第六條 外國人か日本人に於て日本人と合意を爲すときは外國人の能力は付ては其本法と
 日本法との中にて合意の成立は最も有益なる法律を適用す

◎ 法例

● 法例

第七條 不當の利得、不正の損害及び法律上の管理の其原因の生じたる地の法律に従ふ
第八條 本國法を適用す可き諸般の場合に於て何れの國民分限をも有せざる者又は地方に依り法律を異にする國の人民の其住所の法律に従ふ若し住所知れざるときは其居所の法律に従ふ

日本人と外國人との分限を有する者の日本法律に従ひ又二箇以上の外國國民分限を有する者の最後之を取得したる國の法律に従ふ

第九條 公正證書及び私署證書の方式の之を作る國の法律に従ふ但一人又は同國人なる數人の作る私署證書は付て其本國法に従ふことを得

第十條 要式の合意又は行為と雖も之を爲す國の方式に従ふとき方式上有効とす但故意を以て日本法律を脱したるときは此限を在らば

第十一條 外國に於て其國の方式に依りて作りたる證書の不動産物權を移轉する行為に係るときは其不動産所在地の地方裁判所長又他の行為に係るときは當事者の住所又は居所の地方裁判所長其證書の適法なることを檢認したる上非されし日本に於て其効用を致さしむることを得す

第十二條 第三者の利益の爲め設定する公示の方式の不動産に係るときは其所在地の法律、他の場合又は於て其原因の生じたる國の法律に従ふ

第十三條 訴訟手續の其訴訟を爲す國の法律に従ふ
裁判及び合意の執行方法の其執行を爲す國の法律に従ふ

第十四條 刑罰法其他公法の事項に關し及び公の秩序又は善良の風俗に關するときは行為の地、當事者の國民分限及び財産の性質の如何を問はず日本法律を適用す

第十五條 公の秩序又は善良の風俗に關する法律は概觸し又其適用を免かれんとする合意又は行為の不成立とす

第十六條 身分又は能力を規定する法律を免かるゝ合意又は行為は無効とす

第十七條 判事の法律は不明、不備又は欠缺あるを口實として裁判を爲すを拒絶することを得す

法 例 終

● 法例

● 民法人事編

民法人事編目録

- 第一章 私権の享有及び行使
- 第二章 國民分限
 - 第一節 國民分限の取得
 - 第二節 國民分限の喪失及び回復
 - 第三節 國民分限變更の方式及び効力
- 第三章 親屬及び姻屬
- 第四章 婚姻
 - 第一節 婚姻を爲す必要なる條件
 - 第二節 婚姻の儀式
 - 第三節 日本人外國人於て爲し及び外國人日本に於て爲す婚姻
 - 第四節 婚姻成立の證據
 - 第五節 婚姻の不成立及び無効
 - 第六節 婚姻の効力

第七節 罰則

- 第五章 離婚
 - 第一節 協議の離婚
 - 第二節 特定原因の離婚
 - 第一款 離婚及び不受理の原因
 - 第二款 假處分
 - 第三款 離婚の訴
- 第六章 親子
 - 第一節 親子の分限の證據
 - 第二節 否認訴權
 - 第三節 庶子及び私生子の適出子と爲る權
- 第七章 養子縁組
 - 第一節 養子縁組必要なる條件

總則

- 第一節 後見人
- 第二節 後見監督人
- 第三節 親族會
- 第四節 後見人の免除
- 第五節 後見人及び親族會員の缺格、除斥及び罷黜
- 第六節 後見人の管理
- 第七節 後見監督人の任務
- 第八節 後見の終了
- 第九節 後見の計算
- 第十章 自治産
- 第十一章 禁治産
- 第十二章 民治上禁治産
- 第十三章 准禁治産

● 民法人事編

第十章 後見

●民法人事編

第三節 刑事上禁治産

第四節 瘋癲者の財産の假管理

第十三章 戸主及び家族

第十四章 住所

第十五章 失踪

第一節 失踪の推定

第二節 失踪の宣言

第三節 失踪宣言の效力

第四節 失踪の推定及び宣言に關する通則

第五節 不在者に關する規則

第十六章 身分に關する證書

民法人事編目錄終

◎民法人事編

第一章 私權の享有及び行使

第一條 凡そ人の私權を享有し法律に定めたる無能力者又は非ざる限り自ら其私權を行使することを得

第二條 胎内の子と雖も其利益を保護するに付て既に生まれたる者と看做す

第三條 私權の行使に關する成年の満二十年とす但法律に特別の規定あるとき此限を在らす

第四條 外國人の法律又は條約に禁止あるものを除く外私權を享有す

第五條 法人の公私を問はず法律の認許するに非されり成立することを得す又法律の規定に従ふに非れり私權を享有することを得す

第六條 法律に外國法人の成立を認許せず但條約又は特許あるとき此限を在らす

成立の認許を得たる外國法人の日本に成立する同種の者と同一の私權を享有す但條約中又の特許中其權利を制限したるとき此限を在らす

第二章 國民分限

●民法人事編

第七條 日本人の子の外國に於て生まれたるときと雖も日本人とす

父母分限を異とするとき父の分限を以て子の分限を定む

父の知れざるるとき子の母の分限を從ふ

父母共知れざるるとき日本に於て生まれたる子の日本人とす若し其出生地の知れざる

るとき現に日本國內に在る者の日本人とす

第八條 左の場合中の一に在る子の日本人の分限を選択することを得

第一 父か外國人たるも母の日本人たるるとき

第二 外國人の子たるも日本に生まれたるとき

第三 日本人の分限を失ひたる者の子にして其分限喪失の後より生まれたる者なるとき

第四 歸化人の子にして成年者なるとき

第九條 日本人の分限を選択せんと欲する子の本國法律に從ひて成年に至りし時より一ヶ

年内に其意思を申述し且其申述より一ヶ年内に住所を日本に定む可し

成年の後に至りて外國人の認知したる私生子の認知より又歸化人の子の歸化より一ヶ年

内に右の申述を爲すことを得

第十條 日本人と婚姻する外國の女の日本人の分限を取得し婚姻解消の後と雖も其分限を

保有す

第十一條 外國人の歸化に因りて日本人の分限を取得することを得其條件及び方式の特別

法を以て之を規定す

歸化人の婦及び未成年の子の日本に住居を定めたるるとき日本人の分限を取得す

第一節 國民分限の取得

第二節 國民分限の喪失及び回復

第十二條 日本人の左の場合に於て其分限を失ふ

第一 任意に外國人の分限を取得したるとき

第二 日本政府の允許なくして外國政府の官職を受け又外國の軍隊に入りたるとき

第十三條 前條の場合に於て日本人の分限を失ひたる者其分限を回復せんと欲するときは

日本政府の允許を得たる上歸國して其意思を申述し且一ヶ年内に住所を日本に定むると

其分限を回復す

第十四條 日本人の分限を失ひたる者の婦及び未成年の子に引續き日本に住居するも非ざる

れ日本人の分限を失ふ但婦に第十五條第二項の規定に從ひ又未成年の子に第九條第一

項の規定に從ひ其分限を回復することを得

第十五條 外國人と婚姻する日本の女の日本人の分限を失ふ
然れども婚姻解消の後日本に居住し又の復歸し且日本に住所を定むることを申述するときは其分限を回復す

第三節 國民分限變更の方式及び効力

第十六條 國民分限の變更は關する申述は日本に在りて居住地の身分取扱吏は外國に在りては日本公使館又は日本領事館に之を爲す可し
此申述は部理代理人を以て之を爲すことを得

第十七條 國民分限の變更は將來に非され其効力を生ぜす

第十八條 國民分限の出生の時を以て之を定む然れども懷胎より出生までの間父又の母の分限は變更ありたるときは子の日本に居住する場合に限り日本人の分限を保有す

第三章 親屬及び姻屬

第十九條 親屬といふは血統の相聯結する者の關係を謂ふ

六親等の外の親屬の關係あるも民法上の効力を生ぜす

第二十條 親屬の遠近の世數を以て之れを定め一世を以て一親等とす
親等の連續するを親系と爲す彼より此に直下する者の親系を直系と謂ひ其直下せすまで

同始祖は出づる者の親系を傍系と謂ふ

直系は於て自己の出づる所の親族を尊屬親と謂ひ自己より出づる所の親族を卑屬親と謂ふ

第二十一條 直系は於ての親族の世數を算して親等を定む

傍系は於ての親族の一人より同始祖に遡り又其始祖より他の一人に下たる其間の世數を算して親等を定む

第二十二條 養子縁組の養子と養父母及び其親族との間は親屬と同じき關係を生ず但養子との男女を總稱す

第二十三條 嫡母、繼父又の繼母と其配偶者の子との關係は親子に準ず

第二十四條 姻屬といふは婚姻に因りて夫婦の一方と其配偶者の親族との間を生ずる關係を謂ふ

然れども婦の夫家又は夫の婦家又は於ける尊屬親との關係は親屬に準ず

第二十五條 夫婦の一方の親族は其親系及び親等と於て配偶者の姻族とす

婚屬の關係は婚姻無効の判決又は離婚に因りて止む又生存配偶者其家を去るに因りて止む

第二十六條 直系の親族の相互に養料を給する義務を負担す
嫡母、繼父又の繼母と其配偶者の子との間及び婦又の入夫と夫家又の婦家の尊屬親との間も亦同じ

第二十七條 兄弟姉妹の間は疾病其他本人の責に歸せざる事故に因りて自ら生活する能はざる場合は限り相互に養料を給する義務あり

第二十八條 養料の義務を負担す可き者の順位は左の如し
第一 第二十六條に掲けたる者
第二 兄弟姉妹

直系の親族の間は其親等の最も近きもの養料の義決を負担す
第二十九條 養料の之を受く可き者の必需と之を給す可き者の資産とを應じて其額を定む

第四章 婚姻
第二節 婚姻を爲すに必要する條件

第三十條 男は満十六年女は満十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ず

第三十一條 配偶者ある者の重ねて婚姻を爲すことを得ず

第三十二條 夫の失踪原因する離婚の場合を除く外女は前婚解消の後六ヶ月内は再婚を爲すことを得ず

爲すことを得ず

此制禁の其分婉したる日より止む

第三十三條 姦通の原因に由りて離婚の裁判を言渡されたる曲者の相姦者と婚姻を爲すことを得ず

第三十四條 直系に於ては尊屬親と卑屬親との間婚姻を禁ず

第三十五條 傍系に於ては兄弟姉妹及び伯叔父姑甥姪間の婚姻を禁ず

第三十六條 直系の姻族の間は其關係の止みたる後と雖も婚姻を禁ず

第三十七條 養子と養父母又の其尊屬親との間及び養父母又の其卑屬親と養子の配偶者又の其卑屬親との間離縁の後と雖も婚姻を禁ず

第三十八條 子の父母の許諾を受くるは非されば婚姻を爲すことを得ず

父母の一方が死亡し又の其意思を表する能はざる時他の一方の許諾を以て足る

繼父又の繼母ある場合は於て其配偶者たる母又の父の死亡し又の其意思を表する能はざる時繼父又の繼母の許諾を受く可し其許諾を付ては第九章第三節の規定を適用す

第三十九條 父母共々死亡し又の其意思を表する能はざる時其家の祖父母の許諾を受く可し

祖父母の一方が死亡し又其意思を表する能はざるるとき他の一方の許諾を以て足る
第四十條 父母、祖父母悉く死亡し又其意思を表する能はざるるとき満二十年至らざる者限り後見人の許諾を受く可し

第四十一條 父母の知れざる子二十年未滿限り後見人の許諾を受く可し

第四十二條 育児院に在りて父母の知れざる子の婚姻二十年未滿限り院長の許諾を受く可し

第二節 婚姻の儀式

第四十三條 婚姻の儀式は當時者の一方の住所又居所の地に於て之を行ふ可し

雙方の婚姻の儀式を行ふ前其地の身分取扱吏は婚姻を爲さんとする申出を爲すことを要す但此申出の代理人を以て之を爲すことを得

第四十四條 雙方の前條の申出を爲す時於て左の書類を差出たす可し

第一 出生證書

第二 前婚の解消を證する證書

第三 婚姻に必要なる許諾書又其許諾を得る能はざる事由を證する書類

第四十五條 雙方又一方が出生證書を呈示する能はざるるとき出生地、住所又居所

の區裁判所の授付したる保證書を以て出生證書又代用することを得
保證書の男女を問はず又親族と否とを問はず證人二人か左の諸件は付き區裁判所を爲したる申述を記載す

第一 本人の氏名、職業住所及び居所並其父母分明なるとき其氏名、職業、住所及び居所

第二 本人の出生の地及び年月日

第三 本人の出生證書を呈示する能はざる原因及び證人の其事實を聞知したる理由

第四十六條 身分取扱吏は婚姻の儀式を行なふ障礙と爲る可き法律上の原因あることを知りたるるとき其儀式を行ふことを差止む可し

此場合於ては身分取扱吏の理由を記したる差止書を授付す可し

當事者此差止を不當なりと思料するときは區裁判所に抗告して其取消を求むることを得

裁判所の休暇事件と同じく之を取扱ふ可し

第四十七條 婚姻の證人二人の立會を得て慣習に従ひ其儀式を行ふに因りて成る

當事者の承諾に此儀式を行ふに因りて成立す

第四十八條 婚姻の儀式は其申出の日より三日後三十日以内之を行ふことを要す

第四十九條 婚姻の儀式を行ひたるとき、雙方より十日内、身分取扱吏、其届出を爲す可し、但此届出の代理人を以て之れを爲すことを得

第三節 日本人外國に於て爲し及び外國人日本に於て爲す婚姻

第五十條 外國に於て日本人の間又は日本人と外國人との間、婚姻を爲すとき、其國の規則に従ひて儀式を行ふことを得、但本竟第一節に定めたる條件に違背せざることを要す

第五十一條 外國に於て日本人の間、日本の規則に従ひて婚姻を爲すとき、其國に在る日本公使館又は日本領事館に婚姻の申出を爲すことを要す

婚姻の儀式を行ひたるとき、第四十九條の規定に従ひて其届出を爲す可し

第五十二條 日本に於て外國人か婚姻を爲さんとするとき、其能力の本國の法律に従ふ、但

第三十一條乃至第三十七條の條件に違背せざることを要す

外國人の婚姻の申出を爲す時、於て婚姻を爲すに障礙なきことを證する本國相當官署の認定書を差出たす可し

第四節 婚姻成立の證據

第五十三條 婚姻成立の證據に婚姻證書を以て之を擧ぐ可し、但第二百九十一條に規定するもの、此限に在らざる

第五十四條 婚姻證書を増減し毀棄し隠匿し、又の片紙に記載したる場合、於て刑事又の民事の訴訟に因りて婚姻の成立を認めたる判決に之を婚姻證書に代用することを得

第五節 婚姻の不成立及び無効

第五十五條 人違、喪心又は強暴に因りて雙方又の一方の承諾の全く欠缺したる婚姻の不成立とす

第三十四條乃至第三十七條の規定に違ひて爲したる婚姻も亦不成立とす
婚姻の不成立の何人も限らず何時までも之を申立つることを得

第五十六條 第三十條、第三十一條及び第三十三條の規定に違ひて婚姻を爲したるとき、雙方、尊屬親又は現實の利益を有する者より何時までも其無効を請求することを得
右同一の場合に於て檢事の夫婦の生存中に限り職權を以て婚姻の無効を請求することを得

第五十七條 不適合に付き無効を請求する権利に左の場合に於て消滅す

第一 適合ならざりし者か適合に至れる後明示して婚姻を認諾し、又の三ヶ月を過ぎたるるとき

第二 無効の請求後と雖も婦か適合ならすして懐胎したるとき

第三 夫か適齡ならずして婦の懐胎したるとき但婦の姦通を證するときは格別なりとす

第五十八條 重婚原因する婚姻無効の請求ありたる場合於て後婚の雙方か前婚の不成立、無効又ハ離婚を主張するときは先づ其裁判を爲す可し、

前婚の配偶者か失踪したるときハ其失踪中の重婚の無効訴權を行ふことを得す

第五十九條 左の場合於てハ婚姻の無効とす

第一 身分取扱吏ハ婚姻の申出を爲さず又ハ其差止を受けたるハ拘りらず儀式を行ひたるるとき

第二 身分取扱吏の管轄違なるとき

第三 第四十八條の規定ハ違ひて儀式を行ひたるとき

第四 證人二人の立會なくして儀式を行ひたるとき

此無効の第五十六條ハ掲けたる者より之を請求することを得但婚姻儀式後一年を過ぎたるときは無効訴權を行ふことを得す

第六十條 第三十八條乃至第四十二條ハ定めたる許諾なくして婚姻を爲したるときハ其許諾を與ふ可き者又ハ之を受く可き者より其無効を請求することを得

許諾ありたる場合と雖も其許諾が強暴原因したるときも亦同じ

第六十一條 前條の場合於て婚姻の許諾を與ふ可き者か婚姻を認諾せしめて死亡し又ハ其意思を表する能はざるときは法律ハ定めたる順位ハ從ひて其許諾を與ふ可き無効者の訴權を行ふことを得

第六十二條 第六十條ハ掲けたる無効訴權ハ左の場合於て消滅す

第一 婚姻の許諾を與ふ可き者か認諾を爲し又ハ婚姻ありたることを知りし後三ヶ月を過ぎたるとき

第二 三ヶ月内と雖も許諾を受く可き者か婚姻上の成年に至り又ハ死亡したるとき

第六十三條 強暴ハ因りて承諾ハ瑕疵ある婚姻の無効ハ強暴を受けたる者ハ限り之を請求することを得

第六十四條 前條の場合於て配偶者強暴を免かれたる後明示して認諾し又ハ三ヶ月間引續き同居したるときハ婚姻の無効を請求することを得す其同居せざる場合於ても無効訴權ハ一年を以て消滅す

第六十五條 裁判所の婚姻の不成立又ハ無効の訴訟中夫婦の一方の請求ハ因り又ハ職權を以て又ハ夫ハ住家を去る可きを命ずることを得

第六十六條 無効の言渡ありたる婚姻の子に付て其出生の婚姻前後なるを問はず法律上の効力を生ず

第六節 婚姻の効力

第六十七條 婚姻の其儀式を行ひたる日より効力を生ず但夫婦財産契約に付て婚姻の届出後非されの第三者に對して婚姻の効力を援用することを得ず

第六十八條 婦の夫の許可を得るに非されの贈與を爲し之を受諾し不動産を譲渡し之を擔保に供し借財を爲し債權を譲渡し之を質入し元本を領收し保證を約し及び身體に羈絆を受くる約束を爲すことを得ず又和解を爲し仲裁を受け及び訴訟を起すことを得ず

第六十九條 夫の許可に特定又の總括なることを得但總括の許可の證書を以て之を與ふることを要す

夫の夫婦財産契約に依りて與へたる總括の許可と雖ども之を廢罷することを得

第七十條 左の組合に於ての婦の夫の許可を得ることを要せず

第一 夫が失踪の推定を受けたるとき

第二 夫が禁治産又の准禁治産を受けたるとき

第三 夫が瘋癲の爲め病院又の監置に在るとき

第七十一條 夫の婦に與へたる許可に因りて義務を負擔せず

第七十二條 夫の許可を得ずして婦の爲したる行爲の之を銷除することを得ず

此銷除の夫婦の各自及び婦の承繼人に非されの之を請求することを得

第七十三條 夫に屬する銷除訴權の其銷除し得べき行爲を知りたる日より五ヶ年の時効に因り又の婚姻の解消に因りて消滅す

婦及び其承繼人に屬する銷除訴權の婚姻解消の日より五ヶ年の時効に因りて消滅す

財産編第五百四十四條以下の規定に本條の銷除訴權を適用す

第七節 罰則

第七十四條 婚姻申出の時必要の書類を差出たさしめざる身分取扱吏に二圓以上二十圓以下の過料を處す

第七十五條 婚姻の不成立又の無効たる可き法律上の原因あるを知りて其儀式を行ふことを差止めざる身分取扱吏に三圓以上三拾圓以下の罰金を處す

第七十六條 第三十二條の制禁に違背して再婚を爲したる婦に二圓以上二十圓以下の罰金を處す其情を知りて婚姻を爲したる夫及び婚姻の儀式を行ふことを差止めざる身分取扱吏も亦同じ

第七十七條 夫婦の一方として婚姻の無効を致したる原因を知り之を他の一方に隠蔽したる者の三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第五章 離婚

第一節 協議の離婚

第七十八條 夫婦の下に定めたる條件及び方式に従ひ協議を以て離婚を爲すことを得

第七十九條 離婚せんとする夫婦の婚姻許諾の爲め第四章第一節に定めたる規則に従ひ各其父母、祖父母及び後見人の許諾を受くることを要す

第八十條 夫婦の離婚協議書を左の書類を添へて身分取扱吏に届出つ可し

第一 婚姻證書

第二 離婚の許諾を與ふ可き者の許諾書若し其者死亡し又ハ意思を表する能はざると

き死亡證書又ハ其事由を證する書類

第二節 特定原因の離婚

第一款 離婚及び不受理の原因

第八十一條 離婚の左の原因あるは非されハ之を請求することを得す

第一 姦通但夫の姦通の刑に處せられたる場合は限る

第二 同居に堪へざる暴虐、脅迫及び重大の侮辱

第三 重罪に因れる處刑

第四 竊盜、詐欺取財又ハ猥褻の罪に因れる重禁錮一年以上の處刑

第五 悪意の遺棄

第六 失踪の宣言

第七 婦又ハ入夫より其家の尊屬親に對し又ハ尊屬親より婦又ハ入夫に對する暴虐、脅迫及び重大の侮辱

第八十二條 離婚の請求を爲す一方に對して離婚の原因存するとき他の一方も反訴を以て離婚を請求することを得

然れども前條第三號及び第四號に記載する重罪又ハ輕罪の刑に處せられたる一方に他の一方の處刑を原因として離婚を請求することを得す

第二款 假處分

第八十三條 離婚の訴訟中子の監護の原告又ハ被告たるを問はず夫に屬す但入夫及び培養子に付てハ婦に屬す

然れども裁判所の夫婦、親族又ハ檢事の請求に因り子の利益を慮りて其監護を他の一

方又は第三者を命ずることを得

第八十四條 離婚の訴訟中婦の原告又は被告たるを問はず裁判所の許可を得て住家を去ることを得此場合よ於ての自己の衣服其他の日用品物を持去り且必要あるとき養料を請求することを得

裁判所の夫の意見を聽きて婦の移居す可き家居を指示することを要す若し婦が正當の理由なくして其家屋を去るとき夫の養料を拒むことを得

第八十五條 入夫及び婿養子に付ての裁判所の離婚の訴訟中夫をして住家を去らしむることを得此場合よ於ての前條第一項の規定を適用す

第八十六條 裁判所の住家を去る婦又は夫の請求に因り其財産を保存する爲め必要なる處分を命ずることを得

第三款 離婚の訴

第八十七條 離婚を請求する訴権は夫婦のみを屬す

第八十八條 離婚の原因の通常の証據方法を以て之を証す可し但自白のみを以て之を証することを得す又卑屬親を除く外親族、姻族及び雇人は關する忌避の規定を適用せず

第三節 離婚の効力

第八十九條 離婚の其届出又は裁判確定の後よ非されの効力を生せず

第九十條 離婚の後子の監護は夫に屬す但入夫及び婿養子に付ての婦に屬す

然れども裁判所の夫、婦、親族及び檢察の請求に因り子の利益を慮りて之を他の一方又は第三者の監護に付することを得

第六章 親子

第一節 親子の分限の證據

第九十一條 婚姻中に懐胎したる子の夫の子とす

婚姻の儀式より百八十日後又は夫の死亡若くは離婚より三百日以内よ生まれたる子の婚姻中に懐胎したるものと推定す

第九十二條 嫡出子の出生證書を以て之を證す

第九十三條 出生證書を呈示する能はざるべき親子の分限の嫡出子たる身分の占有を以て之を證することを得但第二百九十一條の規定の適用を妨げず

第九十四條 身分の占有は夫婦と其婚姻に因りて生まれたりと主張する者との間其者の出生の時より親子の分限を證するに足る可き事實の適合するを謂ふ其事實の著明なるもの左の如し

第一 子なりと主張する者か常ニ其父なりとする者の氏を稱したること

第二 子なりと主張する者か常ニ其父母なりとする者より嫡出子の如く取扱われ其養育、教育を受けたること

第三 子なりと主張する者か常ニ親族及び世上ニ於て嫡出子と認められたること

第九十五條 庶子の父の届出ニ基ク出生證書を以て之を證す但身分の占有ニ關する規定を適用す

第九十六條 父の知れざる子の私生子とす

第九十七條 私生子の出生證書を以て之れを證す但身分の占有ニ關する規定を適用す

第九十八條 私生子の父之を認知するニ因リテ庶子と爲る

第九十九條 庶子の出生届及び認知の父自ら身分取扱吏ニ之を爲すことを要す未成年者ト雖も自ら之を爲すことを得

第二節 否認訴權

第一百條 否認訴權ハ夫のみニ屬ス但子の出生後ニ非されハ之を行ふことを得ず

第一百一條 夫ハ民事上の禁治産を受けたるときハ後見人又ハ後見監督人の親族會の許可を得テ否認訴權を行ふことを得

第一百二條 夫か子の出生の場所ニ在るときハ出生より三ヶ月の期間内ニ限り否認訴權を行

ふことを得但夫か婦と住家を異にし又ハ婦か子の出生を夫ハ隠秘したるときハ此期間ハ子の出生を知りたる日より起算す

若し夫ハ遠隔の地ニ在るときハ訴權の期間を四ヶ月とし子の出生を知りたる日より起算す

第三節 庶子及び私生子嫡出子と爲る權

第一百三條 庶子の父母の婚姻ニ因リテ嫡出子と爲る

私生子の父母の婚姻の後父の認知したるニ因リテ嫡出子と爲る

第一百四條 死亡したる子ト雖も前條の規定ニ依リ嫡出子ト爲る此場合ニ於テハ其効力ハ子の生みたる子を利す

第一百五條 父母の婚姻の時までハ父子の分限確定したる者の確定の日より又婚姻の後ニ確定したる者の確定の日より嫡出子の權利を有す

第七章 養子縁組

第一節 養子縁組ニ必要する條件

第一百六條 何人と雖も養子と爲るべき者より年長にして成年なるニ非されハ養子を爲すこ

とを得ず

遺言を爲す能力ある者の遺言養子を爲すことを得ず

第百七條 家督相續を爲す可き男子ある者の養子を爲すことを得ず

第百八條 後見人の管理の計算を爲さざる前より被後見人を養子と爲すことを得ず但遺言養

子と爲すの此限は在らず

第百九條 戸主は非ざる者の養子と爲すことを得ず但推定家督相續人として戸主の許諾を

得たる者の此限は在らず

第百十條 配偶者ある者の其配偶者の承諾を得るは非されの養子を爲すことを得ず但配偶

者か其意思を表する能はざるべきの此限は在らず

配偶者ある者の其配偶者と一致するは非されの養子と爲ることを得ず

第百十一條 家督相續は因りて戸主と爲りたる者の他人の養子と爲ることを得ず

又推定家督相續人の他人の養子と爲ることを得ず

然れども分家より本家を承継する必要あるべきの本條の規定を適用せず

第百十二條 外國人の日本人の養子と爲ることを得ず

第二節 養子縁組の儀式

第百十三條 養子縁組の當事者の承諾は因りて成る

此承諾の證人二人の立會を得て慣習は徒に縁組の儀式を行ふは因りて成立す

縁組の儀式を行ふは付ての第四十三條、第四十六條及び第四十八條の規定を適用す

第百十四條 當事者の身分取扱吏は縁組の申出を爲す時、於て左の書類を差出たす可し

第一 養子を爲す者及び養子と爲る者の出生證書又之の代用する保證書

第二 家督相續を爲す可き男子なきことを證する身分取扱吏の認定書又推定家督相

續人廢除の證書

第三 配偶者の承諾書又承諾を得る能はざる事由を證する書類

第四 後見管理の計算を爲したる證明書

第五 縁組に必要なる許諾書又許諾を得る能はざる事由を證する書類

第百十五條 滿十五年に至らざる子の縁組は父母之を承諾することを得

父母の一方が死亡し又其意思を表する能はざるべきの他の一方は於て縁組を承諾する

ことを得

父母共は死亡し又其意思を表する能はざるべきの其家の祖父は若し其一方が死亡し又

其意思を表する能はざるべきの他の一方は於て縁組を承諾することを得

第百十六條 満十五年に至りたる者の父母の許諾を受けて縁組を承諾することを得

父母の一方が死去し又の其意思を表する能はざるべきの他の一方の許諾を以て足る

父母共々死亡し又の其意思を表する能はざるべきの其家の祖父母の許諾を受く可し若し

祖父母の一方が死亡し又の其意思を表する能はざるべきの他の一方の許諾を以て足る

第百十七條 父母、祖父母悉く死亡し又の其意思を表する能はざるべきの二十年未滿の者

は限り前二條に定めたる年齢の區別に従ひて後見人之を承諾し又の其許諾を與ふ

第百十八條 私生子の養子縁組に付ての母之を承諾し又の其許諾を與ふ

父母の知れざる子に付ての前條の規定を適用す

第百十九條 前數條の場合に於て繼父又の繼母あるべきの第三十八條第三項の規定を適用す

第百二十條 育児院に在りて父母の知れざる子の縁組に二十年未滿を限り第百十五條及び

第百十六條に定めたる年齢の區別に従ひて院長之を承諾し又の其許諾を與ふことを得

第百二十一條 婿養子縁組に付ての婚姻の申出を爲す時は於て當事者の婿養子縁組を爲す

の意思を身分取扱吏に申出つ可し

此縁組は必要する條件の欠缺するときは身分取扱吏の婚姻の儀式を差止むることを得

第百二十二條 遺言養子縁組の遺言書を以て之を爲す

此遺言の養子を爲す者を死亡日は家督相續を爲す可き與屬親あるべきの其效を失ふ

第百二十三條 遺言養子を爲す者の死亡したるときは第百十五條以下の規定に従ひて縁組

の承諾を爲す可し

第百二十四條 縁組の儀式を行ひ又の縁組の受諾を爲したるときは當事者より十日内は身

分取扱吏に届出つ可し但此届出の代理人を以て之を爲すことを得

第百二十五條 第五十條乃至第五十二條の規定に之を縁組に適用す但本章第一節に定め

る條件に違背せざることを要す

第三節 養子縁組の證據

第百二十六條 縁組の縁組證書を以て之を證す但第二百九十一條の規定の適用を妨げず

第五十四條の規定に縁組に之を適用す

第四節 養子縁組の不成立及び無効

第百二十七條 縁組の人違、喪心又の強暴に因りて承諾の全く欠缺したるときは不成立と

す

民法人事編

三十一

第二百二十八條 縁組の本章程第一節に定めたる条件の一に違背したるときは無効とす

此無効の第三百三十條の場合を除く外當事者其他現實の利益を有する者及び檢事より何時
よても之を請求することを得

第二百二十九條 縁組の左の場合に於て無効とす

第一 縁組の申出を爲さず父の身分取扱吏の差止を受けたるに拘りらず儀式を行たるとき

第二 證人二人の立會なくして儀式を行ひたるるとき

第三 第四十八條の規定に違ひて儀式を行ひたるるとき

第四 縁組の申出を受けたる身分取扱吏の管轄道なるるとき

此無効の儀式後一ヶ年内に限り前條に掲げたる者より之を請求することを得

第二百三十條 第八條及び第九條但書の規定に違ひたる縁組の無効に被後見人又は養家

の戸主を非されし之を請求するを得ず

被後見人が成年に至り又は戸主が縁組を知りたる後縁組を認諾し又三ヶ月を過ぎたる
とき其訴權を失ふ

第二百三十一條 強暴の爲め承諾に瑕疵ある縁組の無効に強暴を受けたる者は限り之を請求

することを得但強暴を免かれたる後縁組を認諾し之の三ヶ月を過ぎたるとき其訴權を
失ふ

第二百三十二條 第一百十六條乃至第二百二十條に定めたる許諾なくして爲したる縁組の無効に

許諾を與ふ可き者又は許諾を受く可き者非されし之を請求するを得ず

第六十條第二項、第六十一條及び第六十二條の規定に此無効訴權を適用す

第二百三十三條 婿養子縁組に付ての當事者の縁組又は婚姻の無効言渡を原因として婚姻又

の縁組の無効を請求することを得無効言渡の後三ヶ月を過ぎたるとき其訴權を失ふ

第五節 養子縁組の效力

第二百三十四條 養子の縁組の日より養家及び嫡出子の權利及び義務を有す

第二百三十五條 養子の特別に職業を營び又は因りて取得したる利益及び其齎帶し又相續、

贈與若くは遺贈を因りて取得したる財産の所有權を有す但未成年中の産財管理の第九章
の規定に従ひて養父母に屬す

第六節 罰則

第二百三十六條 縁組申出の時必要の書類を差出たさしめざる身分取扱吏の一圓以上二十

圓以下の過料を處す

縁組の不成立又ハ無効たる可キ法律上の原因あることを知りて其儀式を行ふを差止めさ
る身分取扱吏ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第八章 養子の離縁

第一節 協議の離縁

第百三十七條 養子を爲したる者及ハ養子と爲りたる者の協議を以て離縁を爲すことを得
然れども十五年未滿よて養子と爲りたる者の離縁ハ滿十五年に至らざる間ハ限り養子を
爲したる者と縁組承諾の權を有する者との協議を以て之を爲す

第百三十八條 離縁を爲さんとする養子の縁組承諾の爲め定めたる規則ニ從ヒ其父母、祖
父母又ハ後見人の許諾を受くることを要す

第百三十九條 當事者の離縁協議書ハ左の書類を添へて身分取扱吏ニ届出ツ可シ

第一 縁組証書

第二 離縁の爲めハ必要なる許諾書又ハ許諾を得る能ハざる事由を証する書類

第二節 特定原因の離縁

第百四十條 離縁ハ左の原因あるハ非されハ之を請求することを得す

第一 養子より養家の尊屬親ニ對シ又ハ養家の尊親屬より養子ニ對する暴虐、脅迫、

遺棄又ハ重大の侮辱

第二 重罪ニ因れる處刑

第三 竊盜又ハ詐欺取罪の罪ニ因れる重禁錮一年以上の處刑

第四 浪費

第八十二條及ハ第八十八條の規定ハ離縁ニ之を適用す

第百四十一條 離縁を請求する訴權ハ養子を爲したる者及ハ養子と爲りたる者のみニ屬す

養子を爲したる者又ハ養子と爲りたる者カ死亡したるときハ離縁の訴權ハ消滅ス但訴訟
中ハ死亡したる場合ニ於テハ現實の利益を有する者其訴訟を續行することを得

第百四十二條 養子を爲したる者カ禁治産中ニ在るときハ後見人又ハ後見監督人の親族會
の許可を得て離縁を請求することを得

養子と爲りたる者カ禁治産中ニ在るときハ實家の父母、祖父母又ハ戸主より離縁を請求
することを得

第百四十三條 養子の滿十五年に至らざる間ハ縁組承諾の權を有する者より離縁を請求す
ることを得

第百四十四條 養子カ養父母と同居するときは裁判所の離縁の訴訟中養子をして住家を去

らしむることを得

此場合よ於ての養子の衣服其他の日用物品を持去り且必要あるとき養料を請求することを得

裁判所の養子の請求よ因りて其財産を保存する爲め必要なる處分を命ずることを得

第四百十五條 離縁の養子の家督相續後之を爲すことを得す

第三節 離縁の效力

第四百十六條

離縁の其届出又ハ裁判確定の後ハ非されハ效力を生ぜず

第四百十七條

離縁と爲りたる養子の自己の過失の有無ハ拘りらず其所期財産ハ限り之を請求することを得但養家の爲めハ消費したるものハ此限ハ在らず

第四百十八條

婿養子縁組ハ付てハ當事者の離縁を原因として離婚を請求し又離婚を原因として離縁を請求することを得但離婚ハ離縁より三ヶ月を過ぎたるとき其訴權を失ふ

第九章 親權

第一節 子の身上よ對する權

第四百十九條

親權ハ父之を行ふ

父死亡し又ハ親權を行ふ能ハざるるとき母之を行ふ

父又ハ母其家を去りたるときハ親權を行ふことを得す

第五百十條 未成年の子ハ親權を行ふ父又ハ母の許可を受くるハ非されハ父母の住家又ハ其指定したる住家を去ることを得す

子ハ許可を受けずして其住家を去りたるときハ父又ハ母ハ區裁判所よ申請して歸家せしむることを得

第五百十一條 父又ハ母ハ子を懲戒する權を有す但過度の懲戒を加ふることを得す

第五百十二條

子の行狀ハ付き重大なる不滿意の事由あるときハ父又ハ母ハ區裁判所よ申請して其子を感化場又ハ懲戒場ハ入ることを得

入場の日數ハ六ヶ月を超過せざる期間内よ於て之を定む可し但父又ハ母ハ裁判所よ申請して更ハ其日數を増減することを得

右申請ハ付てハ総て裁判上の書面及ハ手續を用ゆることを得す

裁判所の檢事の意見を聽きて決定を爲す可し父、母及ハ子の其決定よ對して抗告を爲すことを得

第二節 子の財産の管理

● 民法人事編

三十七

三十七

三十七

三十七

三十七

第五百十三條 父の未成年なる子の總ての行爲を付て之を代表し自己の財産に於ける如く其財産を管理す

第五百十四條 父の管理に於ては第九十四條に記載したる行爲の尙ほ之を管理行爲と看做す

第五百十五條 子の特別に職業を營むに因りて取得したる利益及び相續、贈與又の遺贈に因りて取得したる財産の所有權を有す

第五百十六條 父の管理の止みたるときの子に其財産を引渡す可し但収益の子の養育教育の費用及び管理の費用を供したるものと看做す

第五百十七條 本節の規定に母か子の財産を管理する場合に之を適用す然れども母の管理を辭することを得

第三節 嫡母、繼父及び繼母に特別なる規則

第五百十八條 嫡母、繼父又の繼母の親權を行ふ場合に於ては相談人を付することを得

此相談人の配偶者証書若くは遺言書を以て之を定め又の親族會其議決を以て之を定む

第五百十九條 相談人の後見監督人と同一の權限及び義務を有す

第六十條 配偶者か相談人を定めたる場合に於て親族會を招集せざるべき又の配偶者若

く親族會の定めたる相談人は相談せざるべきに區裁判所の檢事の請求に因りて嫡母、繼父又の繼母に對して親權行使の禁止を宣告することを得

第十章 後見 總則

第六十一條 後見の未成年者の父又の母にして生存する者の死亡に因りて開始す

父母共に生存し又の其一方の生存するも親權を行ふ能はざるべき又の母か子の財産の管理を辭するときも亦同じ

第六十二條 一家に未成年者數人あるも後見人の一人たる可し

第六十三條 後見人の親族會の免除を得ざる限りの後見を承諾す可し若し後見人之承諾せず又の其任務を怠るときは利害關係人又の檢事の請求に因りて區裁判所の任務者を命ずることを得

後見人の代務者の管理の費用を負擔し且其管理に付き責を任す

第七節 後見人

第六十四條 親權を行ふ父又の母の其生前に於て親族、姻族又の他人の中より後見人たる可き者を指定する權を有す

第六十五條 後見人の指定の遺言書若くは証書を以て之を爲し又ハ區裁判所又ハ口述して之を爲す可し此口述は付ての調書を作ることを要す

第六十六條 父又ハ母ハ後見人を指定せざりしとき其家の祖父後見人と爲る但未成年の家族は付ての成年の戸主後見人と爲る

第六十七條 遺言後見人も祖父若くハ戸主たる後見人も有らざる時又ハ此等の後見人ハ免除せられ除斥せられ罷黜せられ若くハ死亡したるときハ親族會は於て後見人を選定す

第六十八條 未成年者を有する人の死亡したるとき又ハ未成年者を有する父若くハ母の婚姻其他の事故に因りて他家に入りたる時ハ區裁判所の未成年者の親族若くハ利害關係人の請求に因り後見人を設定する爲め親族會を招集す可し

第二節 後見監督人

第六十九條 後見人の一人の後見監督人を付することを得 後見監督人の後見人を定むると同一の手續に從ひて之を指定し又ハ親族會は於て之を選定す

本章第四節及第五節の規定の後見監督人之を適用す

第七十條 後見監督人を置かざる場合は於て監督を要すること有るときハ親族會は於て會員一人を選定し臨時に後見監督人の任務を行はしむ

第三節 親族會

第七十一條 親族會ハ未成年者の最近親族三人以上を以て之を設く但親族三人は満たざる時ハ未成年者ハ縁故ある者を以て之を補足す

本家及ハ分家の戸主ハ親族會に列することを得

第七十二條 親族會ハ親族、後見人、後見監督人、保佐人又ハ利害關係人の求めに因りて集會す

第七十三條 戸主成年なる時ハ家族の爲め親族會を設くることを要せず

第七十四條 養子の親族會ハ實家の親族も其の會員たることを得

第七十五條 會員ハ自己の利害ハ關係ある會議に列することを得す

第七十六條 親族會を設くる能はざる時ハ區裁判所其事を行ふ

第七十七條 未成年者の親族會の外親族會を組成する必要ある時ハ亦本節の規定を適用す

第四節 後見の免除

第七十八條 左に掲ぐる者の當然後見人たることを免除せらる

第一 現役を服する軍人、軍屬

第二 被後見人住居の市又郡の外に於て公務に従事する人

第七十九條 後見免除の求めに親族會之を決す後見人解任を求めたる時も亦同じ

第五節 後見人及び親族會員の缺格、除斥及び罷黜

第八十條 左に掲ぐる者の後見人たることを得ず又親族會員たることを得ず

第一 未成年者

第二 民事上禁治産者及び准禁治産者

第三 未成年者の身分又の財産に對して訴訟を爲す人及び其人の尊屬親、卑屬親、配偶者

偶者

第八十一條 左に掲ぐる者の後見及び親族會より除斥せらる可し現に任務に従事する者の之を罷黜す

第一 甚しき不行跡なる人

第二 後見管理に不能又の不正實を顯はせる後見人

第三 任務を免黜せられたる裁判上の保佐人

第四 公權剝奪公權停止及び刑事上禁治産を受たる人

第五 復権を得ざる破産者及び家資分散者

第八十二條 後見人及び親族會員の除斥又の罷黜に親族會に於て之を爲す

第六節 後見人の管理

第八十三條 後見人後見の開始を知るときに直ち任務に就くことを要す

親族會に於て後見人を選定し其後見人在席するときの直ち任務に就き若し在席せざる

ときは通知を得たる日より任務に就くことを要す

第八十四條 後見人の未成年者を監護し其教育を擔任す

尊屬後見人及び戸主後見人を除く外後見人若し未成年者の在來の住居又の教育方法を變更せんとするときの親族會に協議す可し

第八十五條 後見人の父母の如く未成年者を懲戒することを得

未成年者の行狀に付き重大なる不満意の事由あるときは後見人の親族會の許可を得たる

上第五十二條の規定に従ひて未成年者に對する處分を爲すことを得

後見人が其權を濫用し又の其義務を怠るときに未成年者及び其親族の親族會に之を申告

することを得

第百八十六條 後見人の未成年者の總ての行爲に付て之を代表し善良なる管理者の如く其財産を管理し管理の失當又ハ過失より生ずる損害賠償の責を負す

第百八十七條 後見人の當然其任務を就く可き日より十日内ハ後見監督人の立會を得て未成年者の財産を調査す可し

財産目録の調製ハ二月内之を終了することを要す但親族會の狀況に從ひて延期を許すことを得

第百八十八條 後見人ハ未成年者の債務者又ハ債權者なるときハ目録の調製前ハ其旨を公証人又ハ親族會に明言することを要す

後見人ハ債權の存立を知りて之を明言せざるときハ其債權を喪失す又債務の存立を知りて之を明言せざるときハ區裁判所の其後見人を罷黜することを得但罷黜の場合ハ於てハ三十圓以下の過料を處することを得

第百八十九條 目録調製を終了せざる間ハ後見人の要急關可からざる管理行爲のみを爲すことを得

第百九十條 後見人の任務執行の初ハ於て親族會に協議し未成年者の養育の需用、教育の程度と其資産とに從ひ毎年費す可き金額及ハ財産管理に係る費用を定む

親族會の相當の給料を與ふる一人又ハ數人の管理者を後見人の自己の責任を以て使用するを許すことを得

第百九十一條 後見人の未成年者の元本及ハ收益の剩額を毎次官の貯金預所又ハ確實なる銀行に預く可し其預けざりし金額に付てハ法律の上利息を辨濟す可し

後見人ハ未成年者の財産の利用方法を變更せんとするときは親族會の許可を受くることを要す

第百九十二條 尊屬後見人及ハ戸主後見人を除く外後見人の一个年内の管理の狀況を親族會に報告す可し

第百九十三條 後見人の未成年者の財産に付てハ管理の權を有するに止まり此權外の行爲ハ法律に定めたる條件に依るに非されハ之を爲すことを得ず

第百九十四條 左に掲ぐる行爲に關してハ後見人の親族會の許可を得ることを要す

- 第一 元本を利用し又ハ借財を爲すこと
- 第二 不動産及ハ重要なる動産を讓渡し之ハ物權を設定し又ハ之を取得すること
- 第三 不動産、不動産に係る訴訟又ハ和解、仲裁に關すること
- 第四 相續、遺贈若くハ贈與を受諾し又ハ拋棄すること

第五 新築、改築、増築又ハ大修繕を爲すこと

第六 財産編第百十九條ニ定めたる期間を超ゆる賃貸を爲すと

第百九十五條 後見人の未成年者の財産を譲受くることを得ず又未成年者ニ對する權利を譲受くることを得ず

第百九十六條 後見人の親族會の許可を得るニ非されハ未成年者の不動産を賃借することを得ず

第百九十七條 後見人の其權内ニ於て爲したる行為ハ未成年者を羈束す

第七節 後見監督人の任務

第百九十八條 後見監督人の後見人の管理を監視することニ任す

後見監督人の後見人を缺くときニ雖とも後見の任務を行ふことを得ず此場合ニ於てハ直ちニ後任の後見人を定むる手續を爲すことを要す

第百九十九條 未成年者ニ後見人との間ニ利益相反するときは後見監督人の未成年者を代表す

第二百條 必要なる場合ニ於てハ後見監督人の保存行為を爲すことを得

第二百一條 法律上後見監督人の立會ふ可き行為ニして其立會なくして爲したるもの無効

効とす

第八節 後見人の終了

第二百二條 後見の任務ハ後見人の一身ニ止まり其相續人ニ移轉す然きとも相續人カ成年者なるときハ後任の後見人の任務ニ就くまで管理を繼續す可し

第二百三條 未成年者カ成年ニ達シ又ハ自治産ニ至るニ因りて後見人の止むときハ後見人の其計算を終了するまで管理を繼續す

第二百四條 假ニ管理を爲す者の必要なる行為のみを爲すことを得

第九節 後見の計算

第二百五條 後見人の管理の終了するときハ其計算を爲す可し

第二百六條 後見の決算ハ後見監督人の立會ニて未成年者の成年ニ達したる者又ハ其自治産ニ至りたる者ニ對して之を爲す

後見カ後見人の身上ニ係りて終了するときハ決算ハ後任の後見人ニ對して之を爲シ親族會の許可ニ付ス但第百八條の場合ニ於てハ決算ハ後見監督人ニ對して之を爲す

後見カ未成年者の死亡ニ因りて終了するときハ決算ハ其相續人ニ對して之を爲す後見の決算ニ係る費用ハ未成年者の負擔ニ屬ス

第二百七條 後見の決算の管理終了の日より三ヶ月内之を爲す可し但親族會の當專者の求めより因りて延期を許すことを得

第二百八條 後見人と未成年者の成年に達したる者との合意として後見の決算前を爲したるもの總て無効とす

第二百九條 後見の費用の豫算の定額を超ゆると雖も後見人其有益たることを証すると其の未成年者の負擔は屬す

第二百十條 後見人より未成年者に返済す可き金額の決算完結の日より當然利息を生ず未成年者より後見人へ返済す可き金額の決算完結の後後見人の催告より因りて利息を生ず

第二百十一條 後見の計算に係る未成年者の訴權は五ヶ年の時効より因りて消滅す後見人其他假し後見管理を爲したる人の未成年者より對する訴權も亦同じ

未成年者より後見監督人又の親族會員との間の後見に係る訴權は付ても亦前項の規定を適用す

此期間の未成年者の成年に達し又の死亡したる日より起算し第二百八條の場合に於て後見の計算に係る訴權は付ての合意無効の裁判言渡の日より起算す

第二百十二條 後見監督人及び假し後見管理を爲したる人の代理契約の原則に従ひて過失

の責を任す

第十一章 自治産

第二百十三條 未成年者の婚姻を爲すより因りて當然自治産の權を得

第二百十四條 親權を行ふ父又の母の満十五年に達したる未成年の子は自治産を許すことを得

此自治産の身分取扱吏は届出つ可し

第二百十五條 後見に服する未成年者の満十七年に達したるときは親族會の其未成年者より自治産を許すことを得

此自治産の後見人より身分取扱吏は届出つ可し

第二百十六條 自治産の未成年者の之を保佐に付す

親權を行ひたる父又の母の當然保佐人と爲る

親權を行ふ父又の母の其生前は第百六十五條の規定に従ひて保佐人を指定することを得若し之を指定せざるときは其家の祖父保佐人と爲り家族に付ての成年の戸主保佐人と爲る

夫の當然未成年の婦の保佐人と爲る

此他の場合は於て親族會は於て保佐人を選定す

第二百十七條 後見人又關して定めたる免除、缺格、除斥及び罷黜の規則ハ之を保佐人ニ適用す

第二百十八條 自治産の未成年者の保佐人の立會あるニ非されハ元本を領收することを得す

第二百十九條 第九十四條ハ掲けたる行為ニ付テハ自治産の未成年者の保佐人の立會あるニ非されハ之を爲すことを得す

第二百二十條 父母を除ク外保佐人の後見人と同しく過失の責ニ任す

第二百二十一條 自治産を許されたる未成年者ハ不行跡又ハ財産管理の失當ニ因リテ自治産者たるニ適せざるときハ親族會ハ其自治産を廢止することを得

親權を行ひたる父母又ハ自治産を廢止することを得若シ此等のものあらざるときハ親族會員又保佐人の此廢止を親族會ハ求むることを得

未成年者の自治産廢止の日より親權又ハ後見人服シ成年ニ達するまで復テ自治産者と爲ることを得す

第十二章 禁治産

第一節 良事上禁治産

第二百二十二條 心神喪失の常況ニ在る者の時々本心ニ復すること有るも其治産を禁ずることを得

第二百二十三條 禁治産ハ配偶者、四等親内の親族、戸主及び檢事より之を區裁判所ニ請求することを得

禁治産を請求する權利を有する一人の申立ニ因リテ言渡したる裁判ハ總テの人ニ對シテ既判力を有す

第二百二十四條 禁治産者の之を後見人ニ付す

配偶者の當然相互ニ後見人と爲る若シ配偶者あらざるときハ其家の父後見人と爲り父あらざるときハ親權を行ふことを得ヘキ母後見人と爲る

父又ハ母ハ第六十五條ニ定めたる方式ニ從ヒテ後見人を指定することを得若シ指定せざるときハ第六十六條の規定を適用す

法律上の後見人も遺言人も後見有らず又ハ此等の後見人ハ除斥せられ除斥せられ若クハ罷黜せられたるときハ第十章ニ定めたる方式ニ從ヒ親族會ハ於て後見人を選定す

第二百二十五條 配偶者、尊屬親、卑屬親及び戸主を除ク外何人たりとも十個年以上禁治

産者の後見を擔任することを要せず

第二百二十六條 未成年者の後見に係る規定の禁治産者の後見に之を適用す

第二百二十七條 疾病の性質と資産の状況とを以て禁治産者を自宅に療養せしめ又之を病院に入らしむるの親族會の決議に依る但瘋癲病院に入らしめ又自宅に監置する手續の特別法を以て之を定む

第二百二十八條 法律上の後見人の第九十二條に定めたる管理状況の報告を爲すことを要せず

第二百二十九條 禁治産者の財産を以て其子孫の教育、婚姻、又の營業の資を供せんとするときは親族會の許可を得ることを要す

第二百三十條 禁治産者の禁治産の裁判言渡の日より無能力者とする裁判言渡後を爲したる禁治産者の行爲の之を銷除することを得ず

禁治産の裁判言渡前を爲したる禁治産者の行爲に對しても其行爲の當時に於て喪心の明確なるときは銷除訴權を行ふことを得

第二百三十一條 禁治産の原因止みたるときに本人、配偶者、親族、姻族、戸主、後見人又の檢察の請求に因りて其禁を解く可し

禁治産者の解禁の裁判言渡をあらされの其權利を回復することを得ず

第二節 准禁治産

第二百三十二條 心神耗弱、聾啞者、盲者及び浪費者の准禁治産者と爲して之を保佐に付することを得

准禁治産の言渡の配偶者、三親等内の親族及び戸主の請求に因りて區裁判所之を爲す保佐人に付ての第二百二十四條及び第二百五條の規定を適用す

第二百三十三條 第二百二十七條乃至第二百三十條の規定の之を准禁治産と適用す
裁判所の状況に從ひ保佐人の立會あるに非されの管理行爲を爲すことを得ざる旨を言渡すことを得

第二百三十四條 准禁治産者か保佐人の立會なくして爲したる行爲に付ての第二百三十條の規定を適用す

第二百三十五條 准禁治産の原因止みたるときに本人、配偶者、親族、姻族、戸主、保佐人又の檢察の請求に因りて其禁を解く可し

第三節 刑事上禁治産

第二百三十六條 刑事上禁治産を受けたる者の其財産を管理することを得ず又遺言を以て

する外に其財産を處分することを得ず

第二百三十七條 刑事上禁治産者又は後見人を付して其財産を管理せしむ此後見人の指定及び管理の方法を付て民事上禁治産者の後見に係る規定を適用す

第二百二十九條の場合に於ては禁治産者の同意を得るを以て足る

第四節 瘋癲者の財産の假管理

第二百三十八條 禁治産を受けざる瘋癲者あるときは配偶者、親族、戸主及び検事の區裁判所の許可を得て特別法を定むる手續に従ひ之を瘋癲病院に入れ又の自宅を監置することを得

此場合よ於ては裁判所の直ちよ假管理人を指定す

第二百三十九條 瘋癲病院に入り又の自宅を監置せられたる者の入院中又の監置中其財産を管理し及び處分することを得ず

第二百四十條 假管理人の瘋癲者の總ての行爲を付て之を代表し禁治産者の後見人と同視せらるる但必要なる行爲よ非されの之を爲すことを得ず

第二百四十一條 瘋癲者の入院中又の監置中よ行爲を爲したる證據あるときは其行爲を鎖除することを得但相手方か瘋癲者の本心よて行爲を爲したることを証するときは此限よ

在らす

第二百四十二條 瘋癲者の無能力の區裁判所が假管理を解くよ因りて止む

第十三章 戸主及ひ家族

第二百四十三條 戸主とい一家の長を謂ひ家族とい戸主の配偶者及ひ其家に在る親族、姻族を謂ふ

戸主及ひ家族の其家の氏を稱ふ

第二百四十四條 戸主の家族よ對して養育及び普通教育の費用を負擔す但家族か自ら其費用を辨することを得るとき又の戸主の許諾を受けずして他所よ在るときは此限よ在らす

第二百四十五條 家族の特別よ職業を營むに因りて取得したる利益及び其齎帶し又の遺産相續贈與若くの遺贈よ因りて取得したる財産の所有權を有す

然れども家族か其家の爲め消費したる財産よ付ては戸主よ對して償還を求むることを得ず

第二百四十六條 家族の婚姻又の養子縁組を爲さんとするときの年齢よ拘りらす戸主の許諾を受く可し

第二百四十七條 他家よ入りて夫、婦又の養子と爲りたる者の婚姻の無効、養子縁組の無

効・離婚又は離縁の場合に於ては實家は復歸す

然れども此者が離婚又は養子縁組に付き實家戸主の許諾を受けたりしとき戸主の復歸の事由を知りたる日より一ヶ月内は身分取扱吏に申立て復歸を拒むことを得

第二百四十八條 他家に入りて夫又は婦と爲りたる者の其配偶者の死亡したるときは雖も婚家より更なる他家に入ることを得ず

然れども婚家及び實家の戸主の許諾を受けて實家は復歸することを得

第二百四十九條 實家は復歸す可き者又は復歸せんとする者が復歸する能はるときは一家を新立す

第二百五十條 推定家督相續人は非ざる家族たる男子か戸主の許諾を受けずして婚姻を爲したるときは一家を新立す

第二百五十一條 家督相續は因りて戸主と爲りたる者の其家を廢することを得ず但分家より本家を承繼し其他正當の事由あるときは區裁判所の許可を得て廢家することを得

第二百五十二條 戸主か國民分限を喪失したるときは廢家したるものとし推定家督相續人の一家を新立し前戸主の家族の新戸主の家に入る

第二百五十三條 戸主か婚姻其他の原因によりて適法に廢家し他家に入りたるるときは其家

族亦從て其家に入る

第二百五十四條 卑屬親を有する者か婚姻若くは養子縁組の無効又は離婚若くは離縁は由りて婚家又は縁家を去るときは卑屬親は仍ほ其家と屬す

第二百五十五條 父母の知れざる子の一家を新立す

第二百五十六條 他家に入りて夫、婦又は養子と爲りたる者の配偶者又は養子を爲したる者と協議の上兩家の戸主の許諾を受けて實家は在る卑屬親を自家に引取ることを得

婚姻若くは養子縁組の無効又は離婚若くは離縁は因りて婚家又は縁家を去りたる者の配偶者又は養子を爲せし者と協議の上兩家の戸主の許諾を受けて其家は在る卑屬親を自家に引取ることを得

第二百五十七條 戸主か家族に對して婚姻其他の事件に付き許諾を與ふ可き場合に於て未成年なるとき又は其意思を表する能はるときは戸主に對して親權を行ふ者又は後見人之を代表す

第二百五十八條 入夫婚姻の場合に於ては婚姻中入夫の戸主を代表して其權を行ふ

第二百五十九條 戸主失踪の宣言ありたる後其家督相續の占有を得たる者の其占有中戸主の權を行ふ

第二百六十條 單身戸主失踪の宣言ありて其亡失若くは最後音信の日より三十ヶ年に至るも家督相續の占有者なきとき絶家す

第二百六十一條 戸主死亡して家督相續人なきとき絶家し其家族の一家を新立す

第十四章 住所

第二百六十二條 民法上の住所の本籍地又は在るものとす

第二百六十三條 戸主の本籍を移す地の身分取扱吏又申述して住所を變更することを得

未成年者又ハ民事上禁治産者たる戸主の住所の親族會の許可を得て後見人之を變更することを得

第二百六十四條 家族が獨立して一家を成すときの本籍を定むる地の身分取扱吏又其意思を申述して住所を設定することを得

一家新立の未成年者又付ての後見人住所を設定す可し

第二百六十五條 外國人始めて日本に住所を定むるとき其意思並に本國氏名及ハ出生年月日を其地の身分取扱吏又申述し家族あるとき其氏名及ハ出生年月日をも申述す可し

第二百六十六條 本籍地が生計の主要たる地と異なるとき主要地を以て住所と爲す

第二百六十七條 左の場合に於ては居所を以て住所と代用す

第一 住所の知れざるるとき

第二 日本に住所を定めざる外國人又關するるとき

第二百六十八條 何人と雖も或る行爲又ハ事務の爲め假住所を選定することを得但此選定の書面を以てすることを要す

第十五章 失踪

第一節 失踪の推定

第二百六十九條 住所及び居所より亡失し又ハ音信絶えて生死分明ならざる人の之を失踪者と推定す

此推定の裁判ハ本人の住所の區裁判所之を爲す

第二百七十條 失踪の推定を受けたる者が總理代理人を定置きたるとき其代理人ハ失踪の推定中本人の財産を管理す但必要あるとき裁判所の現實の利益を有する關係人、推定相續人又ハ檢事の請求又因りて代理人の解任を言渡し又ハ其後任を指定することを得

第二百七十一條 失踪の推定を受けたる者が總理代理人を定置かさりしとき裁判所の前條又掲げたる者の請求又因りて代理人を指定す

此代理人より成る可く推定相續人を指定することを要す

第二百七十二條 代理人又ハ管理人の管理行為を爲す権限のみを有す他の行為は付ての必要の場合限り裁判所の許可を得て之を爲すことを得

第二百七十三條 代理人又ハ管理人の利益に關係ある目録調製、計算及び清算を付て本人を代表す
第二百七十四條 管理人の失踪者の動産及び証書の目録を調製す可也又不動産の形狀を確定せしむる爲め鑑定人の選定を裁判所に請求することを得鑑定人の報告書の裁判所の認可を付するに必要此等の手續の費用は本人の財産を以て之を支辨す

第二百七十五條 代理人又ハ管理人の推定相続人を除く外其請求は因りて裁判所の定めたる給料を受く裁判所の管理費及び財産返還の擔保並ニ保証人其他相當の擔保を立てしむることを得

第二百七十六條 代理人又ハ管理人の失踪者の子孫の教育、婚姻又ハ營業の爲め資財を與ふるに付ては區裁判所の許可を受くることを要す

第二百七十七條 失踪の宣言は其後又ハ事實の變更ある場合其宣言は消滅するものとす
第二百七十八條 失踪者が代理人を定置か其りもなきハ五ヶ年又ハ代理人を定置きたるとし其任期の長短を問はず七ヶ年又至る迄其生死の音信を爲さるるに於てハ失踪者の死亡を

因りて發生する權利を其財産上は有する人の失踪人の住所の區裁判所ハ失踪の宣言を請求することを得
第二百七十九條 右請求の許す可きものなるに於てハ裁判所の失踪者の住所及び其最後の居所の地に於て証人訊問を爲す可きことを命す可也此証人訊問は付てハ民事訴訟法に定めたる忌避の規則を適用せず

第二百八十條 証人訊問を命する決定ハ裁判所の掲示板に掲示し且官報又ハ公報に掲載して之を公示す可也
第二百八十一條 失踪宣言の裁判ハ証人訊問を命したる決定より一ヶ年の後ハ非されぬ之を宣告することを得す

此裁判ハ前條の手續に從ひて之を公示す可也
第三節 失踪宣言の効力

第二百八十二條 失踪宣言の裁判ありたるに於てハ失踪者の遺言書の關係人、推定相続人又ハ

檢事の請求は因りて之を開封す可也
失踪者の亡失者の最後音信の日に於ける推定相続人其他失踪者の死亡は因りて發生する權利を其財産上は有する者の直ちに其財産を占有することを得

第二百八十一條 失踪者又屬する財産の占有又付ての總て相續又關する規定を適用す

此占有を得たる者の第三者又對しての財産の所有者とす

然れども占有者の推定相續人を除く外財産返還の擔保として裁判所が相當と認むる保證人其他の擔保を立つ可し其保證人の義務又の擔保の十五年の後止む

第二百八十二條 失踪者の現出し又の音信ありたるとき失踪宣言の効力の即時又止む

失踪者の其財産を現状の儘よて取戻し又占有者の處分又因りて不當又利得したるものを取戻すことを得

第二百八十三條 果實又付ての失踪者か其亡失又の最後音信の日より十年内又現出する

とき其五分の一を取戻すことを得十年後の其全部を失ふ

第二百八十四條 失踪者の相續順位又在る者の他者か財産占有を得たる日より三十年

間其財産の返還を請求することを得

此場合又於ても果實の前條の規定又從ひて之を取戻すことを得

第四節 失踪の推定及び宣言又關する通則

第二百八十五條 失踪して生存の確實ならざる人又歸す可き權利を請求する者の其之が權

利の發生せし日又生存したるを證することを要す此學證を爲さざる間其請求を受理せ

第二百八十六條 失踪して生存の確實ならざる人又歸す可き相續の次順位の者又屬す

失踪者又歸す可き財産を相續する者の財産目録を調製す可し

第二百八十七條 前二條の規定の失踪者又の其相續人及び承繼人又屬する相續の請求其他

の權利を行ふを妨ぐる可し此等の權利の普通の時効又因るよ非されの消滅せず

第五節 不在者又關する規則

第二百三十八條 生存の確實なる人か住所若くの居所を去りて其財産を管理する者あらざる

るとき又の裁判所か未だ失踪を推定せざるも本人の不在の爲め其財産の放置せらるると

き又の失踪の推定中若くの宣言後又失踪者の生存の確實と爲りたるとき區裁判所の利

害關係人又の檢事の請求又因りて必要の保存處分を命することを得

第十六章 身分又關する證書

第二百八十九條 出生、婚姻、養子縁組、死亡其他各人の身分又關する事件の身分取扱吏

の主管する帳簿又之を記載す可し

第二百九十條 帳簿又記載したる證書の公正證書の證據力を有す但違法の記載の効力なし

合式の謄本の證書と同一の効力を有す

◎民法人事編

第三百九十一條 帳簿の設備若くは中絶したるとき又其全部若くは一部の毀損し

滅びたるるとき又其記載上甚き違式錯誤若くは脱漏ありて信用を置け可からざる

又の身分取扱吏の詐欺若くは過失に因りて證書を作らざりしとき証人又の私の書類を

以て先づ其事實を證し且身分上の事件を證する之を得

第二百九十七條 證書の訂正の裁判を以てするは非されし之を爲すことを得す

第三百九十三條 帳簿の調製に證書の記載届出の手續其他の事項の特別法を以て之を規定

するは其特別法に依りて之を爲すことを得す

第二百九十八條 債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

債權の消滅を證明するに必要なる事項の調査に當りては債權人は

◎民法人事編終

民法財産編目録

總則 財産及び物の區別

第一部 物權 所有權

第一章 所有權

第二章 用益權 使用權及び住居權

第二節 用益權

第一款 用益權の設定

第二款 用益者の權利

第三款 用益者の義務

第四款 用益權の消滅

第三節 使用權及び住居權

第三章 用益權 永借權及び地上權

第二節 永借權

第二款 賃借權の設定

第二款 賃借人の權利

◎民法財産編

第三款 賃借人の義務

第四款 賃借權の消滅

第二節 永借權及地上權

第一款 永借權

第二款 地上權

占有的種類及占有するこ

とを得べき物

第二節 占有の取得

第三節 占有の効力

第四節 占有の喪失

第五章 地役

總則

第一節 法律を以て設定したる地役

第一節 隣地の立入又の通行の權

利

- 第二款 水の疏通、使用及び引入
- 第三款 經界
- 第四款 圍障
- 第五款 互有
- 第六款 他人の所有地を對する觀望及び明取憲
- 第七款 或る工作物を要する距離
前諸款の共通なる規則
- 第二節 人為を以て設定したる地役
 - 第一款 地役の性質及び種類
 - 第二款 地役の設定
 - 第三款 地役の効力
 - 第四款 地役の消滅
- 第二部 人權及び義務

總則

- 第一章 義務の原因
- 總則
- 第一節 合意
 - 第一款 合意の種類
 - 第二款 合意の成立及び有効の條件
 - 第三款 合意の効力
 - 第一則 當事者間及び其承繼人間の合意の効力
 - 第二則 第三者を對する合意の効力
 - 第四款 合意の解釋
 - 第二節 不當の利得
 - 第三節 不正の損害即ち犯罪及び准

犯罪

- 第四節 法律の規定
- 第二章 義務の効力
- 總則
- 第一節 直接履行の訴權
- 第二節 損害賠償の訴權
- 第三節 擔保
- 第四節 義務の諸種の様
 - 第一款 成立の單純、有期及び條件附なる義務
 - 第二款 目的の單一、選擇及び任意の義務
 - 第三款 債權者及び債務者の單數
又ハ複數なる義務
 - 第四款 性質及び履行の可分及び

第三章 義務の消滅

- 不可分なる義務
- 第一節 辨濟
 - 第一款 單純の辨濟
 - 第二款 辨濟の充當
 - 第三款 辨濟の提供及び供託
 - 第四款 代位の辨濟
- 第二節 更改
- 第三節 合意上の免除
- 第四節 相殺
- 第五節 混同
- 第六節 履行の不能
- 第七節 銷除
- 第八節 廢罷
- 第九節 解除
- 第四章 自然義務
- 民法財産編目錄終

◎民法財産編

總則 財産及び物の區別

第一條 財産の各人又ハ公私の法人の資産を組成する權利ナリ

此權利ハ二種あり物權及ヒ人權是ナリ

第二條 物權ハ直ちハ物の上ハ行ハレ且總ての人ハ對抗することを得ヘキものヨシテ主たる有り從たる有り

主たる物權ハ之を左ハ掲ク

第一 完全又ハ虧缺の所有權

第二 用益權、使用權及ヒ住居權

第三 賃借權、永借權及ヒ地上權

第四 占有權

從たる物權ハ之を左ハ掲ク

第一 地役權

第二 留置權

第三 動産質權

第四 不動産質權

第五 先取特權

第六 抵當權

右地役權ハ所有權の從たる物權ヨシテ留置權以下ハ人權の擔保を爲す從たる物權ナリ

第三條 人權即チ債權ハ定まりたる人ハ對シ法律の認むる原因ハ由リテ其負擔する作爲又

ハ不作爲の義務を盡さしむる爲め行ハルものヨシテ亦主たる有り從たる有り

從たる人權ハ債權の擔保を爲す保證及ヒ連帶の如シ

第四條 著述者の著書の發行、技術者の技術物の製出又ハ發明者の發明の施用ハ付ての權

利ハ特別法を以て之を規定ス

第五條 權利ハ物權ト人權トを問ハス目的物の種々の區別ハ從ヒテ其様を變ス此區別ハ物

の性質、人の意思又ハ法律の規定ヨリ生ス即チ左ハ掲ぐる如シ

第六條 物ハ有體なる有り無體なる有り

有體物トハ人の感官ハ觸ルしものを謂フ即チ地所、建物、動物、器具の如シ

無體物トハ智能のみを以て理會するものを謂フ即チ左の如シ

●民法財産編

- 第一 物權及び人權
- 第二 著述者、技術者及び發明者の權利
- 第三 解散したる會社又ハ精算中なる共通ノ屬する財産及ヒ債務の包括
- 第七條 物の其性質ニ因リ又ハ所有者の用法ニ因リ遷移することを得ると否トハ從ヒテ動産たり不動産たり此他法律の規定ニ因リテ動産たり不動産たる物あり
- 第八條 性質ニ因る不動産ハ左の如シ
 - 第一 耕地、宅地其他土地の部分
 - 第二 池沼、溜井、溝渠、堀割、泉源
 - 第三 土手、棧橋其他此類の工作物
 - 第四 土地ニ定着したる浴場、水車、風車又ハ水力、蒸氣の機械
 - 第五 樹林、竹木其他の植物但第十二條ニ記載したるものハ此限ニ在ラス
 - 第六 果實及ヒ收穫物の未タ土地より離レざるもの但第十二條ニ記載したるものハ此限ニ在ラス
 - 第七 鑛物、坑石、泥炭及ヒ肥料土の未タ土地より離レざるもの
 - 第八 建物及ヒ其外部の戸扉但第十二條ニ記載したるものハ此限ニ在ラス

第九 塙、籬、柵

- 第十 水の出入又ハ瓦斯、温氣の引入の爲メ土地又ハ建物ニ附着したる筒管
- 第十一 土地又ハ建物ニ附着したる電氣機器
- 第九條 此他總テ性質ニ因リテ移動可きものと雖モ建物ニ必要なる附屬物
- 第九條 動産の所有者ハ其土地又ハ建物の利用便益若クハ雜節の爲メ永遠又ハ不定の間其土地又ハ建物ニ備附けたる動産の性質の何たるを問ハス用法ニ因る不動産たり即チ左の如シ但反對の證據あるときハ此限ニ在ラス
 - 第一 土地の耕作、利用又ハ肥料の爲メ備へたる獸畜
 - 第二 耕作用ニ備へたる器具、種子、藁草及ヒ肥料
 - 第三 養蠶場ニ備へたる蠶種
 - 第四 樹木の支持ニ備へたる柵架及ヒ杭柱
 - 第五 土地ニ生ずる物品の化製ニ備へたる器具
 - 第六 工業場ニ備へたる機械及ヒ器具
 - 第七 不動産の常用ニ備へたる小舟但其水流カ公有ニ係リ又ハ他人ニ屬するときも亦同シ

●民法財産編

第八 園庭に飾置したる石燈籠、水鉢及び岩石

第九 建物に備へたる畳、建具其他の補足物及び毀損するに非されり取離すことを得ざる匾額、玻璃鏡、彫刻物其他各種の粧飾物

第十 修繕中の建物より取離して再ひ之を用ゆ可き材料

第十條 法律の規定に因る不動産の左の如し

第一 上と列記したる不動産の上と存する物權

第二 不動産の上と存する物權を取得せんとし又取回せんとする人權

第三 建築師の材料を以て建物を築造せしむる債權

第四 動産債權にして法律か不動産と爲し又各人か法律の規定に依りて不動産と爲したるもの

第十一條 自力又他力に因りて遷移することを得る物の性質に因る動産たり但第八條及び第九條に記載したるもの此限に在らず

第十二條 假し土地に定着せしめたる物の用方と因る動産たり即ち左の如し

第一 建築の足場及び支柱

第二 建築を爲すの間共用と備へたる小屋

第三 植木師及び園丁が賣る爲めと培養し又保存したる草木

第四 取毀つ爲めと讓渡したる建物其他の工作物又収去する爲めと讓渡したる樹木及び收穫物

第十三條 法律の規定に因る動産の左の如し

第一 上と指定したる動産の上と存する物權

第二 有體動産を取得し又取回せんとする債權但不動産を以て其擔保と充つるときも亦同し

第三 所爲を成就せしめ又權利の行使を止めしむる債權縱令其權利か不動産たる時も亦同し

第四 法人たる會社存立の間社員が其會社と對して有する權利縱令不動産か會社に屬する時も亦同し

第五 著述者、技術者及び發明者の權利

第十四條 解散したる會社又の精算中なる共通に屬する財産の一分と付て有する權利の動産たり不動産たる性質の分割に於て各利害關係人の受くる財産の性質に因りて定まる當事者の一方の選擇と任する動産又不動産を目的とする擇一又任意債權の性質も亦

其辨濟^{べんさい}に付き選擇したる物の性質に因りて定まる

第十五條 物の他は附屬^{ふぞく}せしめて完全なる効用^{かうよう}を爲すと否とに從ひて主たる有り從たる有り

用方^{もちかた}に因る不動産の性質に因る不動産の從なり地役^{ちやく}の要役地^{ようやくち}の從なり債權の擔保の債權の從なり

第十六條 物の左の如く之を視ることを得

第一 特定物^{ていていぶつ}即ち某家、某田、某獸の如き殊別^{しゆべつ}なる物

第二 定量物^{ていりやうぶつ}即ち金幾圓、米幾石、布幾反の如き數量尺度を以て算ふる物

第三 聚合物^{しゆごぶつ}即ち群畜、書庫の書籍、店舗^{てんぽ}の商品の如き増減し得へき多少類似なる物

第四 包括財産^{ぱくくわいざい}即ち相續^{さうぞく}の總動産若くは總不動産又は相續の全部若くは一分の如き資産の全部又は一分を組成する物

第十七條 物の其性質に因り一回の使用^{いちくわい}を以て消費する^{せうひ}と否とに從ひて消費物たり不消費物たり

第十八條 物の當事者^{たうじしや}の意思又は法律の規定^{きてい}に因り同種の物を以て代^かふることを得ると否とに從ひて代替物たり不代替物たり

定量物及ひ一回の使用を以て消費する物の概して之を當事者の意思に因る代替物と看做す

第十九條 物の其性質、當事者の意思又は法律の規定に因り形體上又は智能上分割することを得ると否とに從ひて可分物たり不可分物たり

或る地役及ひ或る作爲又は不作爲の義務の性質に因る不可分物なり
物の一分の供與を以て合意の目的たる便益を與ふること能はざるときは其物の當事者の意思に因る不可分物なり

抵當及ひ債權の物上擔保の法律の規定に因る不可分物なり

第二十條 物の所有に屬するもの有り所有に屬せざるもの有り
所有に屬する物と公の私の資産の部分を爲すものを謂ふ

第二十一條 公の法人に屬する物と公有及び私有の二種あり

第二十二條 公の法人に屬し國用に供したる物の公有の部分^{ぶぶん}を爲す即ち左の如し
第一 國領の海及び海濱但海濱の春分秋分最高潮の到る處を以て限と爲す

第二 道路、舟若くは筏の通す可き川又は堀割及び其床地

第三 城砦、壘壁其他陸海防禦の工作物

第四 軍用の工廠、船艦、兵器、機械其他の物品

第五 官廳の建物

第二十三條 公の法人か各人と同一の名義にて所有する物として金錢を見積ることを得る収入を生ず可きもの其私有の部分爲す即ち國、府縣、市町村有の海瀉、樹林、牧場の如し

所有者なき不動産及び相續人なくして死亡したる者の遺産の當然國に屬す

第二十四條 無主物どの何人も屬せずと雖も所有權の目的と爲ることを得るものを謂ふ即ち遺棄の物品、山野の鳥獸、河海の魚介の如し

第二十五條 公共物どの何人の所有も屬することを得ずして總ての人の使用することを得るものを謂ふ則ち空氣、光線、流水、海洋の如し

第二十六條 物の私所有權又の債權の目的と爲ることを得ると否とに従ひて融通物たり不融通物たり

公の秩序の爲め法律に於て處分を禁じたる物及び公有の財産の不融通物なり

第二十七條 物の讓渡すことを得るもの有り讓渡すことを得ざるもの有り

所有權より支分したる使用權又の住居權、要役地より分離せるものと看做したる地役及

以政府の與へたる開坑の特許其他の特權の概して融通物なりと雖も讓渡すことを得ざるものなり

第二十八條 物の法律に定めたる條件を具備する占有に附着せる取得の推定を受くると否とに従ひて時効に罹ることを得るもの有り時効に罹ることを得ざるもの有り

第二十九條 物の其所有者の債權者か強制賣却を請求することを得ると否とに従ひて差押ふることを得るもの有り差押ふることを得ざるもの有り

不融通物、讓渡すことを得ざる物其他法律の規定又の人の處分にて差押を禁じたる物の差押ふることを得ざるものなり即ち無償にて設定したる終身年金權の如し

第一部 物權

第一章 所有權

第三十條 所有權どの自由と物の使用收益及び處分を爲す權利を謂ふ

此權利の法律又の合意又の遺言を以てするに非ざれば之を制限することを得ず

第三十一條 不動産の所有者の適法に認め及び宣言したる公益に因由し且公用徵收法に従ひて定めたる償金の拂渡を豫め受くるに非ざれば其所有權の讓渡を強要せらるること無し

動産の公用徴収の毎回定むる特別法に依るは非されの之を行ふことを得ず
國又の官廳は屬する先買權及び徴發令を以て定めたる物の徴發又の凶災の時に行ふ物の
徴求に付ての本條の例を用ゐず

第三十二條 所有者の償金を得るは於ての公益工事の便利の爲め所有物の一時の占據を強
要せらるしこと有り

第三十三條 物料の採掘、道路の劃線、樹木の採伐、水其他の物の收取に付き一般又一
地方の公益の爲め設けたる地役の行政法を以て之を規定す

第三十四條 土地の所有者の其地上一切の築造、栽植を爲し又の之を廢することを得
又其地下一切の開鑿及び採掘を爲すことを得

右孰れの場合も於ても公益の爲め行政法を以て定めたる規則及び制限に従ふことを要す
此他相隣地の利益の爲め所有權の行使に付したる限制及び條件の地役の章に於て之を規
定す

第三十五條 鑛物の所有權及び其試掘若くは開坑の特別法を以て之を規定す

第三十六條 所有者其物の占有を妨げられ又の奪られたるときは所持者は對し本權訴訟權を
行ふことを得但動産及び不動産の時効は關し證據編に記載したるもの此限は在らず

又所有者の第九十九條乃至第二百十二條に定めたる規則に従ひ占有に關する訴訟權を行
ふことを得

第三十七條 數人一物を共有するときの持分の不均は拘りらず各共有者其物の全部を使
用することを得但其用方に従ひ且他の共有者の使用を妨げざることを要す

各共有者の持分の之を相均しきものと推定す但反對の證據あるときは此限は在らず
天然又の法定の果實及び産出物の各共有者の權利の限度は應し定期に於て之を分割す
各共有者の其物の保存に必要なる管理其他の行爲を爲すことを得

各共有者の其持分は應して諸般の負擔に任ず
右規定の使用、收益又の管理を格別な定むる合意を妨げず

第三十八條 處分權に付ての各共有者の他の共有者の承諾あるは非されの其物の形樣を變
ずることを得す又自己の持分外は物權を付することを得す

共有者の一人其持分を讓渡したるときは讓受人の他の共有者に對し讓渡人代り其
地位を有す

第三十九條 各共有者の如何なる合意あるも常は共有物の分割を請求することを得
然れども共有者の五十年を超えざる定期の時間分割せざるを約することを得

此合意の何時も之を更新することを得但其時間の亦五年を超ゆることを得す
右規定の數箇の所有地は共通なる通路、井戸、籬壁、溝渠の互有より生ずる共有權之
を適用せず

第四十條 數人にて一家屋を區分し各其一部分を所有するときの相互の權利及び義務の左
の如く之を規定す

各所有者の離隔せる所有者の如くは自己の持分を處分することを得
諸般の租税及び建物並に其附屬物の共用の部分に係る大小修繕は各自の持分の價格に應
じて之を負擔す

各自の己れに屬する部分に係る費用を一人にて負擔す

第四十一條 所有權の當事者の間を於けるも第三者に對するも本編及び財産取得編に記載
したる原因及び方法に依り之を取得し保存し及び轉付す

主たる物の處分に従たる物の處分を帶ふ但反對の證據あるときは此限を在らす

第四十二條 所有權の左の諸件に因りて消滅す

第一 任意又は強要の讓渡

第二 他人の物に自己の物の添附

第三 法律に依りて宣告したる沒收

第四 取得の解除、銷除又は廢罷

第五 物を處分する能力ある所有者の任意の遺棄

第六 物の全部の毀滅

第四十三條 動産及び不動産の所有權の取得及び消滅に關する時効の性質及び効力に付て
の證據編の規定に従ふ

第二章 用益權、使用權及び住居權

第一節 用益權

第四十四條 用益權の他人に屬する物に付き其用方は從ひ其元質本體を變ずる
こと無く有期にて使用及び收益を爲すの權利を謂ふ

第一款 用益權の設定

第四十五條 用益權の法律又は人意に因りて設定するものとす

法律に因る用益權の設定の別を定むる法律の規定に従ふ

人意に因る用益權の設定の所有權の取得及び移轉に關する規則に従ふ

又用益權の有償又は無償にて讓渡したる財産の上を之を留存して設定することを得

時効を以て用益権の取得を證する條件の時効を以て完全の所有権の得取を證する條件も同じ

第四十六條 用益権の動産と不動産と有體物と無體物とを問はず一切の融通物の上の之を
設定することを得

又用益権の他の用益権の上、終身年金權の上又の包括權原よりて資産の上の之を設定する
ことを得

第四十七條 用益権の始時若くは終時を定め又の期限を定めずして之を設定することを得
又用益権の其始時又の終時を未必條件の成就を繋げて之を設定することを得

右孰れの場合も於ても其期間の用益者の終身を越ゆることを得ず

第四十八條 用益権の一人又の數人の終身を期して之を設定することを得數人の終身を期
して設定したるときは數人同時又の順次之を行ふ

右孰れの場合も於ても用益権の其權利發開の時既に出生し又の胎内にある者の爲めはす
るも非されの之を設定することを得ず

第二款 用益者の權利

第四十九條 用益者の其權利の發開したるとき若し始時の定めらるる其期限の到來したると

きの次款に定めたる不動産形狀書、動産目錄を作り及び保證を立つる義務を履行したる
後其用益権の存する物の占有を要求することを得

用益者の用益物を其現狀にて受取る可し修繕又の恰好を求むることを得す但權利發開の
後設定者若くは其相續人の過失を因り又の發開の前と雖も其惡意を因りて用益物を毀損
したるときは此限を在らず

第五十條 用益者が收益を始むることを得るより以後は虚有者の收取したる果實の用益者
に屬す縱令用益者が自ら其收用を遅延したるも亦同じ但其果實の收取及び保存の費用を
虚有者は償還することを要す

用益者の收益を始むる時根枝より土地に附着する果實を其成熟に至り收取する權利
を有す其耕耘、種子、栽培の費用を虚有者は償還することを要す

第五十一條 用益者の其權利の繼續間用益物より生ずる天然及び法定の一切の果實は付き
所有者と同じき權利を有す

第五十二條 天然の果實の自然に生じたと栽培を因りて得たとを問はず土地より之を
離したる時直ち用益者に屬す縱令事變又の盜奪を因りて離れたるも亦同じ
然れども果實が其成熟前土地より離れ且用益権が通常の收取季節前滅したるとき

其利益の虚有者に歸す

第五十三條 獸畜の子の其産出の時より用益者に屬す乳汁、肥料及び剪毛季節は剪取したる剪毛も亦同じ

第五十四條 法定の果實の其拂渡時期の如何を問はず収益を始むることを得る時より用益權の消滅するまで用益者日割を以て之を取得す

法定の果實の用益物に付き第三者より金錢を以て拂ふ可き納額即ち土地、建物の借賃、借入金利息、會社の配當金、年金權の年金、石坑の借料の類なり

第五十五條 用益物中の金穀其他日用品の如き消費するに非されぬ使用し及び収益することを得ざる動産あるとき用益者の之を消費し又譲渡することを得但用益權消滅の時同數量、同品質の物を返還し又収益を始むる以前は評價を爲したるに於ては其代價を返還することを要す

右規定の用益權を設定したる商業資産を組成する商品と其他の代替物とよ之を適用す

第五十六條 住居用の器具其他使用に因りて毀損す可き用益物に付ては用益者の其用方より從ひて之を使用し且用益權消滅の時其現狀にて之を返還することを得但用益者の過失又の懈怠に因りて重大の毀損を致したるときは此限を在らざる

又賃貸することを得べき性質の用益物に非されぬ用益者の自己の責任を以て之を賃貸することを得す

第五十七條 終身年金權の用益者の年金權者と同じく其年金を收取するの權利を有す但反對の條件あるときは此限を在らざる

既に設定したる用益權に付き更に用益權を得たる者の原用益者に屬する一切の權利を行ふ

第五十八條 種類及び員數のみを以て定めたる畜群の用益者の保存を要せざる部分を毎年處分することを得但其子を以て全數を保持することを要す

第五十九條 用益者の大小木の樹林及び竹林に付ては從來の所有者の慣習及び採伐方より從ひて定期の採伐を爲して収益す

採伐方の未だ確定せざるときは用益者の近傍の重なる所有者又は國、府縣、市町村に屬する樹林の慣習より從ふ但採伐する一ヶ月前は虚有者に豫告することを要す

第六十條 從來の所有者の定期採伐を爲さざりし保存及び大樹木に付ては用益者の其樹木の定期産出物のみを得る權利を有す
然れども用益權の存する建物の大修繕を要するとき用益者の枯れ又倒れたる大樹木

を之より用ゆることを得若し生木を要するときの虚有者立會にて其必要を證せし後之を採伐することを得

第六十一條 用益者の用益樹木を支持するに必要なる柵架、支柱又の杭杖より用ゆる竹木を何時も其用益地の樹林及び竹林より採取することを得

第六十二條 用益者の用益樹木を植續き又の植増す爲め其用益地の苗床より苗木を採取することを得

又用益者の其苗床の苗木を期定より賣ることを得但從來此用方あるとき又の其生殖か用地の需要より餘るときは限る

右孰れの場合も於ても用益者の苗芽又の種子を以て苗床を保持することを要す

第六十三條 用益地は既に採掘を始め且特別法に従ふを要せざる石類、石灰類其他の物の石坑あるとき用益者の從來の所有者の如く其收益を得す

右石坑を未だ採掘せず又の其採掘を廢止したるとき用益者の其用益物中の建物、牆壁其他の部分の大小修繕に必要なる材料のみを採取することを得但其土地を損傷せず且第六十條に記載したる如く豫め其必要を證することを要す

又用益者の前二項の區別に従ひ其用益地の泥炭及び肥料土より付き收益することを得

第六十四條 用益者の用益不動産に於て第三者の發見したる埋葬物に付き權利を有せず

第六十五條 用益者の用益地に於て狩獵及び捕漁を爲す權利を有す

第六十六條 用益者の用益不動産に屬する一切の地役權を行ふ若し不使用に因りて之を消滅せしめたるとき虚有者に對して其責を任す

第六十七條 用益者の虚有者及び第三者に對し直接に其收益權を關する占有及び本權の物上訴權を行ふことを得

又用益者の用益不動産の働方又の受方の地役及び自己の權利の範圍内に於て占有に係る本權に係るとを問はず要請又の拒却の訴權を行ふことを得

右孰れの場合も於ても第九十八條の規定を適用す

第六十八條 用益者の有償又は無償にて其用益權を讓渡し賃貸し又の用益に付することを得且用益物が抵當と爲る可きものなるときは其權利を抵當と爲すことを得

如何なる場合は於ても用益者の付與したる權利の其用益權と同じき欺罔、制限及び條件に従ふ但賃貸借の期間及び其更新に付ては第九十九條乃至第二百二十二條の規定を適用す

第六十九條 用益者の用益權消滅の時猶ほ土地に附着して其收取せざりし果實及び産出物の爲め償金を求むる權利を有せず

又用益物に改良を加へて價格を増したるときと雖も其改良の爲め虚有者は對して價金を求むることを得ず

用益者の自己の設けたる建物、樹木、粧飾物其他の附加物を收去することを得但其用益物を舊狀に復することを要す

第七十條 用益権消滅の時用益者又其相續人か前條に從ひて收去することを得へき建物及び樹木等を賣らんとするときの虚有者の鑑定人の評價したる現時の代價を以て先買することを得

用益者の虚有者は右先買權を行ふや否やを述べ可きの催告を爲し其後十日内は虚有者か先買の陳述を爲さず又之を拒絶したるときは非され其收去は着手することを得す
虚有者か先買の陳述を爲したりと雖も鑑定の後裁判所の處決の確定したる時より一个月内は其代金を辨濟せざるべき先買權を失ふ但損害あるときは賠償の責は任す
用益者又其相續人の代金の辨濟を受くるまで建物を占有することを得

第三款 用益者の義務

第七十一條 用益者の用益物の占有を始むる前は虚有者と立會ひ又の合式之を召喚し完全精査する動産の目録、不動産の形狀書を作ることを得す

第七十二條 當事者か雙方出會し其能力あるとき又の有効な代理せられたるときは目録及び形狀書の私署を以て作ることを得反對の場合に於ては公吏之を作る

第七十三條 目録に記したる代替物の評價の賣買は同じき効力を有す但反對の明言あるとき此限は在らず不代替物の評價の賣買は同じき効力を有することを目録に明示するも非され其効力を有せず

有償にて用益權を設定したるときは目録及び評價の費用は用益者、虚有者各其半額を負担し無償の場合に於ては用益者之を負擔す

第七十四條 用益權設定の時用益者の目録又の形狀書を作る義務を免除したりと雖も虚有者の常は用益者と立會ひ又の合式之を召喚し自費を以て目録又の形狀書を作ることを得但此事は付き虚有者の十一日以上収益を妨ぐることを得ず

第七十二條及び第七十三條第一項の右の場合に之を適用す

第七十五條 用益者の目録又の形狀書を作る義務を履行せずして収益を始めたるときは不完好なる形狀にて不動産を受取りたりとの推定を受く但反對の證據あるときは此限は在らず

動産は付ての虚有者の通常の證據の勿論世評を以て其實體及び價格を證することを得

第七十六條 用益者の用益権消滅の時負擔す可き返還及び償金の爲め保證人を立て又其他の相應なる擔保を供するも非されの収益を始むることを得ず

第七十七條 擔保の性質を付き當事者の間を義協のさるときは裁判所の顯然資力ある第三者の引受を認許し又の供託所若くは當事者の認諾する第三者を金錢若くは有價物を寄託するを認許し又の質若くは抵當を認許することを得

第七十八條 擔保す可き金額を付ては裁判所の用益地の直接に存する金額未滿其金額を定むることを得ず又動産の評価か賣買と同じき効力を有するときは其評價の金額未滿之を定むることを得ず又評價か賣買と同じき効力を有せるときは其評價の半額未滿之を定むることを得ず

然れども右の末の場合に於て若し川益者か評價せし動産に係る権利を用益権の繼續間を讓渡し又の賃貸したるときは虚有者の常は評價の金額を對して擔保を要求することを得 不動産の擔保金額の多寡は裁判所之を定む

第七十九條 擔保の設定證書は前條に定めたる金額を對する保證人又の用益者の一身の引受を併記す

第八十條 用益者か動産又の不動産を對して相應する擔保を供する能はず且當事者の間を

別段の合意なきときは左の如く處辨す

日用品其他の代替物の之を競賣し其代金の虚有者、用益者連名にて用益権の直接に存する金錢と共に供託所を供託し又の之を國債券に換へ用益者の其利息を收取す

此他の動産の虚有者之を占有す

不動産の之を第三者に賃貸し又の虚有者か賃借の名義にて之を保存し用益者の保持費用及び第八十九條に記載したる負擔を扣除して賃貸を收取す

第八十一條 用益者か擔保の一分は非されの供する能はさるときは引渡を受く可き用益物に付き其擔保の限度に應じて選擇を爲す

第八十二條 用益者の保證人を立つる義務の設定の權原又の其後の合意を以て之を免除することを得但用益者の無資力と爲りたるときは此免除の其効を失ふ若し用益者か既に收益を始めたるときは其用益物を虚有者に返還し且前二條に従ひて處辨す

第八十三條 贈與物に付き贈與者か自己の利益の爲め留存したる用益権に付ては保證人を立つる義務なし

第八十四條 用益者か収益を始めたるときは善良なる管理人の如く用益物の保存に注意することを要す

用益者の其過失又は懈怠より生ずる用益物の滅失又は毀損の責を任す但虚有者の権利を保護する爲め用益者は對して第四百四條に許可したる處置を爲すことを妨げず

第八十五條 用益物の全部又は一分が火災にて滅失したるときは用益者は過失ありと推定す但反對の證據あるときは此限を在らす

第八十六條 用益者の動産及び不動産の小修繕を負担し其求償權を有せず

大修繕は用益者の過失に因り又は小修繕を爲さざるに因りて必要と爲りたるときは非ざるに用益者之を負担せず

屋根若くは重なる牆壁の修繕又は重なる梁柱若くは基礎の變更を建物の大修繕とす
石垣、土手及び牆壁の改造も亦之を大修繕と看做す

第八十七條 過失又は懈怠の場合の外用益者の虚有者を立會いしめ鑑定人をして大修繕の必要を證せしめたる後虚有者其大修繕を爲すことを拒みたるときは自ら之を爲すことを得

用益權消滅の時虚有者の右修繕より生じたる現時の増價額を用益者は辨償する責を任す
若し虚有者か大修繕を爲すときは用益者を立會いしめ鑑定人をして其必要及び費用を證せしめ用益者の毎年其費用の利息を虚有者は辨償す

第八十八條 前條の規定の建物が朽敗の爲め崩壊し又は事變に因りて破壊したる場合も之を適用す但第六百六條に定めたる如く此等の事は因りて用益權の消滅を致すときは此限を在らす

第八十九條 用益物は賦課せらるる毎年の通常税及公課の其一般に係るものと一地方に係るものを問はず用益者之を負担し其求償權を有せず

用益權の繼續間用益物は賦課せらるること有る可き非常の公課又は租税を付て虚有者の其元本を拂ひ用益者の此時間毎年の利息を辨償す

非常の公課又は租税と看做すもの左の如し

第一 強要の借入

第二 増税又は新税但其臨時又は非常の性質が法令に明示あるとき又は明な事情より生ずるときを限る

第九十條 用益者又は虚有者か通常又は非常の租税を納めるときは不動産の完全の所有權に於て之を差押へ且賣却し其代金を怠納租税を充つ若し殘額あらは其元本の虚有者に屬し其收益は用益者に屬す

第九十一條 虚有者か用益權設定の前は火災に對して建物を保險を付したるときは用益者

の毎年保険料の利息を拂ふの責を任す但火災の場合に於て得たる償金の虚有者は屬し其
收益の用益者も屬す

虚有者が用益権の繼續間も完全の所有権を保險し付したるときは用益者の保險料の利息
を負担せず其償金も關しては虚有者が自己の拂ひたる保險料の金額を扣除したる残余も
付き收益す虚有者か其虚有権のみを保險し付したるときは用益者の償金も付き權利を有
せず

海上の危険に對し保險し付したる船舶に付用益権を設定したる時も亦右の規定を適用す
第九十二條 用益者の自己及び虚有者の利益の爲め自費を以て保險を約することを得此場
合に於ては用益者の償金の額内より自己の拂ひたる保險料を扣除し其殘額も付て收用す
又用益者の用益権の價格のみも付き建物を保險し付したるときは一人もて保險料を負担
し災害ありしとき其償金を取得す凍、雹其他天然の事變に對し用益者か收穫物又の産
出物を保險し付したるときも亦同じ

第九十三條 遺言もて包括財産の用益権を得たる者の其得金の割合も應じて相續の債務の
利息を負担す
此他相續の負擔たる養料又の終身年金の年金も亦同上の割合も應じて之を負担す

第九十四條 特定財産の用益者の其用益財産か抵當又の先取特權を負担するるときは雖も設
定者の債務の辨濟を分擔せず
用益者か所持者として訴訟を受けたるときは債務者も對する求償權を有す但用益権の設
定者又の其相續人も對する追奪擔保の訴權を妨げず

第九十五條 虚有者か元本を負担し用益者か其利息を負担す可き諸般の場合に於ては左の
方法の一に依りて處辨す

- 第一 虚有者か元本を拂ひ用益者か其毎年の利息を拂ふ
- 第二 用益者か元本を立替へ虚有者か用益権消滅の時之を用益者も償還す
- 第三 要求を受く可き金額も滿つるまで用益物の一分を賣却す

第九十六條 用益権の繼續間用益不動産も第三者か虚有者の權利を害す可き侵奪又の作業
を爲すとき用益者の其事實を虚有者も告發することを要す若し此告發を爲さざるとき
は爲めを生じたる總ての損害及び第三者の取得する時効又の占有權も付き其責を任す
第九十七條 虚有者か原告又の被告として用益物の完全の所有權も係る訴訟を爲すときは
用益者を其訴訟も召喚することを要す

用益者の右訴訟費用の利息及び收益のみも關する訴訟費用を負担す然れども用益権の設

定證書を以て用益者又追奪擔保を爲したるときは用益者の總ての訴訟費用を負擔せず

如何なる場合も於ても用益者の虚有権のみを關する訴訟費用を分擔せず

第九十八條 訴訟に參加す可くして之に参加せしめられさりし虚有者又用益者の其判決の害を受くること無し然れども事務管理の規則に従ひて其利を受くることを得

第四款 用益權の消滅

第九十九條 用益權の第四十二條に記載したる所有權消滅の原因と同一の原因より消滅するの外は左の原因より消滅す

第一 用益者の死亡

第二 用益權を設定したる期間の経過

第三 用益者の明示したる用益權の拋棄

第四 三十個年繼續したる不使用

第五 用益權の廢罷

第一百條 數人の終身を期して同時且不分して用益權を設定したるときは死亡者の持分の生存者を利す其用益權の最後の死亡者の死亡に因るは非されの消滅せず

第一百一條 法人の爲めは設定したる用益權の三十個年の期間を以て消滅す但三十個年より

短き期間を以て設定したるときは此限を在らず

第一百二條 用益者の用益權の拋棄を以て其拋棄前履行せざりし義務を免かることを得す

又其拋棄の用益者の權を基き物の上の權利を取得したる第三者をすることを得す

第一百三條 不使用の未成年者も其他の人として之に對し時効の経過することを得ざる者も之を以て對抗することを得す

免責時効は關する此他の規則の不使用を適用す

第一百四條 用益者か用益物に重大の毀損を加ふる時又保持の欠缺若くは收益の濫妄に因りて用益物の保存を危ふるときは裁判所の用益權消滅の他の原因の一の生ずるまで

用益者の費用を以て用益物を保管し又此時間虚有者より毎年用益者に拂ふ可き金額若くは果實の部分の定め虚有者の爲め用益權の廢罷を宣告することを得

裁判所の右と同時に其年の果實及び産出物の分割を定む

將來に於て用益者に拂ふ可き金額又果實の價額に用益者日割を以て之を取得す

第一百五條 用益權の廢罷に其廢罷前用益者の加へたる損害の賠償を妨げず

第一百六條 事變又の朽敗に因りて用益權の存する建物の全部が毀滅したる時の用益者の土

地も付ても材料も付ても収益することを得ず但建物か利益権の存する土地の従たるるときは此限も在らず

第七條 利益物か公用徴収を受けたるときは利益者の其償金も付き収益す此場合も於て利益者の其収益する元本も對して相應なる擔保を供することを要す但此場合を豫見して特其義務を免除したるときは此限も在らず

第九十條乃至第九十二條も規定したる場合も於ても亦同じ

第八條 池沼の利益権の水の乾涸して舊狀も復する見込なきときは消滅す

又土地の利益権の水の浸没して舊狀も復する見込なきときも消滅す

第九條 第四條も掲けたる場合を除くの外利益権消滅の時猶ほ土地も附着する果實及び産出物の虚有者も屬す其栽培又の作業の費用も之を償還することを要す但不動産賃借人か果實も付き既も得たる權利を妨げず

第二節 使用權及び住居權

第十條 使用權も使用者及び其家族の需用の程度も限るの利益權なり

住居權の建物の使用權なり

使用權及び住居權の利益權も同一の方法も因りて成立し及び同一の原因も由りて消滅す

第十一條 使用權及び住居權の程度を定むる爲め使用者の家族と看做す可き者の使用者と共に住居する配偶者も親屬親及使用者又此等の親族の隨身雇人なり

第十二條 設定の權原又其後の合意を以て土地の使用權を行ふの方法を定め又住居權を行ふ可き建物を定めたるときも當事者立會の上裁判所其意見を聽きて之を定む

第十三條 使用權及び住居權の之を讓渡し又も賃貸することを得ず

第十四條 使用權又の住居權を有する者の利益者と同じく動産の目錄及び不動産の形狀書を作り且保證人を立つる責も任す

又利益者も同一の注意を爲し及び自己の過失も付て之と同一の責も任す
又其利益の割合も應じ利益者と同じく修繕費用、租稅、公課及び訴訟費用を分擔す

第三章 賃借權、永借權及び地上權

第一節 賃借權

第十五條 動産及び不動産の賃借の賃借人より賃貸人も金錢其他の有價物を定期も拂ふ約もて賃借人も或る時間賃借物の使用及び利益を爲す權利を與ふ但後の第二款及び第三款も定めたる如く合意も因り又も法律の効力も因りて當事者の負擔する相互の義務を妨げず

第一百十六條 國、府縣、市町村及び公設所に屬する財産の賃貸借の行政法を以て之を規定す

第一款 賃借權の設定

第一百七七條 賃借權の賃貸借契約を以て之を設定す

賃借權を遺贈したる場合、又は於ての相續人の遺言書に記載したる項目及び條件に従ひて受遺者と賃貸借契約を取結ぶことを要す

賃借權を豫約したる場合、又は於ても諾約者の要約者と賃貸借契約を取結ぶことを要す

第一百十八條 賃貸借契約の有償且雙務の契約の一般の規則に従ふ但後掲けたる變例を妨げず

第一百十九條 法律上又の裁判上の管理人の其管理する物を賃貸することを得然れども管理人が期間を付き特別の委任を受けずして賃貸するときは左の期間を超ゆることを得ず

第一 獸畜其他の動産を付ての一年

第二 居宅、店舗其他の建物に付ての三年

第三 耕地、池沼其他土地の部分に付ての五年

第四 牧場樹林に付ての十年

第一百二十條 管理人の前條に記載したる賃貸物の區別に従ひ現期間の満了先たつ一ヶ月

三ヶ月、六ヶ月又は一ヶ年内に非され同一の期間を以て賃貸借を更新することを得ず然れども右の時期先たち爲したる更新の新期間の始まり後尙ほ管理人の委任の止まざりしときは無効ならず

第一百二十一條 管理人の金錢外の有價物を賃貸と爲して賃貸することを得ず然れども耕地に付ての其產出物を賃貸と爲して賃貸することを得

第一百二十二條 前三條の規定の代理人よ之を適用す但代理委任の書面を以て其權限を伸縮したるときは此限を在らず

第一百二十三條 自己の財産を管理することを得る婦及び自治産の未成年者も亦管理人と同一の條件に従ふに非され其財産を賃貸することを得ず

第一百二十四條 賃借人の前數條を反したる賃貸借又の其更新の無効又の短縮を請求することを得ず

然れども所有者其權利を自在にすることを得るに至りたるときは賃借人の所有者の認諾するや否やの意思を第十九條に區別したる賃借物の性質以後五日、八日、十五日又の三十日の期間を述ぶることを常々要求することを得
所有者が其意思を述ぶることを拒むときは賃借人の起初又の更新に於て定めたる如く賃

借期間を維持せんと述ふることを得

第二百二十五條 所有者の爲したる不動産の賃貸借が三十年を超ゆるとき其賃貸借の永
賃借と爲り此種の賃貸借の爲め後の第二節に定めたる規則に従ふ

第二款 賃借人の権利

第二百二十六條 賃借人の賃借物に付き用益者と同一の利益を收むる権利を有す但其賃貸借
設定の契約及び法律の規定より生ずる権利の増減に此限を在らす

第二百二十七條 賃借人の其収益を始むる爲め定めたる時期に於て賃借物の占有を賃借人
に要求することを得然れども其目録及び形状書を作り及び保證人を立つる責を任せす但
契約に因りて其責を任ずるときに此限を在らす

第二百二十八條 賃借人の物の引渡前其用方は従ひて一切の修繕を整ふることを賃借人
要求することを得

此他賃借人の賃貸借の期間大小修繕を爲す責を任す但左の二項に掲けたる修繕及び賃借
人又其雇人の過失若くは懈怠に因りて必要と爲りたる修繕の賃借人之を負担す
賃貸人の賃貸借の期間、建具、塗彩及び壁紙の保持を負担せず又井戸、用水溜、汚物
溜又水道管の疏浚及び普通な賃借人の爲す可き修繕を負担せず

本條の規定に反對の慣習あるとき其慣習に従ふことを妨けず

第二百二十九條 建物に必要と爲りたる大修繕の賃借人より之を要求せざるも又之が爲め賃
借人も多少の不便を生せしむ可きも賃貸人之を爲すことを得

然れども賃借人の右修繕の一ヶ月より長く繼續するとき借賃の減少を要求することを
得又時間の如何を問はず右修繕の爲め其賃借物中住居す可き全部又の商業若くは工業
に極めて必要なる部分を失ふ可きとき賃借人の賃貸借の解除を請求することを得

第二百三十條 賃借人が第三者より収益の権利を妨害又の争論を受け其原因賃借人の責に歸
す可からざる時賃借人より合式に告知を受けたる賃貸人の其訴訟に参加して賃借人を
擔保し又の損害を賠償することを要す

第二百三十一條 妨害が戦争、旱魃、洪水、暴風、火災の如き不可抗力又の官の處分より生じ此
が爲め毎年の収益の三分一以上損失を致したるとき賃借人の其割合に應じて借賃の減少
を要求することを得但地方の慣習之に異なるとき其慣習に従ふことを妨けず

又右の妨害が引續き三ヶ年及ぶ時の賃借人の賃貸借の解除を請求することを得建物の
一分の焼失其他の毀滅の場合に於て所有者が一ヶ年内之を再造せざる時亦同じ
第二百三十二條 土地又の建物を以て主たる目的物と爲したる賃貸借に於て其現在の坪數が

契約の坪數より少なく又の多きとき土地又の建物の賣買に於けると同一の條件に從ひて借賃の増減又の契約の銷除を爲すことを得

第三百三十三條 賃借人の賃貸人の明許を要せずして賃借地は適宜に建物を築造し又の樹木を栽植することを得但現在の建物又の樹木は何等の變更をも加ふることを得ず
賃借人の舊狀を復することを得へきとき其築造したる建物又の栽植したる樹木を賃借の終り收去することを得但第四十四條を以て賃貸人は與へたる權能を妨げず

第三百三十四條 賃借人の賃貸借の期間を超えざるに於て其賃借權を無償若くは有償にて譲渡し又の其賃借物を轉貸することを得但反對の慣習又の合意あるとき此限に在らず
賃借人の譲渡の場合に於ての贈與者又の賣主の權利を有し轉貸の場合に於ての賃貸人の權利を有す

右孰れの場合に於ても賃借人の賃貸人に對して其義務を免かることを得ず但賃貸人が轉借人と更改を爲したるとき此限に在らず

果實又の產出物の一分を以て借賃と爲し金錢を以て之に代ふることを許さしむるとき賃借權の譲渡又の轉貸の賃借人の承諾あるに非されし之を爲すことを得ず

第三百三十五條 不動産の賃借人の其權利を抵當と爲すことを得但譲渡又の轉貸を爲す

ことを得へき場合に限る

第三百三十六條 賃借人の其權利を保存する爲め賃貸人及び第三者に對して第六十七條に記載したる訴權を行ふことを得ず

第三款 賃借人の義務

第三百三十七條 賃貸人其權利を保存する爲め賃貸物の目録又の形狀書を作らんと欲するときは賃借人の何時までも賃貸人が己れと立會ひて之を作るを許諾することを要す但其書類の費用を分擔せず

賃借人も亦賃貸人を召喚し立會の上自費にて右目録又の形狀書を作ることを得
形狀書を作らざるとき賃借人の修繕完好の形狀にて賃借物を受取りたりとの推定を受く但反對の證據あるときは此限に在らず
目録なきときは不動産の實體及び形狀の證據に賃貸人の責に歸し通常の方法に從ひて之を爲す

第三百三十八條 金錢を以て借賃と爲したるとき賃借人の合意したる時期に之を拂ひ合意なきときは毎月末に之を拂ふことを要す但地方の慣習之に異なるときは此限に在らず
果實を以て借賃と爲したるとき收穫後非されし之を要求することを得ず

第三百二十九條 賃借人借賃を拂ひす其他賃貸借の特別なる項目又は條件を履行せざるべきに賃借人の賃借人又對して其履行を強要し又の損害あるときは其賠償を得て賃貸借の解除を請求することを得

第四百十條 賃借人の賃借物又直接又賦課せらるる通常及び非常の租税其他の公課を負担せず若し租税法又依りて賃借人より徴收すること有るときは其借賃より之を扣除し又の賃借人より賃借人又之を償還す但反對の合意あるときは此限を在らず

然れども賃借人の築造したる建物又賦課せられ又の賃借不動産に於て賃借人の營む商業若くは工業又賦課せらるる租税其他の公課の賃借人之を負担す

第四百十一條 賃借人の明示と黙示とを問はず合意を以て定めたる用方は従ふ非されの賃借物を使用することを得ず其合意なきときは契約の時の用方又の賃借物の性質は相應して毀損せざる用方は従ふ非されの之を使用することを得ず

第四百十二條 賃借人の賃借物の看守及び保存を付き用益者と同一の義務を負担す
第三者か賃借物又侵害又の作業を爲すときは賃借人の第九十六條に記載したる如く用益者と同一の責を任す

第四百十三條 賃貸借の終り於て賃借人か賃借物を返還せざるべきに賃借人の其選擇を以て對人訴權又の物上訴權よて之を訴追することを得

第四百十四條 賃借人の賃貸借の終り於て第三百三十三條又依りて賃借人の收去するを得べき建物及び樹木を先買することを得此場合於て第七十條の規定を適用す

第四款 賃借權の消滅
第四百十五條 賃借權の左の諸件に因りて當然消滅す

第一 賃借物の全部の滅失
第二 賃借物の全部の公用徴收

第三 賃借人又對する追奪又の賃借物に存する賃借人の權利の取消但其追奪及び取消の賃貸借契約以前の原因に由り裁判所に於て之を宣告せしむるときは限る

第四 明示若くは黙示よて定めたる期間の満了又の要約したる解除條件の成就
第五 初より期間を定めざるべきに解約申入の告知の後法律上の期間の満了

右の賃貸借の條件の不履行其他法律よ定めたる原因の爲め當事者の一方の請求に因り裁判所にて宣告したる取消に因りて終了す
第四百十六條 意外又の不可抗の原因に由りて賃借物の一分の滅失せしむるときは賃借人の第三百三十一條に記載したる條件に從ひて賃貸借の解除を要求し又の賃貸借を維持して借賃

の減少を要求することを得
公用の爲め賃借物の一分が徴收せられたるときは賃借人の常々借賃の減少を要求することを得

第四百十七條 期間の定ある賃借借の終りし後賃借人仍は収益し賃借人之を知りて故障を爲さしむるときは新賃借借暗に成立し前賃借借と同一の負擔及び條件に従ふ
然とも前賃借借を担保したる抵當の消滅し保證人の義務を免かる新賃借借の下の數條も記載したる如く解約申入又因りて終了す

第四百十八條 家具の附きたる建物の全部又の一分の賃借借よして其期間を明示せず其借賃を一年、一月又の一日を以て定めたるもの一年、一月又の一日の間賃借借を爲したるりと推定す但前條も記載したる黙示の更新を妨けず
動産のみを以て目的と爲したる賃借借よしても亦同じ

第四百十九條 家具の附かざる建物の賃借借の期間を定めざるるとき又の之を定めたるも黙示の更新ありたるるときは何時までも當事者の一方の解約申入又因りて終了す
解約申入より返却までの時間の左の如し

第一 建物の全部よ付て二个月但賃借人の造作を附したるときは三个月

第二 建物の一分よ付て一一个月但賃借人の造作を附したるときは二个月

第五百十條 家具の附きたる建物の賃借借よ付き黙示の更新ありたるるときは解約申入より返却までの時間の左の如し

第一 前賃借借の期間を三个月又の其以上よ定めたるときは一个月

第二 三个月未滿の賃借借よ付て原期間の三分一

第三 日日の賃借借よ付て二十四時

右規定の黙示の更新後の動産の賃借借よ付ても亦之を適用す

賃借せし建物よ備へたる動産又の用方よ因る不動産と看做す可き動産の賃借借の其建物の賃借借の終了するよ非されん終了せず

第五百十一條 土地の賃借借よして期間を定めざるもの又の期間を定めたるも黙示の更新ありたるもの耕地よ付て主たる收穫季節より六个月前又不耕地其他牧場、樹林よ付て返却せしむ可き時期より一个年前よ解約申入を爲すよ因りて終了す

第五百十二條 解約申入及び返却の時期よ關する前數條の規定の其時期よ付き地方の慣習なきときは非されん之を適用せず

第五百十三條 如何なる場合よ於ても賃借人の權利の存する一切の收穫物を收去する前よ

賃貸借の終了せしむるときは賃貸人又は新賃借人の前賃借人の之を収去するに委ねることを要す

又賃借人の土地の收穫物を収去したる部分に於て賃貸借の終了前急要の作業を爲すことを賃貸人又は新賃借人に許すことを要す但賃借人此か爲め妨害を受く可きときは此限を在らす

第百五十四條 賃貸人が賃貸物を讓渡せしむるときは又自己の爲め若くは他の特別なる原因の爲め之を取戻さんとするときは期間の満了前と雖も賃貸借を銷除することを得る權能を留保したる場合又賃借人が賃貸借の無用と爲る可き未定事故を慮かりて同一の權能を留保したる場合は於て前數條に定めたる時期に於て各自豫め解約申入を爲すことを要す

第二節 永借權及地上權

第一款 永借權

第百五十五條 永借借との期間三十個年を超ゆる不動産の賃貸借を謂ふ

永借借の五十個年を超ゆることを得ず此期間を超ゆる賃借の之を五十個年短縮す

永借借の常々之を更新することを得然れども其更新の時より五十個年を超ゆることを得ず

當事者が永借借契約なることを明示し其期間を定めたるときは其賃借の四十個年として終了す

本法實施以前は期間を定めて爲したる不動産の賃貸借の五十個年を超ゆるものと雖も其全期間有効なり

本法實施以前は期間を定めずして爲したる荒蕪地又は未耕地の賃貸借及び永小作と稱する賃貸借の終了の時期及び條件は日後特別法を以て之を規定す

第百五十六條 永借借の永借借契約を以てするに非されの之を設定することを得ず其遺贈又は豫約を付ては第百十七條の規定に從ふ

第百五十七條 當事者相互の權利及び義務の永借借の設定契約を以て之を定む特別の合意なきときは下の規定に從ふの外通常賃貸借の規則に從ふ

第百五十八條 永借人の永借地の形質を變ずることを得但永久の毀損を生せしめざることを要す

永借人の常々沼澤を乾涸することを得又永借地の作業に益す可きときは其土地を通過する水流を變轉することを得

第百五十九條 永借人の原野を開墾することを得然れども所有者の承諾あるに非されは定

期採伐は供したる小木林の樹木を掘取ることを得ず又定期採伐は供せざる樹木として既
よ二十年を過ぎ且其成長の年期か貸借の期間を超ゆ可きものを採伐することを得ず

第六十條 永借入の如何なる場合よ於ても所有者の承諾あるよ非されの主たる建物を取
除くことを得ず從たる建物と雖ども其存立の時期か貸借の期間を超ゆ可きもの亦同じ

第六十一條 前二條よ從ひ永借人か建物又の樹木を取除きたるとき其物料及び材木の
所有者よ屬す

第六十二條 永借人の地底よ鑛物在るとき開坑の特許を得たる者より所有者よ拂へる償
金よ付き何等の權利をも有せず然れども此特許を得たる者の地上よ加へたる損害の爲め
賠償を受くる權利を有す

第六十三條 永借地よ既よ採掘を始め且特別法よ從ふを要せざる石類、石灰類其他の物
の石坑あるとき永借人の其收益を繼續す

右石坑を未だ採掘せず又の其採掘を廢止したるとき永借人の永借地の改良の爲め石其
他の物料を採取することを得

第六十四條 永貸人の永貸借契約の當時の現狀よて永貸物を引渡すものとす
永貸人の貸借の期間大小修繕を負擔せず

第六十五條 意外の事又の不可抗力よ因りて貸借の期間よ起りたる毀損の借賃減少の理
由よ爲らす但第六十九條よ定めたる解除の權利を妨けず

第六十六條 永貸人よ對し永借物よ賦課せらるゝ通常又の非常の租税其他の公課の永借
人之を永貸人よ辨濟す

第六十七條 數人か一箇の契約を以て一箇の不動産を永借したるとき借賃を拂ふ義務
の各永借人又の其相續人よ在ての連帶よして且不可分なり

第六十八條 永借人か第六十六條の辨濟を爲さず又の三ヶ年間引續き借賃の拂入を爲
さざるとき永貸人の永貸借の解除を請求することを得

又永借人か他の債權者の訴追よ因りて破産又の無資力の宣告を受けたるるとき永貸人の
辨濟の如何なる不足よ拘へらす解除を請求することを得但其債權者か借賃を延滞なく拂
入るゝことを擔保するときは此限よ在らす

第六十九條 永借人の意外の事又の不可抗力よ因りて三ヶ年間引續き全く不動産の收益
を得る能はず又の其一分の毀損よ因りて將來の收益か借賃の年額を超ゆ可き見込なきと

き永貸借の解除を請求することを得

第七十條 永借人か永借地よ加へたる改良及び栽植したる樹木の永貸借の満期又の其解

除ふ當り賠償なくして之を殘置くものとす

建物に付ての通常賃貸借に關する第四百四十四條の規定を適用す

第二款 地上權

第七十一條 地上權とい他人の所有に屬する土地の上に於て建物又竹木を完全の所有權を以て占有する權利を謂ふ

第七十二條 地上權設定の時其土地に建物又樹木の既に存すると否を問はず設定行為の基本方式及び公示の不動産讓渡の一般の規則に従ふ

第七十三條 地上權者が讓受けたる建物又樹木の存する土地の面積に應じて土地の所有者は定期の納額を拂ふ可きとき其權利及び義務に其拂ふ可き納額に付ての通常賃貸借に關する規則に従ひ其繼續する期間に付ての第七十六條の規定に従ふ

右納額に付ての新に建物を築造し又樹木を栽植する爲め土地を賃借したるときも亦同し

第七十四條 既に存せる建物又樹木に於ける地上權の設定に際し従として之に屬す可き周邊の地面を明示せざるべきに左に掲ぐる規定に従ふ

建物に付ての地上權者の其建坪の全面積と同じき地面を得るの權利を有す此配置の鑑定

人をして土地及び建物の周圍の形狀と建物の各部の用方とを斟酌せしめて之を爲す

樹木に付ての地上權者の其最大なる外部の枝の蔭蔽すべき地面を得る權利を有す

第七十五條 地上權設定後築造したる建物又栽植したる樹木に付ての地上權者の此種

の作業の爲め法律を以て相隣者の爲め規定したる距離及び條件を遵守す可し縱令其隣人か地上權の設定者なるも亦同し

又地上權者の働方又の受方にて其他の地役の規則に従ふ

第七十六條 既に存せる建物又地上權者の築造す可き建物に付き設定權原を以て地上權の繼續期間を定めざるべきに此建物存立の時期間其權利を設定したるものと推定す但其大修繕に土地の所有者の承諾あるに非されに之を爲すことを得す

既に存せる樹木又の地上權者の栽植す可き樹木に付ての其地上權の樹木を採伐する時期まで又の其有用なる最長大に至る可き時期まで之を設定したりと推定す

此他地上權の通常賃借權と同一の原因に由りて消滅す但所有者の爲す解約申入に此限を在らし

地上權者の一个年前に豫告を爲し又未だ拂期限の至らざる納額の一年分を拂ふとき通常解約申入を爲すことを得

第七十七條 建物又ハ樹木の契約前より存すると否とを問はず地上権者之を賣らんとするときハ土地の所有者ハ先買權を行ふや否やを述べ可きの催告を一个月前ハ爲すことを要す

右先買權ハ付テハ此他尙ハ第七十條の規定ニ從ふ

第七十八條 本法實施の時ニ存する地上権ハ左の規定ニ從ふ

期限を立てテ設定したる地上権ハ其期限ニ至リ當然消滅す

期限を立てずして設定したる地上権ハ第七十六條ニ從ヒテ建物存立の時期間繼續す

右兩様の地上権ハ共ニ前條規定したる先買權ニ服す

第四章 占有

第一節 占有の種類及ビ占有することを得べき物

第七十九條 占有ニ法定、自然及ビ容假の三種あり

第八十條 法定の占有トハ占有者カ自己の爲メ有するの意思を以てする有體物の所持又ハ權利の行使を謂ふ

權利ハ物權ト人權トを問はず法定の占有を受くることを得其種種の効力の場合ニ從ヒ下

之を定む

り

第八十一條 法定の占有カ占有の權利を授付す可き性質ある權利行爲ニ基クるときハ讓渡

人ハ授付の分限なきを以て其効力を生ずる能ハるときト雖モ其占有ハ正權原の占有ナ

占有カ侵奪ニ因リて成りたるるときハ其占有ハ無權原の占有ナリ

第八十二條 正權原の占有ハ權原創設の當時ニ於テ占有者カ其權原の瑕疵を知らざりし

ときハ之を善意の占有トシ此ニ反するときはハ惡意の占有トす

法律の錯誤ハ善意ニ付テハ利益を受くる事を申立つることを許さず但第九十四條の規

定を妨けず

善意たることハ權原の瑕疵を覺知したるときハ止む

第八十三條 強暴又ハ隱密の占有ハ之を瑕疵の占有トす

占有カ暴行又ハ脅迫ニ因リて成り又ハ保持せられたるときハ其占有ハ強暴の占有ナリ

占有カ公然且外見の所爲ニ因リて當事者ハ容易ニ見ハれるときハ其占有ハ隱密の占有

ナリ

右占有カ平穩ト爲リ又ハ公然ト爲りたるるときハ其瑕疵ハ消滅す

第八十四條 自然の占有トハ占有者カ自己の權利を主張する意なくして有體物を所持す

るを謂ふ

公有物に付て各人の自然の占有の外占有を爲すことを得ず

第百八十五條 容假の占有と占有者か他人の爲め又其他人の名を以てする物の所持又の權利の行使を謂ふ

容假の占有者か自己の爲め又占有を始めたるとき其占有の容假の止みて法定と爲る然れども占有の權原の性質より生ずる容假の左に掲ぐる場合非されの止まず

第一 占有を爲さしめたる人又告知したる裁所上又の裁判外の行爲か其人の權利に對し明確の異議を含めるとき

第二 占有を爲さしめたる人又の第三者に出でたる權原の轉換よして其占有は新原因を付するるとき

第百八十六條 占有者の常又自己の爲め又占有するものとの推定を受く但占有の權原又の事情に因りて容假の證據あるとき此限は在らず

第百八十七條 正權原の證據ある占有の之を善意の占有なりと推定す但反對の證據あるとき此限は在らず

第百八十八條 強暴の證據なき占有の之を平穩の占有と推定す

占有の公然の之を推定せず必ず之を證することを要す

前後二箇の時期に於て證據ありたる占有の其中間繼續したりとの推定を受く但其占有の中断又の停止の證據あるとき此限は在らず

第二節 占有の取得

第百八十九條 法定の占有の或る物の所有權又の或る權利を自己の有と爲す意思を以て其物を握取する所爲に因り又其權利を實行するに因りて之を取得す

第百九十條 物の所持又の權利の行使の之を第三者の所爲と爲すことを得但占有するの意思に占有に付き利益を得んと主張する其人は存することを要す

然れども無能力者及び法人の其代理人の意思及び所爲に因りて占有の利益を受くることを得

第百九十一條 物の握取の簡易の引渡又の占有の改定を以て之に代ふることを得

初め容假の權原を以て占有したる物を其占有者又爾後自己の物と看做すことを得せしむる新權原に依りて之を保存せしめたるとき簡易の引渡ありたりとす
初め物を自己に屬すとして占有したる者か爾後他人の名を以て其他人の爲め占有を繼續することを承諾したるとき其占有の改定ありたりとす

権利の行使に付て初め他人の名を以て行使せる者か爾後自己の爲め行使するも亦當事者の意思のみよて足る又初め自己の爲め行使せる者か爾後他人の爲め行使するも亦付ても亦同じ

第九十二條 占有の前主に於て存したる占有の性質及び瑕疵を以て相續人其他包括權原の承繼人は移轉す

物又は權利の特定權原の取得者の其利益に従ひ或は自己の占有のみを申立て或は自己の占有に讓渡人の占有を併せて申立つることを得

第三節 占有の効力

第九十三條 法定の占有者の反對の證據あるは非され其行使せる權利を適法に有するものとの推定を受く其權利に關する本權の訴に付ては常に被告たるものとす

第九十四條 正權原且善意の占有者の天然の果實及び産出物を付ては自身又は代人を以て土地より離したる時よ於て之を取得し法定の果實に付ては利益者に關し規定したる如く日割を以て之を取す

占有者か正權原を有せずして事實又は法律の錯誤に因りて善意なきとき其消費したる果實に付き利益を得ざりし證據を擧ぐるよ於ては之を返還する責に任せす

占有者か其占有せし物又は權利の自己に屬せざることを覺知したるときは將來に向ひて果實返還の責を生ず又訴訟に於て確定し敗訴したるときは其出訴の時より此責を生ず

第九十五條 惡意の占有者の回復の請求を受けたる物又は權利の勿論現物よて仍は占有する果實及び産出物を返還し且其既消費し又は過失に因りて損傷し又は收取を怠りたる果實及び産出物の代價を償還する責に任す

回復者の果實の通常の負擔たる費用を占有者よ償還することを要す
強暴又は隱密の占有者の其權原の正當なることを自ら信せしときと雖も果實に關しては常に之を惡意の占有者と看做す

第九十六條 占有者の善意なるを問はず物の保存の爲め又は物の増價の爲め費したる金額を回復者より償還せしむることを得

右孰れの占有者も其分限のみよては奢靡の爲め費したる金額の償還を求むることを得す

第九十七條 前二條の場合よ於て善意の占有者の回復者の言渡されたる保存又は増價の爲めの費用の全價を得るまで物の上よ留置權を有す
惡意の占有者の保存のみの費用に付き留置權を有す

第九十八條 物が毀損を受け又の價格を減じ其責を占有者歸す可きとき其惡意の占有者其在ての如何なる場合も於ても所有者賠償を爲し善意の占有者其在ての其毀損又の減價又因り己れを利したる場合も於て其利したる限度應し賠償を爲すことを要す

第九十九條 占有者の占有を保持し又の回収する爲め下の區別は從ひて占有に關する訴權を有す

占有訴權の保持訴權、新工告發訴權、急害告發訴權及び回収訴權の四種なり

第二百條 保持訴權の不動産と包括動産と特定動産とを問はず其占有に關し他人より反對の主張を含める事實上又の權利上の妨害を受くる占有者に屬す

此訴權の妨害を止せしめ又の賠償を得るを以て其目的とす

第二百一條 新工告發訴權の占有の妨害と爲る可き隣地の新工事を廢止せしめ又の變更せしむる爲め不動産の占有者に屬す

第二百二條 急害告發訴權の或の建物、樹木其他の物の傾倒又因り或の土手、水溜、水樋の破潰又因り或の火、燃焼物、爆發物の必要の豫防を爲さざる使用又因りて隣地より生ずる損害を懼る可き至當の事由ある不動産の占有者に屬す

此訴權の右危險に對する豫防の處分を命令せしめ又の未定の損害に對する賠償の保證人を立てしむるを以て其目的とす

を以てしむるを以て其目的とす

第二百三條 保持訴權及び新工告發訴權の平穩且公然なる法定の占有者のみに屬す但不動産又の包括動産に付て其占有の滿一十年以來繼續したることを要す

第二百四條 回収訴權の暴行、脅迫又の詐術を以て不動産若くは包括動産若くは特定動産の全部又の一分の占有を奪はれたる占有者に屬す但其占有が被告に對して此等の瑕疵の一をも帶ひざることを要す

此訴權の侵奪の占有を特定權原にて承繼したる者に對して之を行ふことを得ず但其者が侵奪の不法の所爲に關與したるときは此限を在らす

第二百五條 回収訴權及び急害告發訴權の法定の占有者及び容假の占有者に屬す縱令其占有が未だ一十年を滿たざるも亦同じ

第二百六條 保持及び回収の訴の妨害又の侵奪を受けたるより一十年内非されの之を受理せず

新工告發の訴の其工事の竣成せざる間之を受理す但其工事に付き占有者か妨害を受けたるとき其工事竣成の前後に拘はらず妨害より一十年内於て保持訴權のみを行ふことを得

忽害告發の訴の危険の存する間の之を受理す

第二百七條 占有の訴の本權の訴と併行することを得ず

判事の當事者の權利の基本より出てたる理由として其權利を豫決す可きものも基きて占有の訴を裁判することを得ず

又判事の本權の訴か既に審理中にあるも占有の訴の判決を猶豫することを得ず

第二百八條 占有の訴を起したる後當事者の一方か其裁判所又他の裁判所本權の訴を起したるときは占有の訴の確定判決に至るまで本權の訴の訴訟手續を中止することを要す

本權の訴の被告か第二百十條に定めたる如く其訴訟中占有の訴の原告と爲りたる時も亦同じ

第二百九條 本權の訴の原告の訴を取下けると雖も其訴以前の事實の爲め更占有の訴を起すことを得ず然れども既起したる占有の訴に付て原告たると被告たるとを問はず之を繼續することを得

本權の訴に於て確定敗訴したる者の占有の訴を起すことを得ず

第二百十條 本權又占有の訴の被告其訴訟中反訴して占有の訴の原告と爲ることを得

第二百十一條 判事占有の訴を正當なりと認むるときは場合に従ひ妨害の絶止、侵奪物の返還、新工事の廢止若くは變更又の急害の豫防處分を命令す可く若し損害あらは同時

又其賠償を言渡す可し

又判事の急害告發の訴に付て其將來未定の損害額を斷定し之に對する保證人を立つ可きことを被告に命令することを得

第二百十二條 占有の訴に於て敗訴したる原告は仍本權の訴を起すことを得

占有の訴に於て敗訴したる被告も亦仍本權の訴を起すことを得但既受けたる言渡を履行せし後限る若し言渡の金額か未定なるときは其言渡を履行するに相應なる金額を裁判所書記課に供託す可し

第四節 占有の喪失

第二百十三條 占有の左の諸件に因りて喪失す

第一 自己又他人の爲め占有する意思の絶止

第二 物の所持又の權利の行使の任意の拋棄又の法律上強要せられたる拋棄

第三 不法と否とを問はず他人の占有の握取但其占有が保持訴權又の回收訴權の行使を受くること無くして一年より長く繼續したるときは限る

第四 占有の目的たる物の全部の毀滅又其権利の消滅
第五章 地役

總則

第二百十四條 地役といふ或る不動産の便益の爲め他の所有者に屬する不動産の上と設けたる負擔を謂ふ

地役は法律又人の爲を以て之を設定す

第一節 法律を以て設定したる地役

第一款 隣地の立入又の通行の權利

第二百五條 凡そ所有者の土地の分界に於て又の自己の土地に工事を爲し得る餘地なき距離に於て牆壁若くは建物を築造し又の修繕する爲め隣地に立入るを求むることを得

第二百十六條 築造又の修繕の工事に收穫を害す可き季節に於ても隣地の所有者又の占有者の一時不在の場合に於ても之を爲すことを得す但急要又の極めて必要の場合に此限を在らず

如何なる場合に於ても隣人の承諾あるに非されし右工事を爲め其住家に立入ることを得す縦令其修繕を要する建物に隣人の住家に連接するも亦同じ

第二百十七條 立入を許諾せる隣人の工事の性質及び時期を酌量して其受けたる妨害に相應する償金を求むることを得

第二百十八條 或る土地か他の土地に圍繞せられて袋地と爲り公路と通ずる能はざるに於て圍繞地の公路に至る通路を其袋地に供することを要す但下に記載したる如く二様の償金を拂ひしむることを得

土地が掘割若くは河海に由るに非されし他に通ずる能はざるに於て又の崖岸ありて公路と著しき高低を爲すに於て之を袋地と看做すことを得

第二百十九條 袋地の利用又の其住居人の需用の爲め定期又の不斷に車輛を用ゆることを要するに於て通路の幅の其用を相應することを要す

通行の必要又の其方法及び條件に付き當事者の議協にさるときは裁判所に成る可く袋地の需用及び通行の便利と承役地の損害とを斟酌することを要す

第二百二十條 通路の開闢及び保持の工事に袋地の負擔に屬す承役地の建物又の樹木を取除き又の變更せしむるの必要あるに於て一回限の償金を其所有者に辨償す

此他承役地の使用又の耕作を減じ及び永く其地の價格を減するに付ての償金の毎年之を

辨償す

第二百二十一條 袋地たることの止みたるべきの通行の権利及び毎年の償金の義務に従ひて消滅す

要役地の所有者の未だ拂期限の至らざる償金の六ヶ月分を拂ひて常は通行の権利を抛棄し及び之を對する義務を免かるゝことを得

第二百二十二條 當事者の通行より生ずる永久の損害の賠償及び毎年の償金の買戻を隨意に元本よて定むることを得

孰れの場合も於ても袋地の止みしとき右元本の之を全く返還するものとす但反對の合意あるときは此限を在らす

第二百二十三條 土地の一分の讓渡 及び共有者間の分割に因りて袋地の生じたるべきの讓渡人又の分割者の償金を受くること無くして通路を供するの義務を負担す此義務の公路の創設に因りて袋地たることの止みしとき消滅す

第二款 水の疏通、使用及び引入
第二百二十四條 低地の所有者の人工によらずして自然に高地より流下する雨水及び泉水を承くる義務あり

人工を以て水の疏通路を創設し又の變更せしと雖も其工事が三十ヶ年前に在るか又は年月を知る可からざるべきの亦同じ

第二百二十五條 土手其他水を湛ふる工事物の破潰に因り又の水樋、堀割の阻塞に因り高地の水量を増して衝激を致し又の方向を變せんとするとき低地の所有者の第二百二條及び第二百一一條に従ひて急害の告發を爲し且高地の所有者の費用を以て其修繕を爲すことを得

事變に因り低地に於て水流の阻塞したるとき高地の所有者の平常の疏通を復する爲め自費を以て必要の工事を爲す權利を有す然れども其義務を負担せず

第二百二十六條 所有者の雨水の直ち隣地に落つる如き屋根其他の工作物を設くることを得す

第二百二十七條 泉源の所有者の隨意に之を使用し且自然に隣地に流る可き餘水を隣人と與へざることを得但次條及び第二百七十六條の規定其他源泉の利用収益に關する行政法の規定を妨げず

第二百二十八條 泉源の水が一町村又の一部落の住民の家用に必要なるべき所有者の其水の不用の部分を流下せしむる責を負す

又町村の自費を以て水の聚合及び引入を必要なる工事を泉源の土地に施すことを得但其工事の爲め償金を拂ひ且其土地を永久の損害を生せしめざることを要す此他町村の水の使用の爲め償金を拂ふことを要す但三十个年間無償にて使用を爲したるときは此限を在らす

第二百二十九條 溝渠、水流、堀割又は池沼の沿岸者にして其床地を所有する者の家用及び農工業用を其水を使用することを得然れども其水路及び幅員を變ずることを得ず

同上の流水の通過する土地の所有者は右と同一の需用の爲め其地内を於て水路を變轉することを得然れども其水の出口を於て之を自然の水路に復することを要す

右孰れの場合に於ても沿岸者の地方の規則に従ひて捕漁の權利を有す

沿岸者の對岸者又は損害を及ぼす可きときは己れの方を於て水除を築くことを得ず

第二百三十條 前條に定めたる二個の場合に於て其水を利用す可き沿岸者又は低地の所有者より争を起したるときは裁判所の地方の慣習と衛生の需用と農工業の利益とを斟酌して之を決す

第二百三十一條 右流水に關する取締の地方廳は屬す地方廳に其流水の疏通、保持及び魚類の保育を付き必要の處分を令することを得

第二百三十二條 一般又は一地方の公有又は私有に屬する水の使用及び取締の行政法を以て之を規定す

第二百三十三條 自己の土地外に在る天然又は人工の水を用ゆる權利を有する所有者は家用又は農工業用の爲め償金を拂ひ其水の通過を中間の土地に要求することを得

第二百三十四條 低地の所有者は浸水地を乾かすに因り出水の疏通の爲め及び家用又は農工業用の餘水の排泄の爲め公路、公流又は下水道に至るまで其通路を供する責を負す家用又は農工業用の爲め變質したる水の通過の地下に於けるは非されぬ之を要求することを得ず

第二百三十五條 水の通路に成る可く承役地の損害少なき場所を之を設くることを要す如何なる場合に於ても建物の下を経又は住家と連接したる庭園を経て水の通過を要求することを得ず

第二百三十六條 水の通路に必要なる工作物の築造及び保持に其工作物に付き利益を得る所有者の費用を以て之を爲す

第二百三十七條 承役地の所有者は其土地に存する堀割を要役地と出入する水の全部又は一分の通路を供することを要求するを得但從來其堀割を通過する水が要役地に供したる

水を變するの性質ならざるるときは限る

又承役地の所有者の其土地に要役地の所有者の爲したる工作物を右と同一の條件に従ひて水の通過の爲め使用せんと請求することを得

右孰れの場合に於ても他人の爲したる工作物を使用する者の自己の利益の割合に應じて其築造及び保持の費用を分擔す

第二百二十八條 第二百二十九條第一項に從ひて流水を使用する權利を有する所有者の堰を設けて水を高むるの要用あるときは償金を拂ひて其堰を對岸に支持せしむることを得 同一の權利を有する對岸地の所有者の前條に記載したる如く費用を分擔して右の堰を使用することを得

第三款 經界

第二百三十九條 凡そ相隣者の地方の慣習に從ひて樹石杭杖の如き標示物を以て其連接したる所有地の界限を定めんと互に強要することを得

第二百四十條 經界訴訟の建物に付き及び土屏、垣柵等の圍障ある土地に付て行われず公路又の公流よて隔てたる土地に付ても亦同し

第二百四十一條 經界訴訟の協議上又の裁判上よて界限の定まらざる間の時効は罹ること無し

經界の訴に付き被告が原告の土地の全部又の一分に對し取得時効又一ケ年以上の占有を申立てるときは原告の先づ回復又の回收の訴を爲すことを要す

第二百四十二條 經界の界限の確定せざるるときは又の爭論あるときは所有權の證書に記載したる坪數及び界限に從ひて之を爲す其證書なきときは之の代ふるに足る他の證據又の書類に依りて之を爲す所有權に付き爭論あるときは先づ其裁判を受くることを要す

第二百四十三條 當事者が協議を以て界限を定めたるときは其證書を作ることとを要す此證書の坪數及び界限に付き確定權原の効を有す

當事者の協議のさるときは判決を以て坪數及び界限を定め其判決書に圖面を添ふ此圖面に其の界標を指示し且各界標の距離及び其近傍の移動なき目標と各界標との距離を記載す 第二百四十四條 樹石杭杖の代價其設置の費用及び證書並に訴訟費用の相隣者平分して之を負擔す然れども判決に因りて不當と爲りたる爭論のみは關する訴訟費用の敗訴者之を負擔す

測量費用の當事者其土地の廣狹に應じて之を分擔す

第四款 圍障

第二百四十五條 凡そ所有者の適宜の材料を用る適宜の高さよ於て自己の不動産に圍障を設くることを得但其不動産か法律又の人爲よて隣人の立入又の通行の地役に服するときは其地役を行ふ權能を妨くることを得ず

第二百四十六條 二箇の住家又の農工業用建物の間にある中庭又の圍圃の土地か各箇の所有者よ分屬するときは各自其隣人よ分界圍障の分擔を強要することを得當事者の議協のさるとき其圍障の板屏又の竹垣の類よ非されし之を要求することを得ず

其高さの分界線の平面より少なくとも六尺たる可し

第二百四十七條 圍障の設置、保持及び修繕の費用の相隣者平分して之を負擔す相隣者の一人の前條よ定めたる材料より良好なる他の材料を用る又の高さを増して圍障を築造することを得但築造費用の差額を拂ひ且保持及び修繕の費用の全額を負擔す

第二百四十八條 相隣者の一人か他の一人を圍障分擔の遲滞よ付せずして之を築造し又の修繕したるとき其人よ對して費用の分擔を要求することを得ず

第五款 互有

第二百四十九條 前款よ定めたる義務よ因り又の任意且協議よ因り共擔の費用を以て土地

の分界線上よ築造したる圍障の其性質の如何を問はず敷地と共よ相隣者の互有よ屬す性質の如何を問はず相隣者の建物の隔壁及び溝渠、生籬、柴垣よして共擔の費用を以て土地の分界線上に設けたるものも亦同じ

第二百五十條 凡そ土地の圍障又の建物の隔壁よして分界線上よ在るもの其性質の如何を問はず共擔の費用を以て設けたるものとして之を互有と推定す但或の證書よ因り或の證人よ因り或の三十ヶ年の時効よ因り或の示したる非互有の目標よ因りて反對の證據あるときは此限よ在らず

第二百五十一條 相隣者の一人の專屬權を定むる直接の證據又の時効の存せざるとき非互有を推定す可き目標となる可きもの左の如し

第一 土造、石造、煉瓦造の牆壁よ付ての屋根の傾斜面又の小簷、漏孔其他の工作物又の粧飾物か一方のみよ存すること

第二 板屏、竹垣よ付ての其支柱か一方のみよ存すること

第三 溝渠よ付ての堀濠の泥土か一方のみよ存すること

第四 生籬、柴垣よ付ての一方の土地のみ四面を圍まれたること

此四箇の場合よ於て專屬權の右目標の存する一方又の土地の全く圍まれたる一方の相隣

者は屬す

第二百五十二條 高さの異なる二箇の建物を隔つる牆壁を付て其牆壁が低き建物を超ゆる部分より互有の推定を適用せず

又牆壁が一箇の建物のみを支持するとき右の推定の如何なる部分も之を適用せず

第二百五十三條 二箇の土地を分界する一箇の圍障其他の工作物も互有の目標と非互有の目標との併存するときの裁判所の事情に従ひて其所有權の共通なるか專屬なるかを査定す

第二百五十四條 互有界の保持及び修繕の互有者平分して之を負擔す但其一人の所爲より毀損の生じたるるときは此限を在らす

然れども第二百四十六條に定めたる義務上の圍障は非ざるるときは互有者の各自の互有權を抛棄して保持及び修繕の負擔を免かるゝことを得但自己の建物を支持する牆壁の保持及び修繕に關するときは又の自己の所爲を因りて必要と爲りたる修繕の費用を拂ふ可きとす

第二百五十五條 相隣者の互有界を其性質及び用方に従ひて使用することを得但其堅牢を傷むることを要す

相隣者の互有の牆壁は其厚さ四分の三に至るまで梁棟を穿入して建物を支持し又の之は煙爐を嵌入し若くは烟突、水管、瓦斯管其他家用、工業用の爲め筒管を通することを得但其牆壁の性質及び厚さか此に堪ふるるときは限る然れども互有者の其牆壁に窟孔を鑿ち又室内用の爲め些少の凹穴をも鑿つことを得す

互有者の互有の牆壁の高さを増すことを得但其牆壁の堅牢此に耐ふるるときは又の自費にて工事を加へ若くは改築を爲して堅牢ならしむるときは限る此場合も於て其高さを増したる部分の互有は非す

互有者の互有の溝渠は雨水又の家用、工業用の水を注下することを得

互有者の互有の生籬を剪伐したる樹枝を平分し又其生籬を存する高木の伐除を要求することを得

第二百五十六條 相隣者の一人が石又の煉瓦にて土地の圍障又の建物の牆壁を分界線と接し又の此より一尺を滿たざる距離に於て築造したるときは他の一人の現時の相場にて材料代及び手間賃の半額を償ひて常に其互有權の讓渡を要求することを得前條第三項は從ひて増築したる牆壁も付ても亦同し

互有權の讓渡を要求する相隣者の圍障、牆壁の敷地及び之と分界線との間の地面も付

き地上權のみを要求するを得此地上權を付ての鑑定人の評定したる定期の納額を建物の存立間拂ふ責を任す

本條より依り牆壁の互有權を取得したる者の前條の規定より從ひて之を使用することを得然れども人為上の觀望の地役として其牆壁を設けたる隔孔を塞かしむることを得ず
石造、煉瓦造より非ざる圍障、牆壁及び籬柵、溝渠、土手を付ての共擔の費用を以てせる設定又の協議上の讓渡を因るより非されの互有權を生せず

第二百五十七條 所有者の石造、煉瓦造より非ざる建物を築造するとき其建物と土地の分界線との間より其地方の慣習より定まりたる尺度の距離を存することを要す
此距離を存せずして築造するとき一方の相隣者の築造の間第二百五十一條より從ひて新工告發の占有訴權を行ふことを得

右築造竣成の後一方の相隣者か建物を築造せんとし其工事の爲め自己の地上より於て分界線より慣習の尺度を超ゆる距離を要するより因り建物を其尺度外より退けたるとき其餘分より退けたる地面より應し前築造者より對して償金を要求することを得

第六款 他人の所有地より對する觀望及び明取窓

第二百五十八條 二個の土地の分界線より少なくとも三尺の距離あるより非されの建物の窓

又の縁側を設けて他人の所有地を直線に觀望することを得ず

此距離の窓又の縁側の突出したる部分より直角線より分界線に至るまでを測算す

第二百五十九條 右距離の制限を遵守するより不便なるときは目隠を以て窓を蔽ふことを要す但其目隠の分界線上より突出することを得ず

目隠を設くる能いざるときは明取窓に非されの之を設くることを得ず此明取窓の其下部より床板まで少なくとも六尺と爲し格子を附着し其格子目より一寸以内たることを要す
此場合より於て尙ほ隣地の所有者の目隠が一尺以上分界線を踰ゆるを許して之を設けしむることを得

第二百六十條 觀望又の明取窓に關する前二條の規定の建物と對向する隣地の建物より隔孔なきとき之を適用せず

第七款 或る工作物より要する距離

第二百六十一條 自己の土地の井戸、用水溜、下水溜又の糞尿坑を穿たんとする所有者の分界線より少なくとも六尺の距離を存することを要す但土砂の崩壞又の水液の滲漏を防ぐより必要なる工事を爲す可し
乾燥して覆蓋ある地窖を付ての右距離を三尺より減す

水路又供したる石樋又溝渠又付ての右距離の少なくとも其深さの半は同じきことを要す然れども三尺を踰ゆることを要せず

右溝渠の分界線の方の崖を斜に削下し又石垣若くは木柵を以て之を支持す可し

第二百六十二條 高さ三間を踰ゆる竹木の分界線より六尺を滿たざる距離内之を栽植し又保持することを得す

高さ三間を滿たす一間を踰ゆる竹木を付ての二尺の距離を存することを要す此他矮小の竹木の直ち之を分界線に接着せしむることを得

右孰れの場合に於ても相隣者の竹木の所有者は對し分界線を踰えたる枝の剪除を要求することを得又自己の土地を侵せる根を自ら截去することを得

前條及び本條の規定の二箇の土地の分界を互有なるときは雖も之を適用す

第二百六十三條 右は異なりたる慣習あるとき前二條の規定は依らずして其慣習を遵守す

第二百六十四條 危険を含み衛生を害し又の不都合を生ずる營業を付き近隣の利益の爲めを要する條件の行政法を以て之を規定す

前諸款は共通なる規則

第二百六十五條 本節の規定の國、府縣、市町村の私有及び公有の財産を付き働方及び受方よて之を適用す

然れども公有財産の水の疏通及び互有の要求權を服せず

第二節 人爲を以て設定したる地役

第二款 地役の性質及び種類

第二百六十六條 相隣者の其不動産の利益又は負擔を以て諸種の地役を設定することを得但し其地役が公の秩序を反せざることを要す

第二百六十七條 地役の不動産の所有權か何人へ移轉するも働方又は受方へ於て其不動産は従として附着す

働方の地役の要役地より分離して之を讓渡し賃貸し又の抵當と爲すことを得す又地役の上の地役を設定することを得す

第二百六十八條 地役の不動産が數人の共有に屬するときは其一人自己の持分を付き要役地は地役を失ひしめ又承役地を免かれしむることを得ざるは因りて之を不可分とす又土地の分割又は其一分の讓渡の場合に於て地役の不可分を以て承役地の各部分を累にし又の要役地の各部分を利す但其地役が承役地の一部分を對するは非されは有益を行

れす又ハ要役地の一部分の爲めハ非されハ便益を得せしめざる場合ハ此限ハ在らず

第二百六十九條 要役地の所有者ハ自己ハ屬すと主張する地役ハ付き占有ハ係ると本權ハ

係るとを問ハず要請訴權を行ふことを得

又承役地なりとの主張を受けたる不動産の所有者ハ其争ふ地役の行使を拒み又ハ之を止

ましむる爲め占有ハ係ると本權ハ係るとを問ハず拒却訴權を行ふことを得

第二百七十條 前三條の規定ハ法律を以て設定したる地役ハ之を適用す

第二百七十一條 地役の種類ハ左の如し

第一 繼續又ハ不繼續の地役

第二 表見又ハ不表見の地役

第三 有的又ハ無的の地役

第二百七十二條 地役ハ場所の位置のみハ因リ人の所爲を要せずして間斷なく要役地ハ便

を與へ承役地ハ累を爲すときハ繼續地役なり

地役ハ要役地の便益の爲め時々人の所爲を要するときハ不繼續地役なり

第二百七十三條 地役ハ外見の工作又ハ形跡ハ因リて露顯するときハ表見地役として之ハ

反するときハ不表見地役なり

第二百七十四條 地役ハ左の場合ハ於てハ有的地役なり

第一 不動産の所有者ハ他人の不動産より或る便益を取るときを得るとき

第二 不動産の所有者ハ相隣便益の爲め法律の普通ハ制禁する或る工作を自己の不動

産ハ爲すことを得るとき

地役ハ左の場合ハ於てハ無的地役なり

第一 不動産の所有者ハ普通ハ所有者ハ許さる可き所爲を隣人ハ自己の不動産ハ爲す

を禁することを得るとき

第二 不動産の所有者ハ普通法ハ従ハ自己の不動産ハ於て相隣便益の爲めハ爲す可く

又ハ許す可き所爲を爲さず又ハ許さざることを得るとき

第二款 地役の設定

第二百七十五條 地役ハ合意又ハ遺言を以て之を設定することを得

右孰れの場合ハ於ても當事者の間ハ於けると第三者ハ對するを問ハず地役の有効なる

爲めハ不動産物權の讓渡ハ關する通常規則を遵守す可し

第二百七十六條 不動産所有權ハ關シ時効より生ずる正當なる取得推定の繼續且表見の地

役ハのみ之を適用す

隣地より引く水の取得は關する時効の期間に其時効を援用する所有者が自己の土地又は承役地に於て其便益の爲め水を聚合し及び引入する外見の工作物を作りたる當時より起算す

第二百七十七條 初め一人の所有に屬したる二箇の土地が不分の時既に繼續且表見の地役の成立す可き位置を成し其分離の時此形狀を變更せず又之を變更することを要約せざりしとき所有者の用方より因り此種の地役を設定したるものと看做す

第二百七十八條 不繼續地役及び不表見地役の第二百七十五條に記載したる二箇の權原の一は依るに非されし之を設定することを得ず

第二百七十九條 要役權を有すと主張する所有者の承役地の所有者より出て又其前所有者の一人より出てたる地役追認の證書を差出すことを得るときは前掲けたる方法の一は因れる地役設定の直接の證據を擧ぐることを要せず

第三款 地役の効力

第二百八十條 適法に取得したる地役權の性質は從ひて行使は必要なる從たる權利及び權能を帶ふ

右の外合意又は遺言を以て設定したる地役は付て各合意又は遺言の解釋に關する一

般の規則は從ふ又時効は基きたる地役は付て實際占有の廣狹を量り所有者の用方より因りて生じたる地役は付て設定者の意思を推定して其權利の廣狹を定む

第二百八十一條 通行の地役、繼續若くは不繼續なる取水の地役、牧畜又は物料採取の地役及び設定權原又は其後の合意に於て行使の時日、場所、方法又は收取の數量を定めざりしとき當事者の一方は常々他の一方と立會の上其定方を裁判所に請求することを得

此定方は付て裁判所の雙方の需用を斟酌し且地役權行使の從來の實蹟を照査す可し

第二百八十二條 取水の地役は服する不動産の所有者は自己の所爲に因りて水の缺乏を生せしめたるときは非されし其責を任せず

二箇の不動産の需用の爲めは水の不足するときは先づ家用は次に農業用は次に工業用は之を供す右に總て其不動産の重要な度の割合を可し

數箇の要役地あるときは各要役地の家用の爲め相共し水を使用す農工業用は付て取水の先後の地役權可得の先後は從ふ

第二百八十三條 地役權を有する者の承役地の所有者の承諾あるに非されし正しく定置きたる行使の時日場所又は方法を變更することを得ず但承役地の所有者が如何なる損害を

も受けざるべきに此限を在らす
又承役地の所有者の右變更を付き正當なる利益を得且要役地の所有者が如何なる損害をも受けざるべきに承役地の所有者の其變更を要求することを得

第二百八十四條 地役を設定する爲め或は工作物を必要とするときは其費用の要役地の所有者の負擔に屬す但承役地の所有者の負擔に屬す可きことを要約したるときに此限を在らす

第二百八十五條 地役の行使に關する工作物の保持及び修繕の亦要役地の負擔に屬す但修繕が承役地の所有者の過失に因りて必要と爲りたるときは此限を在らす

又承役地の所有者が保持及び修繕を負擔す可きを合意することを得此場合を於て承役地の所有者の地役の存する不動産の部分を要役地の所有者に遺棄するときは常に右の負擔を免かるゝことを得

第二百八十六條 承役地の所有者の地役の行使に如何なる妨礙をも爲さず又其便益に如何なる減少をも生ぜざるに於ては其所有權に固有なる適法の權能を行ふことを得

又承役地の所有者の地役の行使の爲め其不動産に設けたる工作物を使用することを得但其所有者が工作物より收むる便益及び其使用に因り増加す可き費用に應じて其建設又の

保持の費用を負擔す

第四款 地役の消滅

第二百八十七條 地役の左の諸件に因りて消滅す

第一 地役を設定したる期間の満了

第二 設定の權原又は設定者の權利の解除、銷除又は廢罷

第三 承役地の公用徵收

第四 拋棄

第五 混同

第六 三十個年間の不使用

第三者が地役あることを知らずして承役地を占有し其占有に不動産所有權の取得に關する時効に必要なる條件を具備するときは地役の消滅したりとの推定を受く

第二百八十八條 地役の拋棄の之を明示することを要す然れども繼續地役の行使の爲め承役地に設けたる工作物の毀壞又は其使用の廢止を付き要役地の所有者が異議を留めずして明示の承諾を與へたるときは其地役を拋棄したりと看做す

拋棄の拋棄者が自己の不動産權利を讓渡すの能力を有するときは非されに其効なし

第二百八十九條 地役の要役地及び承役地を一人の所有又は併合したるときは混同を因りて消滅す然れども其併合の行爲を裁判上にて解除し銷除し又の廢罷したるときは其地役を曾て消滅せざりしものと看做す

右不動産を再び分離したるときは繼續且表見の地役の第二百七十七條の規定に従ひて再生す

第二百九十條 地役の要役地の所有者が任意たる否とを問はず其地役權を行ふ無くして三十個年を経過したるときは不使用を因りて消滅す

右期間の不繼續地役を付て最後の使用の行爲より之を起算し繼續地役を付て地役の自然の作用を對する形體上の妨碍の起れる當時より之を起算す

右妨碍が承役地より起發したる事變より生ずるときは要役地の所有者の自費にて舊狀を復することを得又其妨碍が承役地の所有者の所爲より生ずるときは其費用を以て復舊す

第二百九十一條 要役地が數人の共有に屬するときは其一人の權利の行使を因りて他の人の權利を保存す

此他免責時効の停止又の中断に關する規則の地役の不使用を之を適用す

第二百九十二條 地役權の行使の時日、場所及び方法は關する利益の不使用又の時効の結

果を因りて減殺を受くること有り

第二部 人權及び義務

總則

第二百九十三條 人權則ち債權の常は義務と對當す

義務の一人又の數人をして他の定まりたる一人又の數人に對して或る物を與へ又の或る事を爲し若くは爲さしむることと服從せしむる人定法又の自然法の羈絆なり

義務を負ふ者の之を債務者と名づけ義務を因りて利益を得る者の之を債權者と名づく

第二百九十四條 人定法の義務の其履行を付き法律の許せる諸般の方法に依りて債務者を強要することを得るものなり

自然の義務を對しては訴權を生ぜず

第一章 義務の原因

總則

第二百九十五條 義務の左の諸件より生ず

第一 合意

第二 不當の利得

第三 不正の損害

第四 法律の規定

第一節 合意

第二百九十六條 合意との物權と人權とを問はず或る權利を創設し若くは移轉し又は之を變更し若くは消滅せしむるを目的とする二人又は數人の意思の合致を謂ふ
合意か人權の創設を主たる目的とするとき之を契約と名づく

第一款 合意の種類

第二百九十七條 合意の雙務のもの有り片務のもの有り

當事者相互に義務を負担するときは其合意の雙務のものなり

當事者の一方のみか他の一方に對して義務を負担するときは其合意の片務のものなり

第二百九十八條 合意の有償のもの有り無償のもの有り

各當事者か出捐を爲して相互に利益を得又は第三者をして之を得せしむるときは其合意の有償のものなり

當事者の一方のみか何等の利益をも給せずして他の一方より利益を受くるときは其合意の無償のものなり

第二百九十九條 合意の諾成のもの有り要物のもの有り

合意か當事者の承諾のみを以て成立するときは其合意の諾成のものなり

合意か當事者の承諾の外尙ほ目的物の引渡を要するときは其合意の要物のものなり

第三百條 合意の要式のもの有り不要式のもの有り

公正證書を以て承諾を與ふ可き合意の要式のものなり

此他の場合よ於ける合意の不要式のものなり

第三百一條 合意の實定のもの有り射伴のもの有り

合意の成立及び効力が合意の當初より確實なるときは其合意の實定のものなり

合意の成立又は其効力の全部若くは一分か偶然の事よ繋るときは其合意の射伴のものなり

第三百二條 合意の主たるもの有り従たるもの有り

合意の成立か他の合意の成立に關係なきときは其合意の主たるものなり

反對の場合よ於ては其合意に従たるものなり

主たる合意の無効に従たる合意の無効を惹起す但従たる合意か主たる合意の無効の場合よ於て之よ代るを目的とするものなるときは此限よ在らず

従たる合意の無効の主たる合意の無効を惹起せず但當事者か其二箇の合意を分離す可からざるものと看做したるときは此限を在らす

第二百三三條 合意は有名のもの有り無名のもの有り

有名の合意の固有の名稱ありて本法又の商法に於ける特別の規則の目的たるものなり特別の規則を設けざる總ての場合に於ては其合意の本部の規則に従ふ無名の合意の本部に掲げたる合意の一般の規則に従ふ又有名の合意は特別なる規則に其合意と最も類似する無名の合意を適用することを得

第二款 合意の成立及び有効の條件

第二百四條 凡そ合意の成立する爲めは左の三箇の條件を具備するを必要とす

第一 當事者又の代人の承諾

第二 確定として各人か處分権を有する目的

第三 眞實且合法の原因

右の外尙は要式の合意に必要の方式を遵守し要物の合意に返還せらる可き物の引渡を爲したるは非されり成立せず

第二百五條 合意の成立は必要なる條件の外尙は其有効なる爲めは左に掲ぐる二箇の條件を具備するを必要とす

件を具備するを必要とす

第一 承諾の瑕疵を成す可き錯誤又の強暴の無きこと

第二 當事者の能力あること又の有効な代理せられたること

第二百六條 承諾は利害關係人として合意を加へる總當事者の意思の合致を謂ふ當事者中の一人か承諾せざるときは他の當事者か承諾したるも合意の成立せず但此は異なる意思の存せし證據あるときは此限を在らす

第二百七條 承諾の書面、口頭又の容態を以て之を與ふことを得但此末の場合に於ては他は同意を表するの手段なきこと且承諾する意思の確證あることを要す

又承諾の事情に因りて黙示より成ることを得

第二百八條 遠隔の地に於て取結ぶ合意の言込に其受諾の爲め明示又の黙示の期間なきとき受諾の報なきの間の之を言消すことを得但言消の報の達するは先たち受諾の報を發したるときは其受諾の有効として其言消は無効なり

右は反し明示又の黙示の期間あるときは其期間の言込を言消すことを得す但言消の報か言込又の期間指示の報は先たち又の同時は先方は達したるときは此限を在らす

此指示期間に受諾を爲さざるときは言込の期間満了のみよて消滅す

受諾も亦之を言消すことを得但其報か受諾の報も先たち又の同時も言込人達すること
を要す

言込人か死亡し又の合意する能力を失ひたるも先方か未だ此事實を知らざる間の其承諾
の有効なり

郵便、電信の錯誤差出人の責も歸す但郵便、電信の官署も對する求償権あるとき之を
行ふことを妨げず

第三百九條 當事者の錯誤もて合意の性質、目的又の原因の著眼も相違ありしとき其錯
誤の承諾を阻却す

合意の縁由の錯誤も其錯誤のみもて無効の原因を成さず但當事者の一方の詐欺も關し
て定むるものも此限も在らず

當事者の身上の錯誤も其身上も付ての著眼か決意の原因たりしとき其錯誤の承諾を阻
却す

身上の著眼か合意の附隨の原因たるも過きざるるとき其合意の身上の錯誤の爲め單も取
消すことを得べきものなり

第三百十條 物上の錯誤か物の品質も存するるとき其錯誤の承諾の瑕疵を成す但其品質も

付ての著眼か當事者の決意を助成せざるるとき此限も在らず

之も反して物の品質も存する錯誤の承諾の瑕疵を成さず但當事者の意思か明示又の事情
も因りて品格も著眼したることの明白なるとき此限も在らず物の時代、出處又の用方
の如き思想上品格も付ても亦同じ

合意の履行の時期又の場所も存する錯誤も付て前項の規定も從ふ

算數氏名、證書の日附又の場所の錯誤も付て第五百五十九條の規定も從ふ

第三百十一條 法律の錯誤か或の合意の性質、原因又の効力も存するるとき或の物の資格又
の人の分限も存して其資格若くは分限か決意を爲さしめたるるとき其錯誤の事實の錯誤
如く承諾を阻却し又の其瑕疵を成す

然れども裁判所の宥恕す可き情狀あるも非され右錯誤の爲め合意の無効を認許する
ことを得ず

法律の錯誤の責罰も對し時期より生ずる法律上の失權も對し又の行爲の違式より生ずる
無効も對し此他公の秩序も係る法律、規則の不知も對しても當事者を救護する爲め之
を認許せず

第三百十二條 詐欺の承諾を阻却せず又其瑕疵を成さず但詐欺か錯誤を惹起し其錯誤のみ
を認許せず

を以て第三條に記載せる如く承諾を阻却又其瑕疵を成すとき此限を在らず

此他の場合も於て詐欺の之を行ひたる者は對する損害賠償の訴権のみを生ず

然れども當事者の一方が詐欺を行ひ其詐欺か他の一方をして合意を爲すことと決意せしめたるとき其一方の補償の名義にて合意の取消を求め且損害あるとき其賠償を求むることを得但合意の取消の善意なる第三者を害することを不得

第三百十三條 強暴の當事者の一方が抵抗することを得ざる暴行、脅迫を受けたるは因り枉げて合意を爲したるとき其承諾を阻却す

當事者の一方が不可抗力又出でたる急迫の災害を避くる爲め熟慮するの暇なくして過度なる義務を約し又の無思慮なる讓渡を爲したるときも亦同し

暴行、脅迫又の災害が抵抗す可からざるも非ざるも當事者又の第三者の身體、財産の爲め切迫として一層重大の害を避くる爲め當事者をして合意を爲すことと決意せしめたるとき強暴の承諾の瑕疵を成す

第三百十四條 強暴は因りて身體財産に危難の恐を受けたる第三者が當事者の配偶者又の直系の親屬若くは姻屬なきとき其強暴の常は之を當事者に加へたりと看做す

此他の人は付て親屬なると姻屬なると又外人なるとを問はず裁判所の此等の者は對

して加へたる強暴が當事者の承諾及ぼせし影響を其事情に従ひて査定す

第三百十五條 強暴の當事者の一方の所爲に出でたると第三者の所爲に出でたると又第三者が其一方を通謀せると否とを問はず上の區別に従ひて承諾を阻却し又其瑕疵を成す

第三百十六條 強暴を受けたる一方の合意を銷除することを得る場合も於ても強暴を行ひたる者は對し損害賠償のみを請求して其合意を維持することを不得

強暴か合意の決意を爲さしめたるも非ずして單に不利なる條件を承諾せしめたるとき其合意の銷除することを得ず但賠償の要求を妨げず

第三百十七條 強暴の場合も於て裁判所の當事者の男女、年齢、強弱、智愚及び相互の身分を斟酌す可し

然れども卑屬親の尊屬親に對する尊敬のみ出でたる畏懼の合意を取消す理由と爲らざる

要す

第三百十八條 錯誤、強暴、詐欺及び無能力の之を推定せず其申立人より之を證することを當事者の雙方に屬する銷除訴権の方法に相互の非理を基くときと雖も互に毀滅せず但損害あるとき其賠償の相殺を妨げず

第三百十九條 前數條の場合も於ける銷除訴権の無能力者又の瑕疵ある承諾を與へたる者

のみを属す

然れども處刑の言渡より生ずる無能力の其言渡を受けたる者と合意を爲したる者より之を申立つることを得

第三百二十條 取消すことを得べき合意を第三章第七節に定めたる期間に攻撃せざるべきに黙示して之を認諾したるものと看做す

此他黙示認諾の場合及び明示認諾の方法に右同節の規定に従ふ

第三百二十一條 合意の未來に係り且成立の不確定なる物を目的とすることを得此場合に於て諾約者の其諾約の實施を妨礙し若くは減縮する何等の事をも爲さず又其實施を便す可き何等の事をも放却し若くは怠らざることを要す

然れども相續して受く可き財産を讓渡す合意の其相續を遺す可き人の承諾ありと雖も之を爲すことを得ず

第三百二十二條 合意の不法又は不能の作爲又は不作爲を目的とするときは無効なり
合意の目的たる第三者の作爲又は不作爲が合法又は可能なりと雖ども若し諾約者か其第三者に對して威權を有せざるべきに其諾約の之を不能の作爲又は不作爲を目的とせるものと看做す

然れども何人よても第三者の作爲又は不作爲に付き明示して擔保人と爲ることを得此場合に於て諾約者の保證人の義務を服す

又何人よても第三者に代りて諾約を爲し若し其第三者か之を履行せざるに於て過怠金を辨濟す可き責を負ふことを得

何人よても第三者の名を以て合意を爲し第三者をして之を承認せしむ可きことのみを諾約したるときに其第三者の承認したる時より義務を免かる

第三百二十三條 要約者か合意に付き金錢を見積ることを得べき正當の利益を有せざるときに其合意の原因なき爲め無効なり

第三者の利益の爲め要約を爲し且之に過怠約款を加へざるときに其要約の之を要約者に於て金錢を見積ることを得べき利益を有せざるものと看做す

然れども第三者の利益に於ける要約の要約者か自己の爲め爲したる要約の従たり又は諾約者よ爲したる贈與の従たる條件なるときは有効なり

右二箇の場合に於て従たる條件の履行を得ざるときに要約者の單に合意の解除訴権又は過怠約款の履行訴権を行ふことを得

第三百二十四條 主たり又は従たる要約の常は要約者の相續人の利益の爲め之を爲すこ